

危機管理マニュアル



津波対策合同避難訓練（浅口市立寄島中学校区）

平成26年3月
岡山県教育委員会

ま え が き

学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全・安心な環境が確保されている必要があります。

岡山県教育委員会では、平成13年3月に、様々な事件・事故への望ましい対応の在り方等についての基本的な指針を示した「危機管理マニュアル」を作成し、児童生徒等の安全確保に努めるとともに、その徹底を図ってまいりました。

一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を遥かに越えた巨大地震や津波が甚大な被害を及ぼし、学校の管理下で多くの児童生徒の尊い命が奪われ、これまでの地震・津波対策についての課題が明らかになりました。また、近年不審者による刺傷事件や声かけ事案、新型インフルエンザなどの感染症の流行、インターネット上の誹謗中傷等、子どもたちの心身の健康を脅かす事件・事故等が発生している状況にあります。

こうしたことから、岡山県教育委員会では、近年全国で発生した事件・事故等を踏まえて事例等を見直すとともに、新たな課題についての項目を追加するなど、危機管理マニュアルを改訂しました。また、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるようにするため、緊急対応チェックリストを事例ごとに作成しました。

各学校においては、想定される危機に対してマニュアルの作成や訓練の実施など種々の対策を講じていることと思いますが、多様化・深刻化する危機に備え、適切に対処するためには、危機管理を学校経営の中に明確に位置付けた上で、常日頃から「危機の予知・予測」「未然防止」「危機発生時の対応」「再発防止」のプロセスに沿った学校の危機管理に取り組むことが必要です。また、リスクを低減し、危機の発生を抑制するため、教職員一人一人が危機管理を日常業務のベースと認識しつつ教育活動や業務を行うことが重要であると考えます。

各学校におけるマニュアル等の見直しの際に、本マニュアルを参考にいただき、安全・安心な学校づくりを一層推進されるようお願いいたします。

結びに、本マニュアルの作成に当たり、多大な御協力をいただきました関係者の皆様方に対し、心より感謝を申し上げます。

平成26年3月

岡山県教育委員会教育長
竹 井 千 庫

目 次

まえがき

第1部 学校における危機管理体制の確立	1
1 危機管理の目的・プロセス	2
2 緊急対応マニュアルの整備	2
3 未然防止に向けた取組	3
4 危機発生時の対応	4
5 対応の評価と再発防止に向けた取組	7
資料 緊急対応マニュアル	8
緊急連絡先一覧	10
緊急記者会見の手順	11
学校における避難訓練	13
第2部 事項別危機管理の要点	15
第1章 学校生活	
1 いじめ	16
2 生徒間等の暴力事件	18
3 自殺	20
4 不登校に関するトラブル	22
5 行方不明	24
6 学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）	26
7 殺傷予告	28
8 保護者からの苦情、要求	30
9 授業中の事故	32
10 部活動中の事故	34
11 学校行事中の事故	36
12 登下校中の交通重大事故	38
13 下校途中の事件（連れ去り未遂）	40
14 熱中症の事故	42
15 ストーカー被害	44
16 その他の事例についての緊急対応の主なポイント	46
17 問題行動等への対応に関する豆知識	51

第2章 学校保健

1	感染症の発生	52
2	学校給食による食中毒	54
3	学校給食への異物混入	56
4	食物アレルギー	58
5	学校給食での誤嚥による窒息事故	60
6	心肺蘇生法	62

第3章 学校管理

1	地震災害	64
2	竜巻	66
3	学校施設に起因する事故	68
4	校内への不審者侵入	70
5	シックハウス症候群	72
6	薬品の紛失・盗難	74

第4章 教職員

1	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント	76
2	交通事故	78
3	個人情報の流出	80
4	体罰事件	82
5	メンタルヘルス	84

第3部	緊急対応チェックリスト	86
-----	-------------	----

第 1 部 学校における危機管理体制の確立

1 危機管理の目的・プロセス

1 危機管理の目的

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 子どもや教職員等の生命や心身等の安全を確保すること(2) 危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぐこと(3) 事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること(4) 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること |
|--|

(参考)「危機管理」とは

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること（文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」平成18年3月）

2 危機管理のプロセス

危機管理には、次のプロセスがある。

(1) 危機の予知・予測

過去発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努めること。

また、児童生徒や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努めること。

(2) 未然防止に向けた取組

日頃から、一人一人の児童生徒への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検等により、未然防止に向けた取組を行うこと。

また、児童生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努めるとともに、保護者、地域の人々や関係機関等との連携により、防犯・防災体制の確立を図るなど、危機に至る前に解決する取組を行うこと。

(3) 危機発生時の対応

危機が発生した場合、適切な対応により、児童生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめること。この対応が「緊急対応」である。

(4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

緊急時の対応を事態収拾後に総括し、再発防止に向けた取組を実践していくこと。

また、未然防止の取組についても、定期的に評価し改善していくとともに、日々の教育活動の充実に努めること。

2 緊急対応マニュアルの整備

1 緊急対応マニュアル作成上の留意点

(1) 最悪のケースを想定すること

緊急性があり、保護者への対応や関係機関との連携等、組織的な対応が必要なケースを想定すること。

(2) 必要な対応、手順を明示すること

マニュアルは、文章で示したものやチャート図等、様々な形式が考えられる。どの形式であっても、緊急時の対応や手順、役割分担等の必要事項が明記されていること。

また、状況によって対応順序が変化したり、教職員の臨機応変な対応が求められたりするので、マニュアルが絶対的なものではないことを理解しておくこと。

(3) 関係機関等の連絡先を明示すること

生命にかかわる事件・事故等が発生した場合など、一刻を争う場合に備え、あらかじめ緊急連絡先一覧等を作成・掲示するなど、速やかに関係機関等に連絡できるようにしておくこと。

(4) 関係機関等から助言を得ること

学校の実情を踏まえながら、警察、消防、学校医等の専門的な立場からの助言を得てマニュアルを作成すること。

3 未然防止に向けた取組

1 危機管理意識の高揚

教職員が常に危機管理意識をもって行動することが危機管理の第一歩である。そのため、校内研修等を行い、マニュアルを全職員で定期的に見直したり、危機を想定したシミュレーションを実施したりする。このことにより、未然防止に必要な取組や緊急時に必要な対応の理解及び対応力の向上を図ることができるとともに、危機管理意識を高揚することができる。

また、管理職不在時に事件・事故等が発生した場合の対応の判断・指示、教育委員会への連絡等について、事前に教職員間で共通理解しておく。

2 緊急対応体制の確立

(1) 対策本部の設置

迅速・的確な緊急対応を行うためには、情報を集約・分析したり、対応方針を決定したりする機能をもつ中核的な組織（以下「対策本部」という）が必要となる。

対策本部は、主に、管理職、教務主任、学年主任、生徒指導主事等で構成することが一般的であるが、学校の実情に応じて、生徒指導委員会等の既存の組織を活用することも考えられる。

また、緊急時に対策本部をどのように編成するかについて事前に決定しておき、危機発生時に直ちにその組織が機能するようにしておくことが大切である。

(2) 対策本部の主な機能

- ・情報の整理・分析
- ・緊急対応方針及び対応策の検討・決定
- ・関係機関との連絡・調整
- ・情報・対応の文章化（記録） 等

3 児童生徒・保護者への教育

児童生徒の危機回避能力や防災対策能力を、発達段階に応じて指導するとともに、保護者に対しても、危機管理体制の周知や未然防止策について啓発を行うことが大切である。

4 保護者・地域社会との連携

(1) 日頃からの情報提供と意向の把握

授業参観や学校行事、各地域での懇談会等を通じ、学校の現状や指導方針の説明を行い、学校に対する理解・協力を求めるとともに、保護者や地域の人々の意向の把握に努める。

(2) 地域の協力者との連携

地域の民生委員・児童委員や保護司、学校評議員等と日頃から連絡を取り合うことにより、地域における児童生徒の状況を把握し、問題行動等の早期発見に努める。

(3) 安全確保の取組

地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があるが、一方で不審者の侵入を防止するなどの安全確保の取組も必要となる。

例えば、外来者を把握するための受付の設置、教職員・保護者による校内外の巡回、「子ども110番」の設置等の取組を充実する必要がある。

5 関係機関との連携

学校が支援を得られる機関についての情報を収集し、それぞれの機関の業務内容や特徴等を把握した上で連携を図る。学校から指導方針や現状を説明し、適宜助言を受けることなどを通して、日頃から相談できる関係をつくっておくことが大切である。

4 危機発生時の対応

1 緊急対応における要点

(1) 冷静な対応

マニュアルに示された手順・内容に従い、最優先とする対応は何かを意識しながら、冷静に対応する。

(2) 管理職のリーダーシップ

危機発生時、管理職は状況を判断し、全教職員に「緊急対応を行う」旨を明確に伝え、役割分担等についての的確な指示を行う。

また、教職員が報告・連絡を円滑に行えるよう、管理職は所在を常に明らかにしておく。

(3) 正確な情報収集及び情報の共有化

事件・事故等発生時には、周囲にいた児童生徒等から可能な限り正確に情報を聞き取ったり、その情報を対策本部において整理し要点を文章化したりするとともに、全教職員で情報の共有化を図る。

(4) 組織的な対応

対策本部での決定事項については、その構成員である教職員が速やかに他の教職員に指示・伝達し、学校全体で組織的に対応できる体制を構築する。

また、混乱した状況では、教職員の臨機応変な対応が必要となるが、個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は、必ず事後に管理職に報告するなど、「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

(5) 保護者・地域社会との連携

P T A役員や地域の関係者と協力して危機の解決に当たるとともに、児童生徒及び学校の教育活動を守る体制づくりを行う。

(6) 関係機関との連携

危機の拡大を最小限に抑えるとともに、今後の対応に関する助言や支援を得るため、教育委員会、消防、警察、保健所等の関係機関に連絡し、支援を要請することを原則とする。校長は正確な事実関係を把握し、最終的に要請の必要性を判断する。

(7) 通信手段の確保

保護者や報道機関等からの問い合わせ等が殺到し、学校の電話が使用できなくなった場合には、非常用の通信手段を確保する必要がある。

ファクシミリがその手段として有効であるが、例えば、教職員の所有する携帯電話番号

を、本人の同意を得た上で、連携を図る必要のある機関に伝え、非常用電話として利用することも考えられる。

(8) 記録の作成

次の事項について、時系列で詳細に記録し保存する必要がある。

- ① 事件・事故等の概要
発生日時、関係児童生徒名、事件の内容、被害の状況等
- ② 学校の連携及び対応状況
児童生徒、保護者、教職員、PTA等
- ③ 警察等関係機関との連絡状況
連絡日時、連絡内容等
- ④ 報道機関への対応
取材日時、報道機関名・連絡先、対応者、説明内容等

2 教育委員会との連携

(1) 教育委員会への支援要請

危機発生時には様々な対応が必要となり、学校だけで対応することには限界がある。学校だけで抱え込まず、教育委員会に助言を求めたり、職員の派遣を要請したりする。

(2) 教育委員会の支援

学校が危機に陥った際、教育委員会は、学校を直ちに支援しなければならない。職員を派遣することなどにより、学校と共に問題の早期解決を図る。

(3) 教育委員会の支援内容

学校への支援については、次のようなことが考えられる。

- ① 学校への指導・助言
学校は、対応の当事者として余裕がなく、必要な対応を見落とす可能性がある。状況を客観的に把握し、教育委員会のもつ経験・知識を生かした指導・助言により学校の対応を支援する。
- ② 関係機関等との連絡・調整
学校が、教育委員会や警察等の専門機関と円滑な連携を図ることができるように、学校と協同体制を確立し、連絡・調整を行う。
- ③ 専門家の派遣等
事件・事故等発生後、児童生徒の心のケア等が必要となる場合がある。教育委員会職員の派遣だけでなく、臨床心理士等の専門家の派遣等を検討する。
- ④ 教育再開に向けた対応
事件・事故等が収拾した後、学校の安全・安心の確保、施設設備の復旧等、関係機関等と連携し、速やかに教育活動を再開することができるよう対応する。

3 緊急保護者会の開催

(1) 開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職は教育委員会やPTA役員等と連携を図り、次のような点を考慮の上で判断することが必要である。

〔判断基準〕

- ・事件・事故等が当事者だけでなく、他の児童生徒及び保護者に与える影響が大きいこと。
- ・児童生徒及び保護者に、不安感や学校に対する不信感が高まっている、または高まる可能性があること。

(2) 目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- ・ 事件・事故等についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避けること。
- ・ 学校運営の正常化を図るため、対応方針を説明し、保護者や地域の人々の協力を求めること。
- ・ 学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞くこと。

(3) 実施上の留意点

① 説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や、事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。

② 個人情報への配慮

事件・事故等に関わる児童生徒の人権やプライバシーについて、最大限の配慮を行う。

③ 教職員の共通理解

管理職は、教職員に緊急保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について説明し、共通理解を図っておく。

④ 誠意ある対応

緊急保護者会において、様々な意見や要望が出されることが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

⑤ 教育委員会・PTA役員との連携

開催目的・内容等について、教育委員会やPTA役員と事前に協議する。必要な場合は、教育委員会に助言や職員の緊急保護者会への同席等を依頼する。

4 報道機関への対応

(1) 対応の基本的姿勢

報道機関への対応については、次の姿勢で対応する。

① 情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故等についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。

また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求める。

② 誠意ある対応

報道を通じて、事件・事故等の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意をもって対応する。

③ 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

(2) 対応のポイント

① 窓口の一本化

取材要請があった場合の対応は、校長、副校長または教頭が窓口となり、一本化する。誰が窓口となるかについては、あらかじめ協議しておく。

② 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、児童生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関する依頼を文書等により行う。

〔依頼内容（例）〕

- ・ 校内の立ち入りに関して
- ・ 取材場所、時間に関して

・児童生徒や教職員への取材に関して 等

③ **報道機関名、記者名、連絡先等の確認**

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず報道機関名、記者名、連絡先等を確認しておく。

④ **取材意図の確認及び準備**

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

⑤ **明確な回答**

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな返答はしない。

また、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。

⑥ **教育委員会と関係機関との連携**

記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会に支援を要請する。

また、社会的に影響が大きい事件・事故等においては、消防・警察・保健所等、複数の機関が関与するため、報道対応の際には、関係機関相互に情報を確認し合うなどし、齟齬が生じないようにする。

⑦ **記者会見の設定**

取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。

その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。

取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えられる。

5 対応の評価と再発防止に向けた取組

1 対応の分析・評価

事件・事故等の收拾後、教職員の問題意識が高いうちに、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から原因や対応を分析・評価し、問題点及び改善点等を抽出する。

2 再発防止に向けた取組

分析・評価等によって得た、問題点、改善点等に基づき、再発防止策を検討する。その際、学校評議委員会や有識者等の意見を聞く機会を設ける。

とりまとめられた再発防止策に基づき、各校における危機管理マニュアルを修正するとともに、定期的に改善を図っていく。

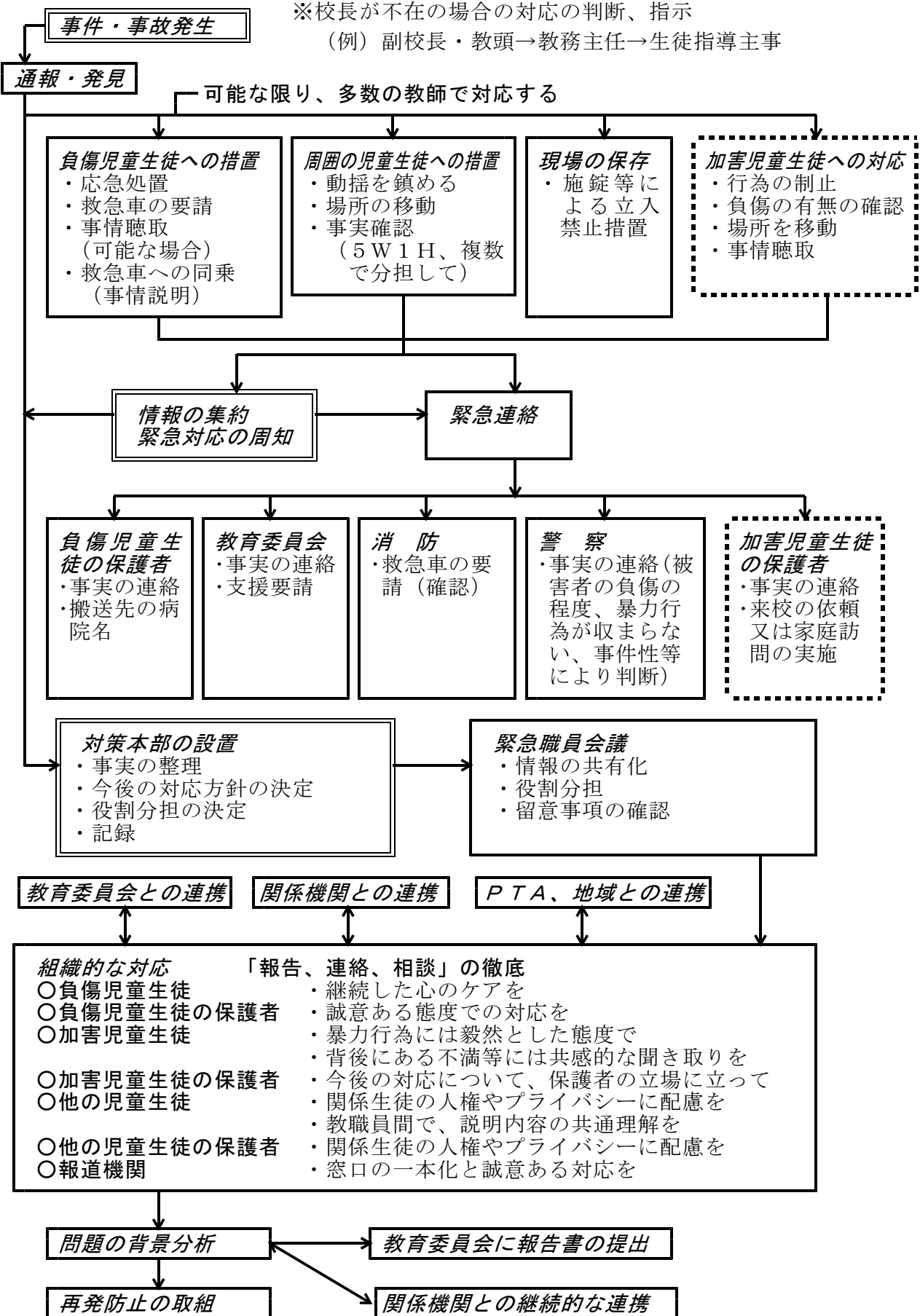
3 関係機関との連携

関係機関には危機を脱した後も、今後の対応についての助言を得たり、直接、児童生徒の支援に当たってもらったりするなど、継続的な連携を図る。また、連携した機関から、学校の緊急対応についての評価を得て、その改善を図ることも大切である。

●事件・事故発生時の緊急対応マニュアル (例)

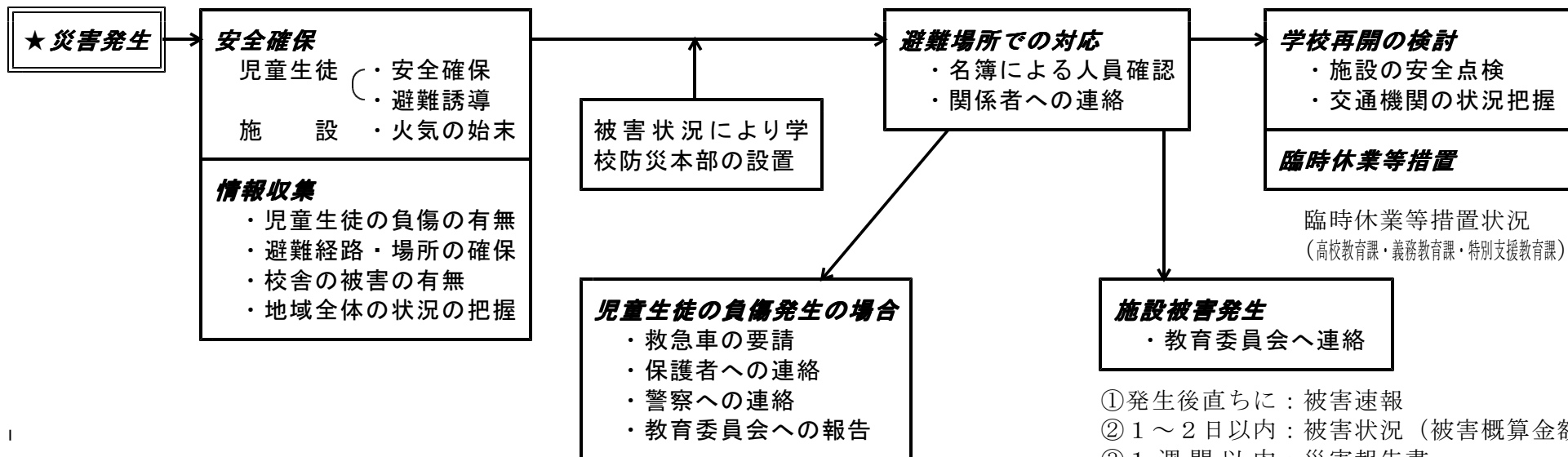
※校長が不在の場合の対応の判断、指示

(例) 副校長・教頭→教務主任→生徒指導主事



●災害発生時の緊急対応マニュアル (例)

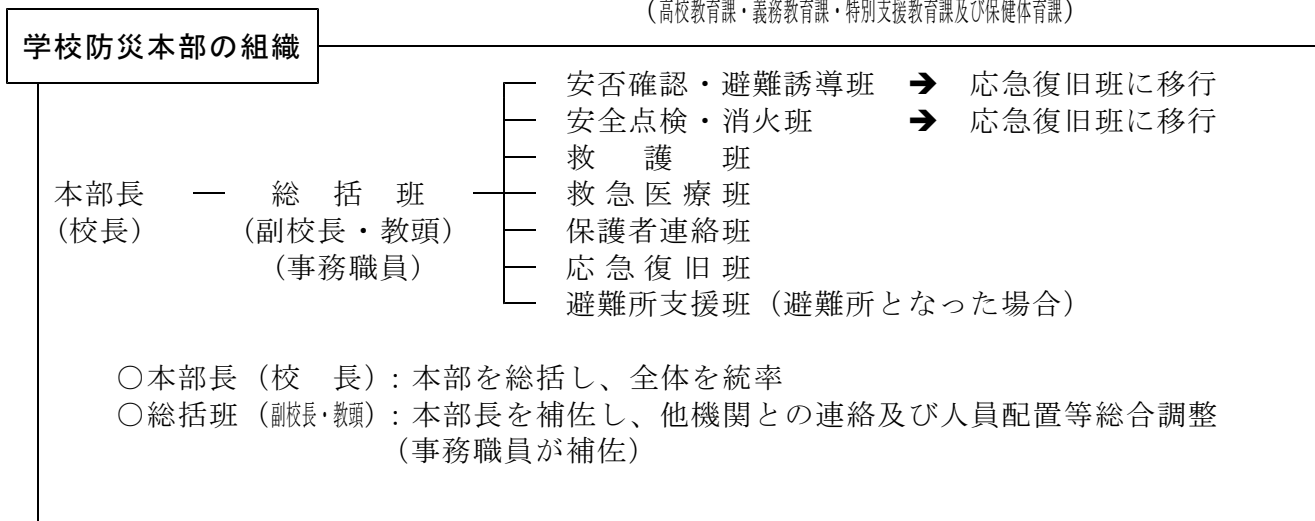
※管理職が不在の場合の対応の判断、指示
 (例) 副校長・教頭→教務主任→生徒指導主事



臨時休業等措置状況
 (高校教育課・義務教育課・特別支援教育課)

- ①発生後直ちに：被害速報
- ②1～2日以内：被害状況 (被害概算金額)
- ③1週間以内：災害報告書 (財務課)

被害の状況・程度、対応状況
 (高校教育課・義務教育課・特別支援教育課及び保健体育課)



※教職員関係被害……高校教育課
 義務教育課
 特別支援教育課
 ※学校給食関係被害…保健体育課
 ※教科書関係被害……高校教育課
 義務教育課
 特別支援教育課

- 本部長 (校長)：本部を総括し、全体を統率
- 総括班 (副校長・教頭)：本部長を補佐し、他機関との連絡及び人員配置等総合調整 (事務職員が補佐)

緊急連絡先一覧（例）

- 連絡の要点
- ① 学校名 〇〇市立〇〇中学校
 - ② 学校住所 〇〇市〇〇 〇〇番地
 - ③ 電話番号 086-〇〇〇-〇〇〇〇
 - ④ 連絡者氏名
 - ⑤ 概要の説明 （簡潔に）

※ 連絡先の機関によって、①～⑤の連絡内容は異なる。

機 関 名	電 話 番 号
〇〇消防署（緊急 119）	086-〇〇〇-〇〇〇〇
校医 〇〇医院（内科）	086-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇警察署（緊急 110）	086-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市教育委員会	086-〇〇〇-〇〇〇〇
病院 〇〇病院	086-〇〇〇-〇〇〇〇
薬剤師 〇〇 〇〇	086-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇保健所	086-〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇補導センター	086-〇〇〇-〇〇〇〇

氏 名	電 話 番 号
校長 〇〇 〇〇	086-〇〇〇-〇〇〇〇（自宅） 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇（携帯）
教頭 〇〇 〇〇	086-〇〇〇-〇〇〇〇（自宅） 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇（携帯）
P T A会長 〇〇 〇〇	086-〇〇〇-〇〇〇〇（自宅） 086-〇〇〇-〇〇〇〇（勤務先）

資料 4

緊急記者会見の手順

1 記者会見の日時・場所等の決定

教育委員会と相談して日時・場所等を決定するが、開催時間・場所については、次の点に留意する。

- ① 児童生徒への影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯を設定する。なお、児童生徒が校内にいる時間帯は、校外で開催するのが望ましい。
- ② 複数社のテレビカメラが入ることなどを想定して、適切な広さの会場を設定する。また、報道関係者の車両などで近隣住民の迷惑にならないよう、駐車場についても配慮する。

2 報道機関への記者会見開催連絡

県立学校については、県教育委員会を通じて報道機関へ記者発表の連絡を行う。市町村立学校については、各市町村教育委員会の指示により地元の報道記者クラブへ連絡を行う。なお、特定の報道機関のみに事前連絡を行わないこと。

3 事前準備

(1) 当日説明資料・想定問答の作成

説明資料の冒頭には、日付の他に問い合わせ先（所属名、担当者名〈複数名としふりがなを振ること〉、電話番号）を明記し、内容については、5W1H（誰が、いつ、どこで、何を、なぜ、どのように）に加え、発生時から現在に至るまでの経過や今後の対策、見解、配慮事項等を簡潔にまとめて記載する。また、説明資料については、事前に教育委員会や関係機関へ確認を行うなど情報を共有し、混乱が生じないようにする。想定問答については、できるだけ当日までに頭に入れておき、記者会見の場では読み上げないようにする。

(2) 役割分担（人員配置）の決定

《役割分担の一例》

校長：説明

教頭：司会

教務主任：記録・録音

生徒指導主任：説明補助（説明者等へのメモ渡しなど）

事務職員：受付、資料配付（報道機関名、記者名を記入してもらう。または、名刺をもらう。）

※場合によっては、教育委員会の関係者の同席を依頼する。

(3) 会場のレイアウト等の決定

記者会見を学校で行う場合、記者が勝手に教室等へ立ち入らないように、記者会見

開催連絡の際に校地内への立ち入り可能場所を示したり、校内に「立入禁止」の掲示をしておく。会見場では、記者席とカメラ席、説明者席を区分しておく。

このほか、長期化しそうな事案の場合には、教育委員会と相談しながら、あらかじめ定期的な記者会見の実施についても検討しておき、記者会見の時に今後の予定についてもお知らせできるようにしておく。

4 記者会見当日

(1) 開会時間

記者会見は、予定した時間より早めに開始しないこと。また、顔見知りの記者がいたとしても、事前に発表内容を漏らさないこと。

(2) 進行次第（例）

① 開会

開会あいさつは不要。記者会見の標題と説明者を述べる。

② 概要説明

長々と説明するのではなく、説明資料を基にポイントを押さえて説明する。なお、謝罪する場合は、冒頭に行く。

③ 質疑

記者の質問は冷静に聴き取り、聞かれたことについてのみ個人情報に配慮しながら、事実に基づいて簡潔に回答する。なお、想定問答は読み上げない。

把握していないことや、確認できていない情報に基づく質問については、慎重に対応し、事実を確認した後に回答するなど、即答を避ける。

④ 閉会

記者の質問が続く中、一方的に閉会しない。案件への対応などのために閉会しなければならない場合は、あらかじめその旨をお知らせし、理解を得ておく。

5 記者会見終了後の対応

会見終了後は速やかに会場を立ち去るのが良いが、ぶら下がり*取材にあった場合は、報道機関によって話す内容を変えない。

※ぶら下がりとは、会見場やホテルなどを使う通常の記者会見とは異なり、記者が取材対象者を取り囲んで行う取材形式のこと。

学校における避難訓練

災害発生時における安全確保のための基本的な行動習慣の確立とともに、多種多様な災害発生状況を想定した訓練の実施が望まれる。地域や学校の実態に応じて、訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、方法等について計画を立て、年間を通じて意図的、計画的に実施することが必要である。

1 避難訓練実施上の留意点

- ア あらゆる場面を想定して行うことが必要である。特に学校の立地条件を考慮に入れることは重要である。
- イ 訓練が形式的に済まされることのないように、地域の消防署等との連携を図って緊迫感や臨場感を持たせたり、あらゆる可能性を想定して教職員や児童生徒等の負傷や学級担任不在の場合などにおける対応なども含めたりして、実践的に訓練を行う工夫も望まれる。
- ウ 訓練を一層効果的にしていくために、人員把握、安全確認や指示の方法、避難に必要な時間、避難場所、避難経路の選定、児童等の避難行動時の状況等について専門家の協力を得て適切に評価を行い、その後の訓練に生かすことが必要である。

2 避難訓練の工夫やポイント

訓練	内容等
予告なしの訓練	訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻は児童生徒はもとより、教職員にも伏せておく。その際、訓練は学校の危機管理マニュアルに則って実施することとし、改めて訓練実施の打合せ資料を配付しない。また、あらかじめ行方不明となる児童生徒を配置しておいて、安否確認（点呼・人数確認）が正確にできるかを訓練する方法もある。
臨場感のある場を設定した訓練	廊下等に落下物や転倒物に見立てたダンボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択できるか訓練したり、屋内消火栓、脱出用シューター、消火器、担架等の防災用具を活用した訓練をしたりする。また、停電で放送設備が使用できない場合を想定した訓練を実施すること考えられる。
緊急地震速報に対応する訓練	緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練を行う。その際、担任や授業者の指示下にいない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練も必要である。
津波に対する避難訓練	津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行うことが必要である。津波災害から避難するためには、津波が到達する前に、津波より高い場所に移動しなければならない。一刻も早く避難するための手立てについて考えておくことが大切である。学校付近の高台、津波避難ビルまでの避難が完了するまでの時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、適切かどうか判断しておくことも必要である。また、学校付近に適切な場所がない場合には、学校の設置者とその対策について協議し、対応策を決めておくことが

	<p>求められる。さらに、東日本大震災では、津波の危険を察知した中学生が自らの判断で高台に避難して危険を回避した例があったことから、教師の指示を受けなくても、自らが危険を判断し、避難行動をとるための態度をはぐくむ指導も求められる。</p>
<p>学校が避難所になることを想定した防災訓練</p>	<p>学校は予期される災害に応じて、避難者を学校施設内へスムーズに誘導する訓練を行うことが必要である。訓練に当たっては、避難者を受け入れる場所、土足禁止エリアなど学校施設使用上のルール等を定めておき、教職員間で共有しておく。また、避難者に、高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人、ペットを連れた人等を想定することも重要である。なお、避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するが、状況によっては、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う場合も考えられる。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、避難者名簿づくりや水・食料の確保等、教職員が協力できる内容について関係機関と予め調整しておくことが求められる。</p>
<p>火災に対する避難訓練</p>	<p>消防署への通報、避難誘導、初期消火、非常時持ち出し品の搬出等、同時に行わなければならない対応が考えられ、児童生徒等の避難訓練と併せ、教職員の訓練も必要である。避難時には、出火場所や風向き、校舎の構造などにより、安全な避難経路を素早く判断することが求められる。また、地震による危険物への考慮など、単に火災の避難訓練として行うだけでなく、地震後の発生も想定し、避難経路や集合場所について検討しておくことが必要である。</p>
<p>不審者侵入に対する避難訓練</p>	<p>不審者の発見・通報、校内の情報伝達、児童生徒等の避難誘導や所在・安全の確認方法等について点検を行うことが重要である。また、訓練は様々な場面を想定して実施することが必要であるが、一度に多くの場面を設定するのではなく、訓練を繰り返し、より困難な場面を想定した訓練になるように計画する必要がある。特に警察等の助言を受けることにより、専門的な視点から訓練の評価・見直しが可能になる。また、緊急事態が発生した場合、他の教職員や職員室等へ速やかに知らせるために、防犯ブザーやホイッスル等を常時携行しておくことも求められる。</p>
<p>保護者への引き渡し訓練</p>	<p>児童生徒等が在校中に災害等が発生、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練をしたり、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられる。</p>

※地震災害を想定した訓練については、被災地派遣職員からの情報をもとに記載している。

3 参考資料

- ・学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省 平成25年3月）
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省 平成24年3月）
- ・緊急地震速報を活用した学習・避難訓練指導例（県教育庁保健体育課 平成25年5月）

第2部 事項別危機管理の要点

第1章 学校生活……p. 16

第2章 学校保健……p. 52

第3章 学校管理……p. 64

第4章 教職員……p. 76

第2部では、様々な事例について、緊急対応のポイント等を掲載していますが、児童生徒等の実情、実際の現場の状況等により、臨機応変に対応することが重要です。

1 いじめ

10月中旬、中学校1年生のA子の母親から夕方、担任のB教諭に電話があった。前にも相談したが、最近また、娘がクラスの女子から「うざい」と言われたり、無視されたりしている。ネット上にも娘への悪口と思われる書き込みがある。娘は学校に行きたくないと言っている。早急にいじめを解決してほしいという訴えであった。翌日、B教諭はA子から話を聞くとともに、事実確認に努めていたが、放課後、A子の母親から校長へ「今日、ずっと連絡を待っていたが何の連絡もない。いじめを放置するのか。」と強い抗議の電話があった。

1 事例の分析と課題

- (1) いじめられた生徒は心理的に非常に追い詰められた状況となる。本人の立場に立って共感的に関わり、心のケアを図ることが求められる。
- (2) この事例では、いじめに対し、担任だけで対応していたと考えられる。いじめの指導に当たっては、学校全体で取り組み、組織的に対応していくことが求められる。
- (3) 担任による今までの指導経過から、保護者との連携が不十分であったと考えられる。誠意ある対応により信頼回復を図り、協力関係を築くことが必要である。

2 緊急対応のポイント

〔いじめの基本認識〕

いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている児童生徒の立場に立って、特定の教職員で抱え込むことのないよう、速やかに組織的に対応するとともに、全力でその児童生徒を守り、問題の解決を図る。

(1) いじめられた生徒からの事実確認及び保護者への対応

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。

〔生徒〕

- ・保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
- ・生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

〔保護者〕

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・学校で安心して生活できるように全力で取り組むことを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

(2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報が速やかに生徒指導担当者や管理職に伝わるように連絡体制を整える。

(3) いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の生徒から聞き取る際には、発言した生徒が特定されたり、聞き取りを行うことでかえって生徒間で憶測が広まったりしないように、聞き取りの範囲や内容等を工夫する。

(4) いじめた生徒・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・生徒に、確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、謝罪について考えさせたり、ネット上の書き込みを削除させるなどの指導を行う。
- ・保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取組を考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。

(5) 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

(6) 指導の継続

- ・担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- ・関係した生徒の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。
- ・ネット上の書き込みは、被害の拡大を防ぐために削除要請したり、必要に応じて警察等と連携を図る。また、その後も継続して監視を行うなど、状況に応じた対応を行う。

(7) 関係機関との連携

- ・生徒への継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。また、スクールソーシャルワーカーを活用するなど、関係機関と連携した対応に努める。
- ・特に生徒の生命又は身体の安全が脅かされたり、暴力や恐喝等、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早急に警察へ相談・通報する。
- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、速やかに教育委員会に報告し、その事案の調査や対応について緊密な連携を図る。

3 未然防止のポイント

(1) いじめに関する校内体制の確立

各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策委員会等を中核として、いじめ防止等の対策を組織的に推進するため、教職員の資質能力向上を図る取組やいじめの早期発見・対応等に関する取組を充実する。また、取組状況の定期的な点検を行い、適宜改善を図る。

(2) いじめを許さない学校・学級づくり

児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒が主体的に未然防止に取り組むとともに、アンケート調査等による早期発見に努めるなど、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

(3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、積極的に声かけを行うなど、児童生徒が気軽に相談できる雰囲気づくりを心がける。また、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努める。

(4) 関係機関や保護者・地域との連携

平素から関係機関との連携に努める。また、保護者や地域に対していじめ問題への学校の方針等を積極的に発信するとともに、普段から協力体制の確立に努める。

4 法令・判例等

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

2 生徒間等の暴力事件

A中学校の2年生3人が、昼休みに、1年生のA男をトイレに呼び出し、日頃の態度が生意気だという理由で、一方的に殴ったり蹴ったりする暴行を加えていた。周囲にいた生徒が職員室へ報告し、それを受けて、数名の教員が現場に駆けつけたときには、A男はうずくまって鼻や口からは出血しており、加害生徒は全員立ち去っていた。

加害生徒の3人は、日頃から授業エスケープや器物損壊等の問題行動を繰り返していた。

1 事例の分析と課題

- (1) 被害生徒の応急処置及び行方の分からない生徒の保護が最優先であり、保護者への連絡、警察や消防等の関係機関と連携した迅速な対応が必要である。
- (2) 周囲にいた生徒を落ち着かせ、事実関係を早急に把握するとともに、憶測や噂話を自重するよう指導することが重要である。また、心的影響を受けている生徒に対しては、心のケアを行うことが求められる。
- (3) 問題行動の未然防止・早期発見のために、校内巡視を行い、生徒の様子を観察したり、死角となる場所をつくらないようにしたりすることが大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 被害生徒の安全確保

- ・当事者や周囲の生徒への対応等が必要となるので、複数の教職員で現場に向かう。
- ・負傷した生徒に応急処置を行うとともに、直ちに他の教師に応援要請、警察への連絡、救急車の手配等を依頼する。

(2) 関係機関への連絡

管理職の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

〔消防〕

- ・救急車の要請を行う。救急車には教師が同乗し、状況説明を行う。

〔警察〕

- ・事件が発生したことを通報するとともに、加害生徒の保護のため、捜索を依頼する。その際、服装や生徒の特徴等について可能な限り詳細に伝える。

〔教育委員会〕

- ・事件発生の一報及び消防、警察に連絡したことを報告し、助言を受ける。

(3) 保護者への連絡

- ・被害生徒の保護者に、負傷の状況及び搬送先の病院名等を伝える。
- ・加害生徒の保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法等を伝える。

(4) 現場の保存

- ・周囲にいた生徒を現場から移動させるとともに、現場を立入禁止にし、鍵をかけたりロープを張ったりするなどの措置を行う。

(5) 周囲の生徒からの情報収集

- ・生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について、可能な限り情報を集め、管理職は正確な事実関係を早急に把握する。

(6) 捜索

- ・教職員で地区割りをを行い、可能な限り捜索を行う。また、関係機関や地域に協力を要請する。

(7) 役割分担の確認

- ・管理職を中心にチームを編成し、情報の整理・対応の検討・役割分担の確認を行う。
- ・事件の概要と対応について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ・他の生徒、保護者、地域の人々、報道機関への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。

(8) 他の生徒への指導

- ・生徒の動揺が予想される場合は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮の上、事件についての説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。
- ・説明は、その内容について全教職員で共通理解した上で実施する。

(9) 保護者への対応

- ・PTA役員、教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行う。
- ・事件の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

(10) その他

- ・加害生徒が保護された後の対応は、警察や教育委員会と連携を図りながら行う。
- ・事件の発生状況や指導の経過等を詳細に記録しておく。

3 未然防止のポイント

(1) 方針・対応の明確化と周知徹底

「暴力行為は絶対に許されない行為である」ということや、そのような行為があった場合には、毅然とした対応をしていくことを周知しておく。

(2) 児童生徒理解の充実

授業や休憩時間等における児童生徒の日頃の行動や友人関係等について、ふれあいや観察等により得られた情報を教職員間で交換し、多角的に児童生徒を捉えるようにする。

(3) 教育相談の充実

学校や家庭のことなど、どの児童生徒も不安やストレスを抱えていると考えられる。一人一人の児童生徒に教師が積極的に声をかけ、不安等が打ち明けられる信頼関係を確立し、相談活動の充実を図る。また、自分のことや友達のことなどで心配なことは、いつでも相談にのることを、日頃から折に触れ伝える。

(4) 保護者との連携

家庭での児童生徒の様子で、気になることがあればすぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

(5) 関係機関との連携

スクールカウンセラーや相談機関から児童生徒理解についての助言を得たり、警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明したりすることなどにより、日頃から相談できる関係づくりをしておく。また、家庭環境や交友関係など、背景が複雑な児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用するなど、関係機関との連携を図りながら多角的な支援に努める。

(6) 緊急対応の演習の実施

校内研修等を通じて、緊急事態を想定した演習を行うことにより、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

○ 対教師暴力が起こった場合は・・・

生徒間暴力の場合と同様の対応を基本としつつ、次の点にも留意する。

- ・被害教職員は「診断書」をとる。(警察への被害届提出の際に必要)
- ・管理職が被害教職員から事情聴取を行い、警察への被害届の提出について判断する。
- ・通報により保護者からクレームがある場合も考えられるため、教育委員会と十分に連携して対応する。

○ 校外で生徒間暴力が起こった場合は・・・

情報提供者(児童生徒・地域住民等)や警察からの情報をもとに、学校として事実確認を行い、指導の方向性を決定する。また、他校生とのトラブルでは、生徒指導主事が窓口となり、関係校と緊密に連携しながら対応を進めていく。

3 自殺

高校1年生のA男は、中学校との違いにとまどいながらも勉強や部活動に一生懸命取り組んでいた。担任のB教諭は、最近、表情が暗く感じたので、A男に声をかけたが「大丈夫です。」といつもと変わらない返事が返ってきた。数日後、警察から学校にA男が自殺したという連絡が入った。

1 事例の分析と課題

- (1) 遺族に対して心から弔意を示し、遺族へ継続的にかかわっていく中で、意向を丁寧に確認しながら誠意ある対応に努める。
- (2) 校長のリーダーシップの下、教育委員会とも緊密に連携を図りながら、遺族への対応、関係生徒等のケア、在校生や保護者への対応など、方針や役割を明確にしながら対応を進める。
- (3) 遺族の意向や心情等に配慮しつつ、当該生徒が置かれていた背景について可能な限り把握し遺族へ説明する。
- (4) 今後の自殺防止に資する観点から、自殺の要因や背景を分析し、自殺予防の取組の推進を図る。

2 緊急対応のポイント

(1) 対応方針の決定

- ・速やかに管理職へ連絡し、管理職や関係教職員で対応を協議する。
- ・当該生徒の状況把握、弔問や遺族への対応、在校生やPTA（保護者）への対応、教育委員会や警察との連携など、それぞれの対応について役割を分担する。

(2) 校内の体制づくり

- ・校長は当日のうちに必ず弔問に行き、弔意を示すとともに、今後の対応や葬儀への参列等について遺族の意向を丁寧に確認し、当面の対応方針を説明する。
- ・緊急の職員会議を開き、教職員に対して事情説明や今後の対応について伝える。
- ・管理職等へ正確・迅速に伝わる連絡体制を整える。
- ・在校生へ伝えるときは、当該生徒のプライバシーや遺族の意向を十分に踏まえる。また伝えた後の生徒の様子を注視し、心の安定に最大限努める。
- ・PTA会長と連絡を取り、PTAとしての対応や保護者会の実施等について相談する。
- ・マスコミ等、外部対応の窓口を一本化する。個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、正確な情報に基づき、誠意をもって対応する。

(3) 背景調査と心のケア

- ・当該生徒の状況について、すべての教職員から迅速に聴き取りを行うとともに、遺族の意向や心情等に配慮した上で、当該生徒と関わりの深い生徒からも迅速かつ慎重に聴き取りを行う。
- ・教育委員会と緊密に連携を図り、スクールカウンセラーを活用するなどして、関係生徒等の心のケアに努める。

(4) 遺族への継続的な関わり

- ・葬儀後も継続して遺族に関わり、背景調査の経過や内容について説明するとともに、要望を確認したり、遺族の希望や状況に応じてカウンセラーや専門機関等を紹介したりする。
- ・背景調査に関して、さらに詳しい調査の実施について遺族に提案し協議する。場合によっては、中立的な立場の調査委員会を設置し調査することも併せて協議する。

(5) 詳しい調査の実施

- ・詳しい調査を実施する場合には、調査目的や方法、情報等の取り扱いなど調査の計画について、事前に遺族へ説明し、了解を得る。
- ・遺族に対して、必要に応じて随時調査経過を説明し、最終的に調査結果を説明する。

(6) 再発防止

- ・調査結果をもとに課題を明らかにし、再発防止のための改善策を講ずる。

3 未然防止のポイント

(1) 心の教育等の充実と居場所づくりの推進

- ・ 道徳や学級活動等の時間で、生命を尊重する心をはぐくむ教育や、困難を克服し生きる喜びや達成感を味わうことのできる活動の充実を図る。
- ・ 児童生徒が主体的に取り組み、楽しさや成就感を味わい、自己肯定感を感じることができ居場所づくりを推進する。

(2) 児童生徒理解の充実

- ・ 個々の児童生徒をしっかりと観察し、積極的な声かけや会話等を通して、表情や言動の変化を捉えたり、悩み事の把握に努めたりするように心がける。
- ・ 家庭との連携を図りながら、児童生徒の学校・家庭での様子、人間関係、悩み事など、一人一人の児童生徒の状況や変化、心理状態についてきめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談の充実

- ・ 担任等が一人で抱え込むことがないように、教職員間で情報交換や情報共有を密に図り、教育相談担当者やスクールカウンセラー等を積極的に活用した相談体制の充実を図る。
- ・ 普段と違う発言や行動は、児童生徒が発しているサインと考え、これらのサインを見逃さず、担任等、関係の深い教員が積極的に関わり、悩みの早期解決のための支援を行う。

(4) 専門機関等との連携

学校内だけで対応しようとせず、家庭との連携はもちろんのこと、平素から地域の医療機関や相談機関等との連携を進めておく。

○ 自殺直前のサイン

自殺の危険が高まった児童生徒に、普段と違った次のような顕著な行動の変化が現れた場合は、自殺直前のサインとして注意が必要です。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ① 自殺のほのめかし | ② 行動、生活、身なりの突然の変化 |
| ③ 自殺計画の具体化 | ④ 自傷行為 |
| ⑤ 怪我を繰り返す傾向 | ⑥ アルコールや薬物の乱用 |
| ⑦ 家出 | ⑧ 別れの用意（整理整頓、大切なものをあげる） |

※喪失体験や重要な人の自殺等、本人に大きな影響を与える最近の出来事についても注意が必要です。

○ 自殺の危険が高まった児童生徒への対応

自殺の危険が高まった児童生徒に出会ったとき、教職員自身が不安になったり、安易に励ましたり、叱責したりしがちですが、当該児童生徒の心を閉ざさないように次のような対応が必要です。（TALKの原則）

- ① 言葉に出して心配していることを伝える。（Tell）
- ② 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。（Ask）
- ③ 絶望的な気持ちを傾聴する。（Listen）
- ④ 安全を確保する。（Keep safe）

○ 児童生徒に必要な自殺予防の知識

各学校においては、日常的な教育活動を通して、児童生徒に次のようなことを伝えておくことが大切です。

- ・ 解決が難しいと思われる問題が起きたときは、人に相談できることもすばらしい能力であること
- ・ 友だちから悩みや不安を打ち明けられたら、その友だちの気持ちを大事にしながらか話を聴いて、信頼できる大人につなぐことがとても大切であること
- ・ 問題解決のためには、相談窓口や相談機関にはどんなものがあるのか普段から知っておくことが大切であること

（「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」平成21年3月 文部科学省より）

4 不登校に関するトラブル

不登校4年目を迎える中学校2年の男子生徒がいる。最近では自室に引きこもることも多い。保護者は「本人が行きたくないと言っていますから」と話し合いにも応じようとせず、担任の家庭訪問や登校刺激について教育委員会に抗議をしてきた。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、子どもの「自立」支援という共通の目標に向け、保護者の思いと学校の意図をしっかりと擦り合わせる事が大切である。
- (2) これまでの支援の経過を見直し、学校としての方針や支援の期間等を明確にした組織的な対応や関係機関と連携した取組が求められる。

2 緊急対応のポイント

(1) 情報収集及び事実確認

- ・教育委員会からの連絡を受けて、管理職は、関係の教職員から、これまでの支援の経過や生徒の状況等事実関係について確認する。
- ・管理職は、収集した情報及び保護者の意向を踏まえ、複数の教職員で家庭訪問を行い、保護者と話し合う。

(2) 生徒・保護者への支援

- ・保護者に対しては、気持ちをしっかりと受け止め、登校を前向きに支援できない背景・要因にも着目し、誠意ある対応をする。
- ・保護者の意向を踏まえた上で、学校としては、今後も、生徒の自立に向けた支援を継続することを伝える。
- ・生徒に会うことができる場合、生徒の思いや願いをしっかりと受け止めながら聞く。

(3) 支援の方針の決定

- ・家庭訪問で得た情報を踏まえ、教育委員会や相談機関から助言を得ながら、今後の具体的な支援策を決定する。
- ・支援策を決定する際には、当該生徒に関わりをもつすべての教職員が参加し、「誰が、どんな援助を、いつ（いつまでに）行うか」等の具体的な支援内容も検討する。

(4) 支援の継続

- ・生徒と最も関係のよい教師が家庭訪問をしたり、保護者の相談を教育相談係が担当するなど、役割分担を明確にし、校内チームとして取組を行う。
- ・適宜、支援の取組の成果を検証し、各取組の継続・訂正・中止を検討する。
- ・教員による対応が困難な場合は、スクールカウンセラー（以下、SC）、相談機関、適応指導教室等と連携を図り、支援を続ける。
- ・不登校から引きこもりにつながる可能性も視野に入れ、生徒の「社会的自立」を目指して、状態を見立てながら個に応じた働きかけを行う。
- ・保護者に相談機関を紹介する場合は、「学校から見放される」という不安や不信感を与えないように配慮する。教職員も相談機関で共に学ぶ姿勢を伝え、場合によっては教職員も共に行くなどの提案をすることも考えられる。
- ・ネグレクト等、保護者に正当な理由なく生徒の就学義務を果たしていないと認められる時は、教育委員会と連携して「登校の督促」を行う。

3 未然防止のポイント

(1) 魅力ある学校づくりの推進

児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」を学校が組織として行い、不登校児童生徒を生まない魅力ある学校づくりを推進することが最も大切である。

(2) 関係機関との連携

不登校が長期化しているケースでは、担任が一人で抱えこむことなく、児童生徒の心の状況や特性、家庭等本人をとりまく環境、これまでの経過等も踏まえ、SCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等を活用し、関係機関とも積極的に連携を図りながら、支援や対応を行うことが大切である。また、教育支援センター（適応指導教室）に児童生徒が通室している場合は、学校、センター、保護者が、支援の内容や方向性についての共通理解を図り、役割分担をしながら取組を行う。

(3) 不登校児童生徒の保護者との連携

保護者の立場に立って共感的に関わり、SCやSSW等の専門的な知識をもつ者と連携して不安を和らげたり、関係機関と連携した支援を行ったりする。また、学校生活や進路、相談機関に関する情報等、必要な情報はきめ細かく伝えるようにする。

(4) 家庭訪問による不登校児童生徒や保護者への支援

① 教師の姿勢

- ア 児童生徒や保護者と一緒に過ごす時間を持ち、共に考え、歩む姿勢をもち続ける。
- イ 保護者の思いを大切にし、誠実にかかわり続ける。

② 支援の方法

〔児童生徒〕

- ア 児童生徒の得意なこと、興味をもっていること、教師の特技等を人間関係づくりのきっかけとし、身体を動かす機会を多くしたり、生活のリズムを取り戻したりするなど、実現可能な目標を一緒に考え、実行を促す。
- イ 必要な場合には、メール等、ICTを活用した学習活動を積極的に行う。

〔保護者〕

- ア 困惑している保護者の立場に立って、気持ちを受け止める。
- イ 少しでもよい変化が見られたら、それを肯定的に認めていくよう助言する。

③ 留意点

教職員やSC・SSW等と共に、家庭訪問で行った支援や、保護者から聞き取った訪問後の児童生徒の様子、関係機関による対応の状況や得られた情報等を校内で共有し、児童生徒の変化に合わせた支援方法や家庭訪問の在り方など、学校としての効果的な対応の在り方について検討する。また、行った支援等について記録をとっておく。

4 法令・判例等

通知等

- ・不登校への対応の在り方について（文科初第255号 平成15年5月16日）
- ・不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（17文科初第437号 平成17年7月6日）

○ 保護者に対して、「登校の督促」を行う根拠

＜保護者の児童生徒を就学させる義務に関すること＞

- ・憲法第26条 ・教育基本法第5条 ・学校教育法第17条第1項、第2項

＜登校の督促等に関すること＞

- ・学校教育法施行令第20条、21条 ・学校教育法施行規則第30条第1項

5 行方不明

朝、A男は友人と一緒に自転車で登校していた。その途中、忘れ物をしたので取りに帰るという理由で、A男は一人で引き返した。始業時刻になってもA男が教室に来ていないということで、担任が職員室へ連絡し、担任外の教員で校内を搜索した。しかし、登校している様子がないため、学年主任が家庭へ電話をした。母親と連絡が取れ、いつもどおりの時刻に家を出て行き、それから戻って来ていないということが分かった。

1 事例の分析と課題

- (1) 犯罪や事故に巻き込まれていた、自殺をしようとしていた等、生命の危機にさらされている可能性がある。そのため、関係機関と連携して、所在確認、保護を最優先していくことが大切である。その際、行方不明の状況が長期化する場合も想定して、関係機関や地域と協力した体制づくりをすることが必要となる。
- (2) 行方不明のうち、家出については、その原因・背景が、本人や家庭の問題だけでなく、他の人物の関わり等も考えられる。すぐに事情を話せない場合もあり、家出という行為自体を一方向的に責めるのではなく、対話を基本としてじっくり指導することが重要である。また、家出には、数日だけ家をあける、いわゆる「プチ家出」があるが、すぐに戻ってくるだろうと軽視せず、長期化しエスカレートする可能性があることや、非行に走り、犯罪被害に遭う危険性が高くなること等を共通認識し、学校、家庭が一体となって対応することが必要である。
- (3) 学校の対応に当たっては、本人の人権やプライバシーに配慮するとともに、生徒の動揺を最小限にとどめることが重要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 情報収集

- ・管理職は関係教職員を召集し、情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- ・置き手紙の有無、携帯電話所持の有無及びやり取りの状況、金品の持ち出し、外出時の服装や親戚・友人等の立ち寄りの可能性、自転車使用の有無等を具体的に保護者に確認する。
- ・関係機関等への対応の窓口及び指示系統の一本化を図る。

(2) 保護者への対応

- ・犯罪や事故に巻き込まれたり、自殺したりする恐れがある場合を想定し、保護者に行方不明者届の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。保護者と連絡が取れず、行方不明者届の提出に時間がかかる場合には、学校から警察へ状況を伝えておく。

(3) 対応方針の決定

- ・収集された情報は管理職に迅速に伝えられるよう、連絡体制を整える。
- ・情報収集ができしだい、管理職を中心にチームを編成し、友人からの聞き取りの実施、搜索の役割分担、連絡先、連絡方法等を決定する。
- ・事件の概要と対応について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ・友人から情報を収集する場合は、行方不明生徒の保護者に同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- ・管理職は教育委員会に第一報を入れて、今後の対応を協議する。

(4) 搜索

- ・搜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化したり、地域割をしたりすることにより、もれなく円滑に搜索が進むようにする。

- ・ 捜索は可能な限り 1 チーム複数で行い、状況を定期的に学校に連絡をして指示を受ける。
- ・ 警察や育成センター等と連携を図りながら捜索を行う。
- ・ 携帯電話を所持している場合は、継続的に電話やメールで連絡を取り（電池の消耗に注意すること）、心配している気持ちを伝える。また、携帯電話を利用して現在地を特定する方法での捜索について、警察・教育委員会等と検討する。（ただし、位置探索は、行方不明生徒が事件・事故に巻き込まれている可能性が高い場合に限る。）
- ・ 夜になっても保護できない場合は、捜索終了時刻を決め、情報集約後、保護者・教育委員会等に報告する。また、その後の流れや連絡体制等の確認をしておく。

(5) 事後の本人への指導

- ・ 家出の原因・背景は複雑であり特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、非を一方的に責めるのではなく、担任は対話を継続し、立ち直りを支援していく。担任を中心に、適宜、生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー等とも協力し、指導及び心のケアに当たる。
- ・ 他の人物が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他の人物の関与や非行との関わりがある場合には、警察等と連携を図りながら指導する。
- ・ 家出を繰り返す生徒に対しては、関係機関の助言を得て指導することも考えられる。

3 未然防止のポイント

(1) 児童生徒理解の充実

日頃から児童生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化を捉えるところに、思いや願いの把握に努める。

(2) 教育相談の充実

児童生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

(3) 保護者との連携

保護者に対しては、家庭教育学級、学年懇談等の機会を利用して発達段階に応じた児童生徒との関わり方についての情報を提供し、親子関係づくりの一助としてもらう。

児童生徒が家庭内のことについての悩みをもっている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

4 資料等

- ・ 生徒指導提要（文部科学省 平成22年4月）

○ 障害のある児童生徒の行方不明時の捜索について

障害のある児童生徒の行方不明は、学校の活動中に発生する場合と、登下校中に発生する場合が考えられる。学校の活動中における行方不明は、学校を中心とした地域の捜索となり、地域を限定することができるが、登下校中における行方不明の場合、JRや路線バスを使って登下校していることもあるので、捜索の範囲は拡大し、地域を限定することはできにくくなる。

いずれの場合も、生命の安全確保の観点から初期段階での保護が重要であり、各学校で行方不明となった場合の対応について、捜索マニュアル等を作成しておく必要がある。

〔A 特別支援学校の取組（例）〕

- ・ 学校での活動中における行方不明の場合及び登下校時における行方不明の場合の捜索マニュアルの整備
- ・ 児童生徒の特徴や通学経路等を記入した個人カード（仮称）の整備
- ・ マニュアル等の定期的な全教職員による検討
- ・ 具体的な行方不明（学校での活動中）を想定しての捜索訓練

6 学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）

A小学校の6年生の学級は、年度当初、落ち着いた状態であった。しかし、6月頃から担任の指導に対して反発する児童が見られはじめ、特にその傾向が顕著な男子3名は、授業中に立ち歩いたり、注意されると暴言を吐いたりするようになった。次第に、学級全体が落ち着かなくなり、授業が成立せず、多くの児童が係活動や清掃にもきちんと取り組まないという状態になった。不安を感じた保護者が、状況の改善を担任へ要求したが、好転するどころか、さらに深刻化し、担任は休みがちになった。

1 事例の分析と課題

- (1) 落ち着いて授業ができる状態を取り戻すため、学校としてその学級に組織的な対応をしていくことが求められる。
- (2) 要因・背景を分析し、その解決策を担任と共に考えるなど、学校全体で担任を支援していくことが必要である。
- (3) 問題行動は本人の障害特性に起因する場合もあり、特別支援の視点を踏まえ児童を指導していく必要がある。また、家庭環境の影響によって、児童の落ち着かない状況が生まれていることもあり、心理的なケアや要因・背景への対応を要するケースもある。さらに、この事例では、他の児童が担任の対応に不信感をもっていると考えられるので、問題行動を起こす児童に加え、信頼関係を回復するための継続的な取組が必要となる。
- (4) 保護者は、担任の指導に対する不信感を募らせていると考えられる。学校と保護者が改善のための具体的方策を共に考えていけるような対応が求められる。

2 緊急対応のポイント

(1) 担任への支援体制の確立

〔情報収集及び指導方針・役割分担等の決定〕

- ・管理職は、関係教職員から情報を収集し、今までの経過や、原因・背景を分析する。そして、今後の対応方針、役割分担等について関係教職員と協議する。

〔授業形態や指導方法の工夫〕

- ・学年での交換授業や教科分担等で教師の専門性を生かすようにしたり、ティーム・ティーチングを導入したりするなどの取組を行う。
- ・学年主任等を中心に、担任と共に授業の指導計画や指導案を作成するなどの取組を通して、担任に助言をする。

(2) 保護者への対応

〔学級保護者会の開催〕

- ・管理職や学年主任等も同席し、学校全体として対応することを伝える。
- ・まず保護者に対して、児童の人権やプライバシーに十分配慮しながら、現状を正確に知らせるとともに、問題解決のための指導方針と具体的な対応策を説明する。その後、保護者の意見を聞き、その対応策を協力して練り上げるようにする。
- ・事前に、会の進行計画、協議内容等について、保護者代表と協議しておく。

〔問題行動を起こす児童の保護者への対応〕

- ・家庭訪問を行うことなどにより、保護者に本人の行動についての事実を伝え、指導方針について説明するとともに、学校への協力を依頼する。
- ・保護者の思いや不安を共感的に聞き、共に子どもの健全育成について考えていく態度で接しながら、子どもへの接し方等について助言する。

(3) 児童への対応

〔問題行動を起こす児童への対応〕

- ・一人一人と向き合う機会を数多くもつようにし、行為の背景に不満や悩み等がある場合は共感的に対応しながら、解決に向けて共に考える。担任との信頼関係が不十分な場合は、教育相談担当等の他の教師が対応し、担任との信頼関係づくりを行う。

- ・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携し、障害特性や家庭環境に起因しているケースにも対応できるようにする。
- ・問題を起こす児童がグループ化している場合は、グループ指導と個別指導を行う。

〔学級全体への指導〕

- ・授業の成立を基本に据え、分かる授業を目指すとともに、授業における約束事について話す場を設け、ルールづくりを行う。
- ・管理職や授業の空いている教員等と連携して、気になる児童への支援を行う。
- ・保護者に授業参観を呼びかけ、現状確認や見守りを依頼する等、改善に向けて、学校と家庭の連携も進めていく。

3 未然防止のポイント

(1) 早期の実態把握と早期対応

障害特性や家庭環境等で配慮を要する児童生徒については、早期から、関係機関等とも連携した対応や支援に努めるとともに、日頃から児童生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。また、事態が進行する前に学年内はもちろん管理職等にも相談し、協力を得ながら解決するなど、早期の対応を心がける。

(2) 児童生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくり

1年間を見通した学級経営を構想しながらも、変化に柔軟に対応する姿勢をもち、授業改善や児童生徒が存在感や自己実現の喜びを味わえるような学級経営に努める。

(3) ティーム・ティーチング等の指導法の工夫

ティーム・ティーチングや小集団での学習を取り入れるなど、指導法の工夫を行うことにより、児童生徒と教師相互の個性を生かせるような授業改善に努める。

(4) 情報交換と共通理解

生徒指導委員会・学年会議等を定期的に行い、学級経営を巡る問題について日頃から学校・学年全体で取り組み解決していく。また、悩みを何でも相談できる雰囲気大切に、担任が一人で問題を抱え込まないようにする。

(5) 保護者との連携

学級懇談や学年懇談を積極的に行い、学級・学年の指導方針を年度の早い時期に知らせる。児童生徒の変化や問題行動については、タイミングを失わないように保護者に伝えることを大切にする。また、定期的な授業参観だけでなく、自由参観の機会も多く設定し、学校の状況や変容を知ってもらうようにする。

(6) 学校間の連携

集団規律について、就学前教育との連携を図ったり、小学校間で学級がうまく機能しない状況や指導方法に関する情報交換を行ったりするなど、学校間の連携を図る。

○ 学級の荒れのチェックポイント

- 遅刻・早退が増える。
- 授業中の勝手な行動が目立つ。
- ノートを取らず、私語や居眠りをする。
- 学習に不要な物を持ってくる。
- 友達の言動を見下すような行為が目立つ。
- 服装や頭髪に乱れがある。
- 学習規律が保てない。
- プリントや菓子等が床に落ちていたり、ごみ箱に捨てられたりしている。
- 机や壁、ロッカー等に落書きがある。
- 掲示物へのいたずらや持ち物の紛失が続く。

参考：『「学び合う集団は、落ち着いた学習環境から」～おかやまっ子の確かな学びをつくるために～』（県教育庁指導課 平成23年3月改訂）

7 殺傷予告

A中学校に、3時間目の授業が始まった頃、職員室に電話があった。内容は、「体育会の練習がうるさすぎる。もう我慢できない。仕掛けておいた爆弾を爆発させる。」というものであった。

1週間前から、体育会練習での放送の音が大きすぎて迷惑しているという内容で、匿名の苦情電話が2回入っていた。

1 事例の分析と課題

- (1) 電話を受けた教職員は、どこに仕掛けたのか、いつ爆発するのか等の重要事項や性別、年齢等の相手の特徴を把握するよう努めることが大切である。
- (2) 生徒・教職員の安全を最優先することが重要である。嫌がらせやいたずらの可能性もあるが、爆発が起こることを想定して行動する。
- (3) 校内での避難では危険が予測される場合もあるため、校外への避難場所を決定しておく。実際に、校外への避難訓練を実施し、経路や役割分担等を確認しておくことが望ましい。

2 緊急対応のポイント

(1) 電話での対応

- ・電話を受けた教職員は、「怯えず、慌てず、ゆっくりと、丁寧な」対応を心がける。
- ・相手の電話内容を正確に記録する。(電話番号が確認できる場合は記録する。)
- ・相手が一方的に話す場合でも、相手の特徴や電話先の周りの状況をできるだけ把握する。
- ・話が切迫していることを、近くの教職員に伝える工夫(相手の発言を口頭で繰り返す等)をする。通話を録音できる場合は、途中からでも録音する。

(2) 管理職への報告・関係機関への緊急連絡

- ・管理職に電話の内容を報告する。
- ・警察へ通報し、協力を依頼する。
- ・教育委員会へ状況報告(第一報)を行う。

(3) 教職員の緊急招集・緊急職員会議

- ・生徒を動揺させないように留意しながら、校内放送等で教職員を招集し、速やかに情報の共通理解を徹底する。(各校の実態に応じて、招集する教職員と生徒の対応をする教職員を分ける。)
- ・電話内容、避難指示、避難場所、避難方法、避難時の注意点、役割分担等の共通理解を徹底する。

(4) 生徒・教職員の緊急避難

- ・学校敷地外の安全な場所に避難する。(あらかじめ第2避難場所等を学校敷地外に想定しておく。)避難完了後、人員点呼を徹底する。
- ・生徒名簿、校舎配置図(事後の捜索活動に必要)を携行する。
- ・最終確認者は、校内に残留者(保護者・業者等を含む)がないことを確認する。

(5) 緊急対策会議 ※関係教職員以外は、生徒の指導・ケアに当たる。

- ・関係機関からの指示等について集約をする。
- ・生徒への指示内容(以後の日程、翌日の授業実施の有無等)、保護者への説明内容・説明方法等の確認をする。
- ・教職員の以後の対応や役割分担を決定する。

(6) 生徒・保護者への対応

- ・不安の払拭に努めるとともに、以後の行動について指示する。

- ・不審者や不審物の目撃があれば、情報提供を呼びかける。
- ・今後の日程及び注意点（噂話をしない、ネット上に書き込まない等）を伝える。
- ・生徒の安全確保、以後の予定等について保護者へ連絡をする。

(7) 関係機関との連携

- ・不審者や不審物の情報がある場合は、警察や消防へ提供する。
- ・以後の対応について相談する。

(8) その他

- ・学校生活に不安をもつ生徒がいる場合は、関係機関とも連携して個別の指導・援助を行う。
- ・校内巡視の強化及び施錠等の徹底、警察へのパトロール依頼、学校安全管理体制や指導体制の見直しを行う。

3 未然防止のポイント

(1) 不審物の早期発見

定期的な校内巡視を行い、不審物がないか確認をしておく。また、不審郵便等が届いた場合には、至急、慎重に開封する共通理解を図っておく。（状況によっては開封しない）

(2) 電話対応での留意事項の確認

適切な電話対応の仕方を共通理解しておく。また、録音できる機器を準備する等、非常時に対応できる体制を整備しておく。

(3) 連絡体制や指揮系統の整備

事件発生時の対応方法を警察や病院、安全ボランティア等の関係機関や団体と確認しておく。また、管理職は、関係機関等の電話番号を整理し、緊急時に連絡がすぐに取りれるよう、よく見えるところに掲示しておく。

(4) 避難訓練等の充実

安全・迅速に避難できるよう、定期的に避難訓練を実施する。また、教職員は、様々な緊急状況を想定して、研修を行っておく。

(5) 関係機関との連携協力

校長及び安全担当者は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について協議しておく。

○ 電話対応時の把握ポイント

- 1 相手の特徴
 - ・性別 ・年齢（子ども、許、中、高齢者） ・声（高い、低い、だみ声） ・なまり
- 2 犯行予告内容
 - ・日時 ・場所 ・内容（殺害、爆破、放火等） ・目的（金銭、怨恨等）
- 3 その他
 - ・電話番号 ・相手の周りの状況（特徴のある音等）

○ 不審物発見時の対処要領

- 1 最悪の事態を想定し、冷静に対応する。
- 2 管理職に早急に連絡する。
- 3 不審物は絶対に中身を開けない。また、衝撃を与えず、火気に近づけない。
- 4 不審物が置かれた場所（部屋）から離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないようにする。
- 5 児童生徒に動揺を与えないように安全な場所に避難させる。（避難後直ちに点呼を取る）
- 6 110番するか所轄の警察署に早急に連絡する。（110番優先）
- 7 不審物に触れた者、その場にいたすべての対象者を把握しておく。

8 保護者からの苦情、要求

A小学校では、廊下を走らないように繰り返し指導をしている。ある雨の日、6年生のB男は、友人と一緒に校内で鬼ごっこをしていた。廊下を走っていたB男は、担任に注意されたにもかかわらず鬼ごっこを続け、その途中、雨で濡れていた部分で足を滑らせて転倒し、頭を強打した。意識がもうろうとしていたため、救急車で搬送され、病院で精密検査を受けた。その結果、しばらく入院して様子を見ることとなり、1週間後に退院した。

後日、父親が学校へ電話をしてきた。「廊下を走っていた時に無理矢理でも止めなかったから息子が怪我をした。」と厳しい口調で迫られた担任は、慌てて責任を認め謝罪した。

翌日、父親が来校し、学校に責任があるということで、病院での費用・入院時に父親が付き添ったことによる仕事の休業補償・心身の痛手を受けたことへの慰謝料を要求してきた。

1 事例の分析と課題

- (1) 保護者からの苦情や要求には、学校運営や教育活動における改善のヒントも含まれており、問題解決に向けた前向きな姿勢で対応することが重要である。そのためにも、先入観をもたず、まずは冷静に話を聞いて内容を正確に把握することが大切である。
- (2) 学校の対応等に説明を求められた場合には、即答はせず、学年主任や管理職等に報告し、迅速な事実確認、対応の検討の後、誠意をもって、丁寧に回答することが大切である。
- (3) 保護者からの苦情や要求への対応の中には、学校の対応では解決が困難な場合や学校と保護者の話し合いが平行線になって事態が進まない場合等がある。そのような場合は、学校だけで問題を抱え込むのではなく、専門的な対応を行っている関係機関との連携を図ることが有効である。
- (4) 理不尽な要求に対しては、学校として「できること」と「できないこと」を明確にして、毅然と対応することが重要である。また、学校の非を指摘して、いろいろと要求をしてくる場合は、その問題解決のために学校としてできる対応を誠実に言いながらも、詳しい記録を残し、早めに教育委員会と連携を図ることが大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 保護者への対応①

- ・うなずいたり相づちを打ちながら聞き、保護者の思いが現れたところや困っているところでは、話された言葉をそのまま繰り返したり、要約したりする。相手の話を十分聞いてから、学校の立場や事実を説明する。
- ・何が起きて、どうなっているのか、学校に何を要求しているのかを明確に捉える。保護者が感情的になっても、感情や態度に巻き込まれないように、その思いや悩みなどを聞きながら、要求の背景に何があるのかを聞き取る。
- ・事実関係をはっきり確かめていない時点では、あいまいな回答や安易な謝罪はしない。具体的な方策等については即答を避け、学校として誠実に対応することを告げる。保護者との電話や面談の後、早急に対応することが大切である。

(2) 管理職への報告・事実確認

- ・苦情等を受けた教職員は、学年主任等を通じて、生徒指導担当や管理職に報告する。
- ・第一報は断片的でも、迅速な連絡を優先する。また、その後の報告は、分かる範囲で、事実のみをできるだけ文書で正確に伝える。
- ・担任等から学年主任や教頭が報告を受けた後、校長への報告と並行して、保護者の主訴、思い、不安等も踏まえて、事実確認をできるだけ早く、正確に行う。

(3) 対応方針・方法の決定

- ・問題の大小にかかわらず、担任等の一人の教職員だけで苦情を抱え込まず、問題の程度に応じて、管理職、生徒指導主事、学年主任、担任等で、適時サポート体制を組み、情報を共有し、対応の方針を決定する。
- ・直接対応する人を決めておき、学年主任や生徒指導主事がバックアップする。情報は全教職員で共有し、対応する人をバックアップしていく体制をつくる必要がある。
- ・話し合いの内容に応じて対応する時間や場所を調整するが、深夜に及ぶ話し合いや校外への呼び出し等には応じない。特に、こじれそうな内容の場合には、できるだけ校内において複数の教員で対応する。

(4) 保護者への対応②

- ・問題をこじらせないようにするため、面会の初めに、メモをとったり、録音したりすることの了解を得て、正確な記録を残すようにする。
- ・事実や経緯を、確かな記録と事実に基づいて説明する。また、学校のこれまでの対応や今後の対応について具体的に説明し、保護者の腹立ちや不安の解消に努めるとともに、学校の対応について、保護者の理解と協力を求める。
- ・明らかに学校に改善すべき点がある事柄については、率直に謝罪する。ただし、学校の指導方法の変更などについては、十分に検討する必要がある。
- ・理不尽な要求には応じない。できないことはできないと、毅然とした態度で対応する。暗に金品を要求するようであれば、教育委員会や警察等に連絡・相談して助言を受ける。
- ・暴力的な行為が行われた場合には、直ちに警察へ通報する。

3 未然防止のポイント

(1) 保護者対応についての研修

保護者から申し入れ等があった際に、いわゆる「上から目線」で話をする、話を真剣に聴かない、言い訳や正当性ばかり主張するなど、教員の態度に保護者が不満をもち、理不尽な要求につながるという指摘もある。保護者への適切な対応等について研修を実施し、校内で共通理解を図っておく必要がある。(参考:「なぜあの教師は保護者を怒らせるのか」関根貞一著 教育開発研究所)

(2) 保護者と学校の良好な関係

日頃から、問題があったときだけでなく良いことがあったときでも、保護者に連絡を入れておく。また、教職員がPTA活動に積極的に参加するなど、保護者と教職員が学校の教育活動に対して建設的な話ができる雰囲気づくりに努める。

(3) 積極的な情報発信

保護者会や学校だより、ホームページ等を活用し、学校・学年・学級の方針や学習指導

- ・生徒指導の方針や内容等について、保護者に説明しておく。

(4) 指導の点検・改善

教職員自らが、服務、校務、授業での指導等を点検し、改善する。

○ 苦情の処理をこじらせる6大原因

- 1 感情的に受け取ってしまう。
- 2 軽く考えてしまい、誠意がない対応をしたり、後回しにしてしまう。
- 3 保護者や他の職員に責任を転嫁して、無責任な対応をする。
- 4 対応方法が分からずに消極的になってしまい、自分で抱え込んだり、上司への相談も行わない。
- 5 自分の判断だけで勝手に対応してしまい、上司への報告も怠る。
- 6 「時間がない」と面倒くさがる。

一部抜粋：矢崎良明『保護者のクレーム』対処法 保護者とのいい関係づくり“実践編”教職研修12月号増刊 2007年

9 授業中の事故

A中学校の1年生の理科の授業で、気体の発生実験をした。まず、担当教員が演示実験を行い、その後、各班別に実験を行った。反応が見られなかったため、男子生徒が水素発生装置のゴム管近くでマッチを点火した。その時、試験管が破裂して近くにいた女子生徒が負傷した。

1 事例の分析と課題

- (1) 被害生徒の救急措置を最優先することが大切である。
- (2) この事例では、突然の事故により生徒が精神的に動揺していることが考えられる。二次災害を起こさないように、生徒を落ち着かせるための対応が求められる。
- (3) 事故防止策・事故発生時の対応について、事前に準備しておく。

2 緊急対応のポイント

(1) 安全確保

- ・授業担当教員は、生徒を落ち着かせ、すべての実験を安全に気を付けながら中止するように指示する。

(2) 応援の要請及び応急処置

- ・授業担当教員は、次のことを確認する。
 - ア 生徒の負傷の有無、負傷の程度
 - イ 教室や器具の被害の程度
- ・授業担当教員は、インターホンの利用や生徒への依頼により、職員室や近くの教室で授業をしている教員等に連絡し、応援を要請する。
- ・授業担当教員は、負傷した生徒の応急処置を行うとともに、負傷の程度により救急車の要請を他の教職員に依頼する。
- ・連絡を受けた養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐ。
- ・授業担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、避難の指示を出す。

(3) 現場保存

- ・授業担当教員は、安全を確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室に施錠するなどして現場の保存を行うとともに、現場の写真や対応等の記録を残しておく。

(4) 保護者への対応

- ・担任は負傷した生徒の保護者に連絡を取り、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。
- ・管理職、担任、授業担当教員等が負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

(5) 事後指導

- ・他の教職員は、他の生徒が平静に授業を受けられるように事後指導をする。

(6) 教育委員会への報告

- ・管理職は、教育委員会に報告を行い、今後の対応について指示を受ける。

(7) 対外的な窓口の一本化

- ・情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。

3 未然防止のポイント

(1) 指導計画の作成

- ア 児童生徒がゆとりをもって観察・実験に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
- イ 観察・実験での児童生徒の実態を十分把握し、安全に関わる指導内容を指導計画に位置付ける。

(2) 実験前の安全

- ア 経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確かめておく。
- イ 準備の際に、観察・実験に使用する器具類の点検を行う。
- ウ 実施する実験での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。

(3) 実験中の安全

- ア グループ実験では役割分担を決め、責任をもって行うよう指導する。
- イ 実験台の上を整理させる。
 - ・ 不要な用具は片付ける。
- ウ 実験の注意事項を守らせる。
 - ・ 走ったりふざけたりしない。
 - ・ 順序立てて実施し、あわてたり急いだりしない。
- エ 実験中は適切な机間指導を行う。
 - ・ 操作方法や実験の手順に誤りはないか確認する。
- オ 必要に応じて保護眼鏡等を着用させる。

(4) 実験後の安全

- ア 責任をもって後片付けをさせる。
- イ 廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導をする。
 - ・ 処理しにくい廃液は廃液入れに回収する。
 - ・ 金属、ガラス、紙や木、プラスチック類等に分けて回収する。
- ウ 実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。

4 法令・判例等

(1) 法令等

- ・ 国家賠償法 第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第3条（センターの目的）
第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・ 同 センター法施行令 第5条（学校の管理下における災害の範囲）

(2) 判例等

- ・ 理科授業中の実験事故に対する責任の範囲（東京地方裁判所八王子支部 平成13年9月27日判決）

10 部活動中の事故

高等学校2年男子生徒が、柔道部の練習中、立ち技の乱取り中に大外刈りで投げられ、後頭部を打撲した。この時点では意識があり、武道場内の壁の前で座位で休憩していたが、やがて意識不明になり畳の上に倒れた。職員会議中で不在であった顧問に他の部員が連絡し、直ちに救急車で病院に搬送した。

1 事例の分析と課題

- (1) 柔道は、相手の動きに応じて、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって勝敗を競い合ういわゆるコンタクトスポーツであることから、常に危険を伴っている。特に、投げられて頭部を打った際には死亡や重い障害を負う危険性がある。本事案のように意識を失った場合、一刻も速く救急車を要請し、被害生徒への対応を急ぐ必要がある。
- (2) 安全に活動を行うため、部員の技術的習熟度の確認や施設・設備、用具等（畳に隙間や段差がない等）の整備と点検を定期的実施する必要がある。
- (3) 顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図るとともに、万一の事故が生じた場合、顧問等への連絡方法を部員に日頃から指導し、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 応急処置及び安全確保

- ・連絡を受けた教職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- ・意識を失った時点で、他の教職員に救急車出動を要請し、管理職へ報告する。
- ・救急車到着までの所要時間に留意しながら、必要に応じて、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を行う。
- ・救急車が到着した際に、既往歴、事故発生時からの時系列の生徒の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡し、救急車にはその時の状況が説明できる教職員を1名同乗させる。
- ・現場に残った教職員は、他の生徒の不安を除き、練習を中止するなどの適切な指示を行い、現場保存を行う。

(2) 危機管理体制の確立

- ・校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員に対応を指示する。
- ・記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関との対応には管理職が当たり、窓口を一本化する。

(3) 保護者への対応

- ・保護者に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明する。
- ・管理職、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。
- ・生徒の容態等が安定した際に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明する。

(4) 関係機関への連絡

- ・管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、助言を受ける。
- ・事故の程度や状況、生徒の容態によっては警察へも連絡する。その場合、教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへのプレス発表を行う。

(5) その他

- ・学校は事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して事故原因について究明し、生徒や保護者へ説明する。また、教育委員会へ文書で事故報告を行い、事故の原因をもとに、事故防止対策等を見直し、今後の再発防止に取り組む。

3 未然防止のポイント

(1) 部員の健康状態の把握

顧問は事故を未然に防止するために、担任、養護教諭等との連絡を図り、絶えず部員の心身の健康状態を把握しておく。

(2) 無理のない活動計画の作成

部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、習得したレベルの段階に応じた、無理のない活動計画を作成する。特に、初心者が入部した場合、受け身等の基礎的技能が定着してから乱取り等を行うなど十分な配慮が必要である。

(3) 指導体制の確立

ア 顧問等が活動の場に参加できない場合

やむを得ず顧問等が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は、他の部の顧問等に監督を依頼したり、部員だけでも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。または、練習を中止するなど適切な措置をとる。

イ 職員会議等で顧問等が活動場所で指導できない場合

交代制で活動状況を観察したり、外部指導者に指導を依頼したりするなど体制を整備する。

ウ 専門的な技術指導に不安がある場合

外部から専門性の高い指導者を招聘し、教員と協力して指導を行うようにする。

(4) 施設・設備の安全点検

施設・設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を活用し、定期的な安全点検の励行を図る。(参考：学校安全点検要領(改訂版) 県教育庁保健体育課)

(5) 部員への安全管理に対する意識の高揚

活動場所の入念な整備、練習中における安全確保のための約束事等を決め、安全に対する意識の高揚を図る。

(6) 校内の救急体制の整備

学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

4 法令・判例等

(1) 法令等

- ・国家賠償法 第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第3条（センターの目的）
第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・同 センター法施行令 第5条（学校の管理下における災害の範囲）

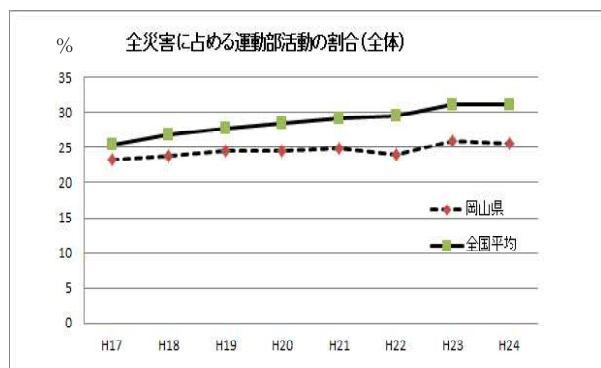
(2) 判例等

- ・横浜商大高等学校柔道部事故（東京高裁 平成25年7月3日判決）
- ・滋賀県秦荘中学校柔道部事故（大津地裁 平成25年5月14日判決）

○運動部活動時の災害発生率（平成24年度）

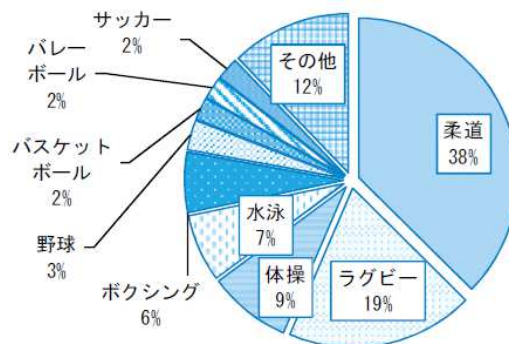
岡山県における、全災害に対する運動部活動時に発生した災害の割合は、図1に示すとおり、全国31.1%、岡山県25.6%であり、全国と比較すると、低い値になっているが、年々増加傾向にある。また、図2には部活動時における頭頸部の死亡・重度の障害事故発生確率を示しているが、柔道が突出していることが伺える。指導者は、柔道がそうした危険性の高い種目であることを十分理解した上で安全指導に配慮する必要がある。

(図1) 全災害に占める運動部活動の割合



(独立行政法人日本スポーツ振興センター資料による)

(図2) 中学・高等学校での運動部活動における頭頸部の死亡・重度の障害事故 - 競技別割合 -



(「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」調査研究報告書より)

1 1 学校行事中の事故

A小学校の修学旅行第2日目、京都市内の施設を見学するため、片側2車線の信号のない直線道路をバスで走行していた。対向車線を走っていた軽乗用車が車線を越え、バスと衝突したという。バスに乗っていた児童2名と軽乗用車の運転手が頭などを打ち、負傷した。

1 事例の分析と課題

- (1) 事故発生後の対応として、負傷者の救助を最優先とすることが大切である。
- (2) この事例は、県外で起きた事故であり、関係機関と連携した迅速な対応が求められる。
- (3) 修学旅行の計画実施に当たり、事前調査を綿密に行う必要がある。万一の事故に備え、緊急時の連絡体制、医療体制を確認し、安全確保に万全を期することが大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 安全確保及び関係機関への連絡

- ・事故発生時、引率教員はバスの乗務員等と協力して現場の状況を把握し、事故の続発を防ぐため、安全な場所へ移動するなどの措置をとる。
- ・児童の人員点呼・掌握を行い、救急車を要請し、警察へ速やかに通報する。

(2) 応急処置

- ・救急車が到着するまでの間、引率教員等の救助者は、負傷者に対しその場で可能な応急処置を行う。その際、周囲の人たちにも協力を求める。
- ・引率教員は、精神的に動揺して不安を抱いている児童に対して、声をかけ、安心感をもたせる。
- ・救急車到着後、引率教員は、病院に着き添う。

(3) 情報収集

- ・引率教員は、警察、病院等の関係諸機関と連絡を密にし、負傷者の搬送先等、状況の正確な把握に努める。その際、引率責任者は、旅行代理店と協力しながら情報を集約する。

(4) 保護者・学校への連絡

〔引率責任者〕

- ・事故の内容を的確に把握して、速やかに学校へ連絡する。その後の連絡体制は、窓口を一本化し、警察・マスコミ関係等の対応を行う。
- ・病院で付き添っている引率教員と連絡を密にとり、状況把握に努める。

〔学校の責任者〕

- ・保護者、教育委員会へ迅速に連絡・報告する。保護者への連絡は、事故の内容を冷静かつ的確に伝え、無用の不安や動揺を与えないように配慮する。
- ・保護者等が現地へ行かなければならない場合は、教育委員会に連絡をとり、指示を受けながら迅速に対応する。

(5) 日程の計画変更

- ・修学旅行団の引率責任者は、状況を正確に判断し、事故後の日程の計画変更または中止等、迅速かつ適切な措置を講じる。

3 未然防止のポイント

(1) 安全意識の醸成

引率教員は児童に対して、修学旅行に対する全行程の説明と全般的注意、事前に想定される危険・事故についての注意を行う。また、平素から、事故や災害発生時の応急処置法を実習するなど、安全意識を高めておく。

(2) 引率教員の任務の明確化

関係業者に過度に依存しないで、学校側が主体性をもって、安全対策に取り組む。そのために、引率教員の任務を明確化し、各自が任務内容を熟知して、互いの連携の取り方について理解しておく。

(3) 周到的な事前準備

事故発生時に、冷静かつ迅速に行動ができるよう、無理のない、綿密な計画を立てるとともに、入念な事前の実地調査を行う。

旅行経路、現地の交通事情、交通機関等の点検を行い、緊急連絡体制・医療体制の点検、保護者の理解の徹底等、万一の事故発生に備える。

4 法令・判例等

(1) 判例等

- ・高知学芸高校修学旅行事故損害賠償請求事件（高知地裁 平成6年10月17日判決）

(2) 通知等

- ・高等学校及び特殊教育諸学校高等部の修学旅行等旅行的行事の実施について
(教指指第1314号 昭和63年5月25日)
- ・海外修学旅行の安全確保について（24文科初第705号 平成24年9月25日）

Q 海外修学旅行中、宿泊先のホテルの階段を踏み外して転倒し、右足を骨折した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けることができるか。

A 受けることができる。

日本スポーツ振興センターでは、海外への修学旅行が急増し、今後も増加する傾向にあることなどにより、昭和61年度から、高校生の海外の修学旅行を災害共済給付上の「学校管理下」としている。

Q 海外修学旅行中にパスポートを紛失した。再発行してもらうには、どのようにしたらよいか。

A パスポートは、本人の身分を証明する非常に重要なものである。盗難・紛失には、十分注意しなければならない。

再発行してもらう場合は、まず、現地の警察署で盗難または紛失証明書を作成してもらう。次に、その証明書と、パスポート用写真2枚を持って、日本大使館または領事館へ再発行の手続きに行く。その際、紛失したパスポートの番号と発行年月日も必要となるので、旅行前にコピーをとるなどの対策を講じておくことが大切である。

○ 外国における事件・事故発生時の連絡先（最寄りの在外公館電話番号）

ソウル	(82-2) 2170-5200	北京	(86-10) 8531-9800
シンガポール	(65) 62358855	上海	(86-21) 5257-4766
マレーシア	(60-3) 2177-2600	ホノルル	(1-808) 543-3111

○ 東京外務本省邦人保護課 03(3580)3311 内線2851ほか

1 2 登下校中の交通重大事故

自転車通学の男子中学生2人が、下校途中、見通しの悪い交差点を渡ったところ、1人が乗用車にはねられ、頭を強く打ち意識不明となった。もう1人は、自ら転倒し軽傷であった。事故を目撃した人が救急車を要請し、学校へ連絡したことにより、学校は交通事故の発生を知った。生徒の氏名等は不明であった。

1 事例の分析と課題

- (1) 登下校中の事故であり、学校側の迅速で的確な対応が求められる。
- (2) 事故に遭った生徒の氏名等の確認を急ぐとともに事故の状況を警察と連携し把握する。
- (3) 意識不明となった生徒の保護者や事故を目撃した生徒の動揺は大きい。早急な状況説明や心を落ち着かせるための対応が求められる。
- (4) 通学路の点検、PTAや関係機関（交通安全対策協議会、交通安全母の会等）との連携や生徒の発達段階に応じた交通安全教育の徹底等の対策が求められる。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況把握・応急処置、情報収集

- ・事故発生の連絡を受けた教職員は、通報者に事故の場所や119番通報の有無、通報者の名前、連絡先等を確認し、直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、複数の教職員に生徒名簿を持たせ現場に急行させるとともに、対応の詳細を記録させる。
- ・現場に着いた教職員は、生徒を特定し管理職に報告するとともに、保護者への連絡を行う。また状況に応じて次の対応を行う。

〔救急車が到着していない場合〕

二次被害に遭わない安全な場所を選び、応急手当や心肺蘇生を行う。

〔救急車が到着していた場合〕

教職員1名は救急車に同乗し、医療機関で、保護者や医師から生徒の診断状況等を聞き、管理職に報告する。

教職員1名は現場に残り、事故の経緯等について情報収集し、管理職に報告する。

〔救急車が発発していた場合〕

消防署に搬送先を確認し、教職員を医療機関に派遣する。教職員は生徒を特定し、管理職に報告するとともに保護者へ連絡する。保護者や医師から生徒の診断状況等を聞き、管理職に報告する。

(2) 教育委員会への連絡

- ・管理職は、事故の概要について、教育委員会へ第一報を入れる。

(3) 被害生徒、事故目撃生徒等への対応

- ・生徒の状況により、管理職、担任は速やかに被害生徒を見舞う。
- ・保護者からの相談等があれば、誠意をもって対応する。
- ・事故を目撃した生徒に、動揺を緩和するための面接や家庭訪問の実施等により、心のケアを継続して行う。

(4) その他

- ・保護者に事故防止のための家庭における指導や登下校の指導の協力を要請する。また、地域へも働きかけて保護者や地域住民の交通安全意識の高揚を図る。

- ・事故現場における安全施設上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、関係機関と協議し、改善を図る。

3 未然防止のポイント

(1) 通学路の点検、校区の危険箇所の確認と指導

- ア 定期的に通学路の点検を実施する。
- イ 危険箇所（通学路の工事箇所、見通しの悪い交差点、地下道、河川等）を把握し、児童生徒への安全指導の徹底、保護者や見守りボランティア団体等への協力依頼、関係機関に対する要望等、組織的、計画的、継続的な安全対策に努める。

(2) 交通安全教育の充実

- ア 児童生徒の発達段階や地域の実情に応じた交通安全教育の充実に努める。
- イ 保健学習、学級活動等や学校行事を中心に学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な安全教育の充実に努める。
- ウ 通学路上の危険箇所について通学安全マップを作成したり、危険や安全な通学方法について話し合いをしたりするなど、危険を自ら予測し事故を回避する能力を高めるための交通安全教育に努める。

(3) 学校の体制整備、地域関係機関等の連携

- ア 年度当初に事故発生時の対応や教職員の役割分担を定め、共通理解を図る。
- イ 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地、電話番号を一覧にし、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示するなどの工夫をする。
- ウ 救急法の講習を行うなど、心肺蘇生（AED使用法を含む。）や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

Q 通学路における施設等の環境改善について、どこに相談したらよいか？

A 道路標識には、道路管理者が設置するものと公安委員会が設置するものがある。

【道路管理者が設置するもの】

- ・警戒標識・・・主に黄色の標識で通学路に関しては、「学校、幼稚園、保育所等あり」「信号機あり」「踏切あり」等がある。
- ・案内標識・・・主に緑色の標識で通学路の設置にはあまり関係がない。
- ・カーブミラー、ガードレール、スクールゾーン標示

☆上記に関係のある場合は、道路管理者へ相談する。

（道路管理者・・・国道は国土交通省、県道は各地方県民局、市町村道は各市町村の土木課等）

【公安委員会が設置するもの】

- ・規制標識・・・主に赤色、青色の標識で、「車両進入禁止」「一方通行」「歩行者専用（道路）」等である。
- ・指示標識・・・主に青色の標識で、「横断歩道」「並進可」等である。
- ・信号機

☆上記に関係のある場合は、各警察署交通課に相談する。

1 3 下校途中の事件（連れ去り未遂）

小学生女兒が、下校途中1人で歩いていたところ、車に乗っている不審な男から道を尋ねられた。女兒が車に近づくと、突然男に腕をつかまれ、車に引き込まれそうになった。女兒は大声を出し、相手の腕を振り切ったため逃れることができた。その後、女兒が自宅で母親へ話し、学校に連絡が入った。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、速やかな警察との連携と、児童への注意喚起、家庭、近隣学校園等への情報提供など、児童の安全確保を第一に考えた対応を行うことが大切である。
- (2) 被害を受けた児童に対しての心のケアを図るとともに、緊急時の児童の登下校の方法についてあらかじめ決めておく必要がある。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況把握、関係機関への通報・連絡

- ・事件発生の通報を受けた教職員は、児童の氏名、発生時刻、発生場所、児童の状況、通報者の連絡先等を把握するとともに警察への通報が済んでいるかどうかを確認し、直ちに管理職に報告する。（警察への通報ができていない場合は、速やかに保護者に通報するよう依頼する。また、並行して学校からも警察へ通報する。）
- ・管理職は、複数の教職員を被害にあった児童の自宅へ急行させる。その際、速やかに連絡がとれるよう携帯電話等を持参し、状況を管理職へ報告させる。
- ・管理職は全教職員を招集し、状況を説明するとともに今後の対応を指示する。
- ・被害児童の自宅に向かった教職員は、児童の負傷状況等を把握するとともに、安心感を与えつつ、できる範囲で事件の状況を聞き取る。また被害状況を管理職へ報告する。

(2) 児童の安全確保

- ・在校児童がいる場合、担任等は、保護者へ連絡し引き渡しを行うか、集団下校等をさせるとともに、下校後は戸外に出ないようにさせる。
- ・下校中または、帰宅している児童がいる場合、担任等は保護者に連絡し、児童の安否を確認するとともに事実を説明し、児童が戸外に出ないように注意を促す。（状況に応じて教職員が分担して、通学路を見回る。）

(3) 関係機関との連携

- ・管理職は教育委員会に報告するとともに、警察の指示に従い、近隣の学校園や保護者、地域役員等に情報提供し、被害拡大を防ぐ。

(4) その他

- ・地域の見守りボランティア団体やPTA等に今後の対応等について情報提供し、児童の安全確保のための通学路の見守りや同伴下校等の協力を依頼する。

3 未然防止のポイント

(1) 通学路等における安全確保体制の整備

- ア 緊急時における校内体制を整備しておく。
- イ 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民、近隣の学校園等と連携して不審者等の情報等を共有できる体制を整備しておく。
- ウ PTA、見守りボランティア団体等と連携し、登下校時の児童生徒の安全確保を行うための協力体制を整備しておく。

エ 緊急時においては、集団登下校や保護者同伴による登下校等を実施する。

(2) 児童生徒への安全教育

ア 「地域安全マップづくり」に取り組むことなどを通して、児童生徒自らが危険な場所等を読み取り、危険を予測する力を養う。

イ 児童生徒が不審者に直面したときの対処法（大声を出す、逃げる、人のいる場所に逃げ込む等）について指導するとともに、自らの力で危険を予測し、回避できる能力を養うための訓練等を警察等と協力し実施する。

ウ 児童生徒が日常から「子ども110番の家」などの位置を確認し、逃げ込めるよう指導する。

(3) 通学路等における安全な環境の整備

ア 児童生徒の連れ去りを防止するため、歩車道の分離や見通し、照度等の危険箇所（不審者が犯罪を起こしやすい場所）について定期的に点検をするとともに、危険箇所については、関係機関を通じて改善を図る。

イ 児童生徒が緊急避難場所として、交番や「子ども110番の家」等の場所を確認したり、訪問したりする等し、緊急避難場所として機能するよう協力を求める。

4 資料等

・「学校保健・安全・給食管理の手引き」

（県教育庁保健体育課 平成21年3月）

・『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』

（文部科学省 平成22年3月 HP掲載）

・「学校の危機管理マニュアル-子どもを犯罪から守るために-」

（文部科学省 平成19年11月 HP掲載）

・「子どもの心のケアのために-災害や事件・事故発生時を中心に-」

（文部科学省 平成22年7月 HP掲載）

・「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集

—学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に—

（文部科学省 平成23年3月 HP掲載）

・学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」

（文部科学省 平成21年3月、平成21年3月）

14 熱中症の事故

9月上旬、残暑厳しい中、運動会の練習中に、小学校3年生の児童が体調不良を訴えた。担任は保健室に行くように指示した。養護教諭が保健室で、児童に対して、現在の体調、前日の状況等を尋ねていたら、児童の応答がだんだん鈍くなり、言動もおかしくなり、意識を失った。

1 事例の分析と課題

- (1) 児童が意識を失った状況であることから、至急救急車を要請し、被害児童の対応を最優先することが大切である。
- (2) 児童は夏季休業中に家庭でエアコンの効いた部屋で生活することが多く、残暑に対応できない児童がいることを想定する必要がある。
- (3) 学校管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動中によるものという認識をもつとともに、予防法を知っていれば必ず防ぐことができることを教職員で共通理解する必要がある。

2 緊急対応のポイント

(1) 応急処置及び安全確保

- ・連絡を受けた養護教諭は、風通しのよい日陰やクーラーが効いている室内で体を冷やしたり水分補給をしたりする等の対応を行う。
- ・意識を失った時点で、職員室の他の教職員に救急車の要請をするとともに、管理職へ報告をする。

(2) 危機管理体制の確立

- ・校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員に対応を指示する。
- ・記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

(3) 養護教諭の対応

- ・救急車到着までの所要時間に留意しながら、必要に応じて、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を行う。
- ・担任から当該児童の朝の健康観察の状況を確認する。
- ・救急車が到着した際に、健康観察の状況、事故発生時からの時系列の児童の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡し、救急車にはその時の状況が説明できる教職員を1名同乗させる。

(4) 担任等の対応

- ・現場に残った担任等は、状況を把握している児童に聞き取りを行うとともに、連鎖が想定されることから、児童の不安を除くような適切な指示を行う。
- ・噂や憶測により誤った情報が伝わらないように十分な指導を行い、混乱や動揺を抑える。

(5) 保護者への対応

- ・保護者に、児童の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡、説明する。
- ・管理職、担任等は搬送された児童を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。
- ・児童の容態等が安定した際に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明する。

(6) 関係機関への連絡

- ・管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、助言を受ける。
- ・事故の程度や状況、児童の容態によっては警察へも連絡する。その場合、教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへのプレス発表を行う。

3 未然防止のポイント

(1) 熱中症による事故防止対策

- ア 授業や学校行事、部活動等の際には、「気象庁 高温注意情報」などの情報を収集し、活動時間、活動内容を吟味し計画する。
- イ 暑い季節の運動や作業は、涼しい時間帯にできるだけ計画し、運動が長時間にわたる場合には、休憩を多く取り、0.2%程度の食塩水あるいはスポーツドリンク等により、こまめな水分や塩分補給を行っていることを必ず指導者が確認する。
- ウ 体が暑さに慣れていない時は短時間で軽めの運動から始め徐々に慣らすようにする。
- エ 熱中症の起こりやすい時期は夏季に集中することが多いが、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日など、体が暑さに慣れていない時に起こりやすいことを念頭に置く。
- オ 児童生徒にも体調不良を感じた場合、早い段階で教職員等に申し出るように指導する。

(2) 教職員の応急手当の共通理解

- ア 熱中症と想定される児童生徒は、涼しい日陰やクーラーの効いた室内に衣服をゆるめて寝かせ、水分や塩分を補給したり、濡れタオルをあてて扇ぐなど体を冷やしたりする。
- イ 経過観察中、容態が急変し死に至るケースもあり、注意を怠らない。
- ウ けいれんを伴ったり、意識がもうろうとした状況が見られた場合、直ちに救急車を要請する。

4 法令・判例等

(1) 法令等

- ・ 国家賠償法 第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第3条（センターの目的）
第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・ 同 センター法施行令 第5条（学校の管理下における災害の範囲）

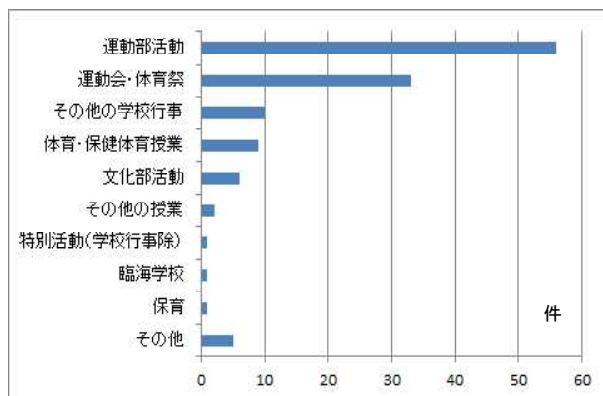
(2) 判例等

- ・ 剣道部活動練習中に生徒が熱中症になり死亡した事案（大分地裁 平成25年3月21日判決）

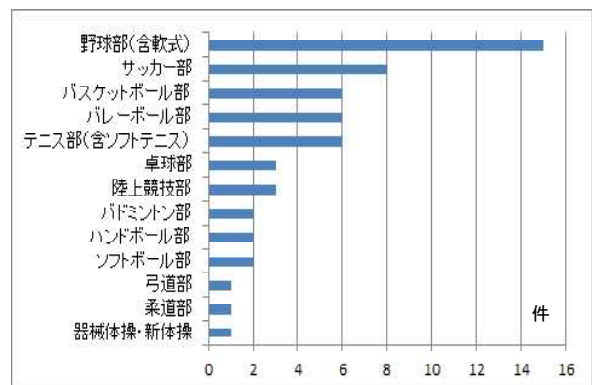
○岡山県における熱中症の発生傾向（平成24年度）

次に示すグラフは、岡山県における熱中症発生件数について、「教育活動全般」「運動部活動別」で示したものである。グラフからは、「運動部活動」「運動会・体育祭」といったスポーツに関連する教育活動中に熱中症の発生件数が多いことが分かる。運動部活動では、特に、「野球部（含軟式）」が多く、指導者として適切な対応が求められる。

「教育活動全般（幼・小・中・高校）」



「運動部活動別（中・高校）」



(平成24年度日本スポーツ振興センター調査による)

15 ストーカー被害

A高等学校の女子生徒Bが、個人面談で担任に次のように申し出た。
 「2年前に同級生のC子の紹介でD男と交際をするようになったが、D男の独占欲の強い性格に嫌気が差し、半年前に別れた。最近になってD男がC子にLINEで私と復縁したいとの内容を何度も送ってきていると、C子が教えてくれた。また、下校の際にD男の車を度々見かけることがあり何となく気持ち悪いが、相手にしないている。親が知ったら叱られるので、絶対に内緒にしておいて欲しい。」

1 事例の分析と課題

- (1) ストーカー事案は、相談を受理した時点において、表面上は比較的軽微なものとしか認められない場合であっても、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがある。単に顕在化している現象面のみで安易に判断することなく、最悪の事態を想定して対応する必要がある。
- (2) 被害者の保護者等にも危害が及ぶ恐れもあることから、当該生徒が保護者等への相談を拒否した場合でも、当該生徒に危険性・緊急性を理解させた上で粘り強く説得し、保護者に連絡、説明する。
- (3) ストーカーの加害者は被害者に対する支配意識をもっており、独占欲、嫉妬心、執着心が非常に強い。暴力的、衝動的、短絡的な行為や、精神不安定、薬物依存には特に注意を必要とする。

2 緊急対応のポイント

(1) 情報収集及び情報共有

- ・当該生徒から詳しく話を聞くため、話しやすい教職員を人選するとともに、話しやすい時間や場所を設定し、これまでの経緯や被害状況を聞き取る。
- ・当該生徒の安全を最優先するため、保護者へ連絡し情報を共有するとともに、警察に相談するよう指導する。(警察への相談を拒否した場合にも、当該生徒を粘り強く説得する。)
- ・聞き取り終了後、早急に管理職に報告するとともに、すべての教職員で情報を共有する。
- ・学校に行為者が押しかけてきた場合の対応や登下校の安全確保のための対応等について管理職を含めた教職員で協議する。

(2) 警察等との連携と迅速な相談

- ・学校は、警察が情報に基づいた最善の対策をとることができるよう、断片的な情報であっても、知り得た内容を漏れなく提供し、今後の対応について助言を求める。
- ・教育委員会にも同様の内容を速やかに報告し、必要に応じ支援を要請する。
- ・保護者、警察、教育委員会との窓口を一本化し、情報の混乱をさける。

(3) 当該生徒等への指導

当該生徒へ次のように指導を行うとともに、相談体制を整え心のケアを行う。

- ・曖昧な態度をとらず行為者に拒否の意思をはっきり伝達する。
- ・行為者には絶対に会わない。
- ・夜間の一人歩きはせず保護者の迎えやタクシー等を利用する、できる限り早めに帰宅する、人通りが多く明るい道を選んで通る、交番や店舗等避難場所を確認しておく、歩きながらメールをしない等、外出時は特に注意する。
- ・電話番号、メールアドレスを変更するなど、行為者からの連絡を断ち切るようにする。
- ・危険を感じたら、大声を出したり、付近の人に助けを求めたりするとともに、迷わず110番通報する。

当該生徒以外の生徒に行為者から連絡等がある場合も考えられるため、関係生徒に対して

も、行為者からの問い合わせに応じないなど、指導を行う。

3 未然防止のポイント

(1) 相談体制の充実

ア 日頃から児童生徒の交友関係について目を配るとともに、児童生徒が教職員に悩みや不安を相談できる関係を築いておく。

イ ストーカー事案は命に関わる重大な事案であることから、相談を受けた場合には、個人の判断で相談や報告を怠ることのないようにする。

ウ 夜間・休日に相談を受けた場合であっても、個人の判断で先送りしないようにする。

(2) 個人情報の厳格な管理

ア 児童生徒の個人情報は校外に持ち出さないようにする。

イ 電話での問い合わせなど、相手がどこの誰か分からない者に対して児童生徒の個人情報を漏らさないようにする。

ウ 行為者は、ゴミをあさるなどして個人情報を入手する場合もあるので、児童生徒の個人情報を処分する場合は、復元できないようにする。

4 法令・判例等

- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成25年7月3日改正）

16 その他の事例についての緊急対応の主なポイント

項目	緊急対応の主なポイント
<p>16-1 器物損壊</p> <p>・携帯電話の使用を厳しく注意された生徒が腹を立て、ほうきを振り回して窓ガラスや花瓶を割った。</p>	<p>(1) 情報収集及び初期の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破損状況を写真等で記録に残し、教育委員会と連携の上、被害状況等から警察への連絡を判断する。 ・現場検証や、他の生徒が負傷しないために、立入禁止の措置をとる。その後、速やかに破損箇所の補修等の措置を行う。 <p>(2) 加害生徒への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損壊行為については、許されない行為であることを明確に伝え、毅然とした指導をする。反省等については共感的に聞く。 ・問題行動の要因・背景を探り、その改善を図る。 <p>(3) 他の生徒への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校指導、学年指導、学級指導を行う場合、当該生徒の人権やプライバシーに配慮して行う。 <p>(4) 保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係した生徒の保護者に事実を伝え、今後の学校の指導方針を説明する。その際、弁償等、今後の対応について協議する。 ・他の保護者への説明が必要な場合は、内容や対象について検討の上実施する。 <p>(5) 関係諸機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会に被害の程度・学校の指導方針・経過等を報告する。 ・警察等の関係機関からの支援を活用することも考える。
<p>16-2 性非行</p> <p>・出会い系サイトで知り合った男性と援助交際をしていた女子生徒が補導された。</p>	<p>(1) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携を図りながら、事実の把握を行う。 ・要因・背景等を分析し、指導方針の決定や教員の役割分担をする。 <p>(2) 生徒への個別指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性教師が指導に当たるなどの配慮をした上で、生徒に行為の重大性を認識させるなどの指導を行う。 <p>(3) 保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での生徒への関わり方等について助言する。 ・妊娠や性感染症への対応として、医療機関にかかるよう勧める。 <p>(4) 他の生徒への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒の行為について、生徒間で噂となっていないか注意して見守り、そのような場面が見られたら個別に指導する。 <p>(5) 指導の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭やスクールカウンセラー等の協力を得て、個別指導を継続して行う。 ・警察等の関係機関からの支援を活用することも考える。

項 目	緊急対応の主なポイント
<p>16-3 万引き</p> <p>・コンビニエンスストアでお菓子をポケットに入れた児童が店外に出たところで店員に捕まった。</p>	<p>(1) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携を図りながら、事実の把握を行う。 ・店舗に出向き謝罪し、状況を聞き取る。 <p>(2) 児童への個別指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童に行為の重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。 ・行為に至った背景等について共感的に聞き取る。 <p>(3) 保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗への対応（謝罪・弁償等）について適切な助言を行う。 ・家庭での話し合いが、内面の理解や規範意識の高揚につながるような助言を行う。 ・今後、学校と家庭が連携し、指導・支援を行っていくことを確認する。 <p>(4) 他の児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該児童の行為について、児童間で噂となっていないか注意して見守り、そのような場面が見られたら個別に指導する。
<p>16-4 薬物乱用</p> <p>・違法ドラッグを購入・所持・使用していた生徒が警察に逮捕された。</p>	<p>(1) 情報収集及び関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察からの情報、本人から逮捕されたときの状況やそれ以前の違法薬物等の使用、他の生徒や交遊関係者等の関与等について事情を聞くなど、情報収集を行う。 ・教育委員会に把握した事実を報告し、助言を求める。 ・医療機関、児童相談所等の関係機関と十分に連携を図る。 <p>(2) 本人への個別指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察や医療機関等と連携を図りながら、本人に、行った行為の違法性や、行為の重大性及び身体・精神・社会への悪影響等を認識させるとともに、購入・所持・使用等の根絶を指導する。 <p>(3) 保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での本人へのかかわり方等について助言する。 ・習慣性が懸念されるため、医療機関等にかかるよう勧める。 <p>(4) 指導の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察や医療機関等と連携し、本人への指導等についての助言を得ながら、継続的な指導を行う。

項 目	緊急対応の主なポイント
<p>16-5 人権に関する問題（差別落書き等）</p> <p>・教室内で、個別的な人権課題に係る人々を中傷した落書きを発見した。この落書きを知っていた生徒もいたが、そのまま放置されていた。</p>	<p>(1) 事実の正確な把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落書きを発見した教員は直ちに管理職に報告する。管理職は、関係教職員と共に事実関係を正確に把握し、写真等で記録した後、落書きを消去するよう指示する。 <p>(2) 対応方針等の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職は対策委員会等を開催し、委員会において原因や背景を分析し、対応方針、指導方針等を決定する。 ・管理職は、役割分担等を決定し、関係者から聞き取った情報から、事実関係、対応状況等を正確に把握し、適切な指示を出す。 ・報道機関等への窓口を管理職に一本化して対応に当たる。 ・関係教職員は、差別事象発生以降の対応状況等について時系列で詳細に記録する。 <p>〔対応に当たっての留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権を侵害された生徒の人権回復を最優先し、二次被害が発生しないようにする。 ・差別や人権侵害は許されない行為であるとの認識に立って、迅速かつ組織的に対応する。 ・全教職員の課題として、学校の主体性において解決する。 ・これまでの人権教育の内容や方法を見直すとともに指導の充実を図り、再発を防止する。 <p>(3) 関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へ連絡するとともに、必要に応じて関係機関等と連携して対応を行う。 <p>(4) 生徒への指導</p> <p>〔関係生徒の指導〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別指導や家庭訪問等により、事実を説明し、保護者と密接な連携を図りながら生徒理解に努め、きめ細かく対応する。 ・必要に応じて、生徒の心のケアを行う。 <p>〔該当学年の指導〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに当該学級で、本事象の概要と何が問題なのかなどの分析を踏まえて差別の不合理や不当性について指導する。また、学年集会を開き、生徒全員での共通理解を図るとともに、全学級で担任が道徳や学級活動等の時間を利用して指導する。 <p>〔他学年の指導〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年の実態に応じ、学年や学級で、本事象を取り上げ、その不当性等を理解させるとともに、日常生活の中に生かせる人権感覚を身に付けるよう指導する。 <p>〔指導に当たっての留意事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針、指導内容等について教職員の共通理解のもとに取り組む。 ・個別指導や全体指導に際しては、生徒間の人間関係や連帯感を損なうことがないようにするとともに、生徒の人権に十分配慮する。 ・本事象を全校の課題として受けとめ、一時的な指導で終わらないよう、計画的・継続的に指導の充実を図りながら取り組む。 <p>(5) P T Aとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場合によっては、緊急保護者会を開催するとともに、P T Aとの連携を図りながら保護者研修の内容や方法の改善等に努める。

項 目	緊急対応の主なポイント
<p>16-6 児童虐待</p> <p>・虐待が疑われる児童に気付いた。</p>	<p>(1) 虐待の気付き・発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の日頃の言動等に留意するとともに、『子どもが心配』チェックリスト（下記の「手引き」に掲載）を活用し、虐待の早期発見に努める。 ＊虐待を疑ったときから時系列で具体的に記録する。 （傷やあざは、治りやすいので、絵などで記録する。） <p>(2) 報告と相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待を疑ったときは、直ちに管理職に報告・相談する。 ＊虐待の確証を得る必要はない。 <p>(3) 校内組織会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職は校内組織会議を開催し、情報の収集、共有、分析を行う。 ・初期対応について検討する。 ・通告について検討する。 ・役割分担を行う。（必要に応じて支援チームを結成する。） <p>(4) 初期対応、通告・相談等</p> <p>〔児童への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の身の安全を確認・確保する。 ・聴き取りの回数は、できる限り少なくする。 ・「誰にも言わないから」という約束はしない。 <p>〔保護者への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問や面接は、複数で当たる。 ・非難や批判をせず、訴えを傾聴する。 ・専門機関や当面の具体的な関わり等についてアドバイスし、解決に向けて共に取り組む姿勢を見せる。 <p>〔性的虐待への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童から詳しい話を聞き出そうとせず、早期に児童相談所等の専門機関に相談する。 <p>〔通告・相談〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部機関との対応窓口を決め、情報の共有や連携を強める。 ・原則として市町村の相談窓口へ、緊急性が高い場合は児童相談所へ通告する。 ・生命の危険を感じた場合などは、警察へも通報する。 <p>(5) 通告後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護等により通学が困難となった児童に対しては、一時保護所等への教材の提供等により学習機会を保障する。 ・通告後も、定期的に、又は状況の変化等に応じて、積極的に関係機関と情報交換を行い、児童・保護者に対する継続的な支援を行う。 ＊学校から関係機関への定期的な情報提供は、概ね1か月に1回 <p>(6) 家庭から分離された児童への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童が入所している施設と日常的な連絡や定期的な情報交換を行う。 ・学校と施設との間で、機会を捉えて相互訪問や行事への参加を行う。

参考

「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」（岡山県教育委員会 平成23年3月）

項目	緊急対応の主なポイント
<p>16-7 DV（ドメスティック・バイオレンス） ・保護者（母親、被害者）からDVに関する相談があり、近日中に子どもを連れて家を出る予定にしており、父親（加害者）等からの問い合わせには応じないでほしい等の対応を求められた。</p>	<p>(1) 状況把握及び支援情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた教職員は、次のことを確認し、管理職へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 児童生徒への加害の有無 イ 関係機関等への相談状況 ウ 保護命令※1の発令等の有無 エ 連絡先、連絡方法等 * 児童生徒に対する暴力、あるいはDVを児童生徒が見ているような状況が疑われる場合、児童虐待としての対応を行う。 ・必要に応じて、被害者に対して、配偶者暴力相談支援センター※2（以下、「支援センター」という。）等に関する支援情報の提供を行う。 <p>(2) 対応方針等の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職は対策委員会等を開催し、対応方針等を決定するとともに、全教職員で共通理解を図る。その際、加害者に対して被害者の居所等が知られることがないように、居所等の情報を知り得る者については必要最小限に制限するなど、情報管理を厳重に行う。 <p>〔対応のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 対応窓口の一本化（電話等による問い合わせ等に対して） イ 校内での安全確保（校内への立ち入り、面会要求等に対して） ウ 登下校時の安全確保（待ち伏せ・連れ去り等に対して） * 公的機関を名乗る電話等に対しても、確証がない場合等は、電話をかけ直すなど慎重な対応を行う。 * 児童生徒や教職員等に対して、加害者からの加害が予想されるような場合は、警察へ通報する。 <p>(3) 関係機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会へ連絡する。 ・必要に応じて、支援センター等に助言を求める。 ・必要に応じて、警察へ協力要請を行う。 <p>(4) 児童生徒、保護者（被害者）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び保護者（被害者）に対して、加害者の校内への立ち入り、面会要求、待ち伏せ等、緊急時の対応等について確認する。 ・必要に応じて、児童生徒の心のケアを行う。 ・一時保護等により通学が困難となった児童生徒に対しては、一時保護所等への教材の提供等により学習機会を保障する。 <p>(5) 保護者（加害者）への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の意向を踏まえ、関係機関等と連携して対応する。 ・親権に基づく開示請求等については、個人情報保護条例等に則り、適切に対応する。 <p>(6) 転学手続き等に係る配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転学した児童生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が加害者に伝わるような場合は、配偶者からの暴力の被害者の児童生徒の就学であることを関係者間で共有する。また、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を厳重に管理した上で、指導要録の写し等を送付する。

※1 保護命令（被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し発令するもの）

- ・接近禁止命令：身辺へのつきまといを6か月間禁止するもの
被害者の子及び親族等も対象
- ・電話等禁止命令：電話・電子メール等を6か月間禁止するもの
- ・退去命令：2か月間、住居からの退去を命ずるもの

※2 岡山県内の配偶者暴力相談支援センター

・岡山県女性相談所（全県）	Tel.086-235-6060
・岡山県男女共同参画推進センター（全県）	Tel.086-235-3310
・岡山市男女共同参画相談支援センター（岡山市）	Tel.086-803-3366
・倉敷市男女共同参画推進センター（倉敷市）	Tel.086-435-5670

17 問題行動等への対応に関する豆知識

Q & A

Q 児童生徒の出席停止の措置を行う上での適用要件及び留意点は何か？

A 適用要件及び留意点については、次のような点が考えられる。

〔適用要件〕

- ・公立小学校及び中学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められること。

法令 学校教育法第26条、第40条

通知 出席停止制度の運用の在り方について

(13文科初第725号 平成13年11月6日)

〔要件の明確化〕

- ・性行不良＋他の児童生徒の教育の妨げがある

＜性行不良の例＞

他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

施設又は設備を損壊する行為

授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

これらの一又は二以上を繰り返し行う

〔留意点〕

- ・出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられていること。
- ・出席停止制度の運用にあたっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止措置期間中の当該児童生徒への指導の充実を図ること。

Q 被害生徒に対する暴行が認められるいじめについて、警察に通報しなければならないと聞いたが、どのように対応すればよいか？

A 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に関する警察への相談・通報について」(24文科初第813号 平成24年11月2日)において、「いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察を連携した対応をとることが重要である」と記されている。

〔いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例〕

- ・強制わいせつ(刑法第176条)
- ・傷害(刑法第204条)
- ・暴行(刑法第208条)
- ・強要(刑法第223条)
- ・窃盗(刑法第235条)
- ・恐喝(刑法第249条)
- ・器物損壊等(刑法第261条)

〔留意点〕

- ・特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。
- ・このような毅然とした対応を取るためにも、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要である。

1 感染症の発生

高校2年生のA男は、7月中旬から、発熱、体重減少があり、医療機関を受診、入院し、8月上旬に肺結核と診断された。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例の場合、保健所へ結核患者の届出がなされるので、感染症予防法に基づく接触者健康診断が行われる。
- (2) 保健所が設置する「結核対策委員会」に加わるとともに、感染拡大防止、早期発見、再発予防等の対応について万全を期す。
また、校長は、医師の指示により、出席停止の措置を講じなければならない。
- (3) 結核の診断・調査・治療は長期にわたることがあるので、転校・卒業後の連絡先等の把握が必要となることがある。

2 緊急対応のポイント

(1) 関係機関等への連絡

- ・生徒が結核と診断された場合、学校は速やかに教育委員会に発生の報告をするとともに、学校医及び所轄の保健所に連絡し、今後の対応について指示を求める。

(2) 情報収集

- ・結核と診断された生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握に努める。
- ・他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、日頃の健康観察等で健康状態を把握する。
- ・罹患生徒の交友関係、学校活動等について調査を行う。

(3) 保健所との連携

- ・学校は保健所が設置する「結核対策委員会」に加わるほか、臨時の健康診断が実施される場合は保健所に協力をする。
- ・学校は結核と診断された生徒以外の生徒については「BCG接種歴」や「健康観察記録」、「既往症歴」、「健康診断結果」、教職員については「定期健康診断受診状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。

(4) 保護者への対応

- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、該当の生徒の保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。
- ・その際、結核と診断された生徒がいじめの対象にならないよう、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

3 未然防止のポイント

(1) 児童生徒の健康管理

ア 教職員は、日頃から児童生徒の健康に気を付け、結核を疑う症状（咳、たん、発熱などの呼吸器症状が2週間以上継続するような場合）が長期化している場合には、養護教諭に相談する。

イ 過去のBCG接種歴や既往症、家族歴からみた要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

(2) 教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると児童生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診し、有症状時には早期に受診をする。

(3) 保健指導の充実

学校医や保護者との連携により、児童生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

ア 卒業生を含めた患者発生等の情報が、責任者に確実に伝わるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、対外的な連絡窓口を一本化する。

イ 保護者に対し、児童生徒が伝染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

4 法令・判例等

(1) 法令等

- ・学校保健安全法施行規則 第18条（感染症の種類）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17条（臨時の健康診断）

(2) 資料等

- ・「学校における結核対策マニュアル」（文部科学省 平成24年3月）
- ・「新型インフルエンザ対応ハンドブック（改訂版）」（岡山県教育委員会 平成24年3月）

○ 感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

1 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

○ 新型インフルエンザについて

新型インフルエンザ対応ハンドブックに基づき、新型インフルエンザが発生した場合における迅速かつ的確な対策を実施する。

- ・危機管理体制の確認
- ・児童生徒等及び保護者への迅速かつ正確な情報提供
- ・学校内での感染拡大防止のための措置

※国が緊急事態宣言をした場合、県により不要不急の外出自粛等の要請、施設使用制限等の要請等が行われる。

- ・児童生徒等・教職員への予防措置のための指導の徹底
- ・新型インフルエンザ感染拡大時の学校運営体制、児童生徒の学習支援体制
- ・給食の中止の措置
- ・感染予防・感染拡大防止のための物品の活用
- ・人権上の留意事項についての啓発

2 学校給食による食中毒

A小学校において、ある朝、多数の保護者から、嘔吐・発熱・腹痛・下痢の症状による欠席連絡があり、そのうちの1名が「感染性胃腸炎」と診断されて入院した。また、朝の健康観察時でも同じような症状を訴える児童がみられ早退者も続出した。欠席・早退した児童の数名が感染性胃腸炎と診断された。診察した医師から食中毒の疑いがあるとの報告があった。

1 事例の分析と課題

- (1) 通常よりは欠席者が多く、また、欠席理由と健康観察時の児童の訴えから学校給食による食中毒の疑いが考えられる。
- (2) 学校給食による食中毒は集団的・突発的に発生する機会が多いことから、関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日頃から、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、児童に対する保健指導の充実が必要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 早期発見

- ・担任、養護教諭は、児童の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見に努める。

(2) 情報収集

- ・担任は、出席者の様子や異常の訴え、早退者や欠席者の状況を把握する。

(3) 児童への対応

- ・症状のある児童については、速やかに医療機関で受診し、診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。
- ・健康な児童、症状のある児童共に精神的動揺も考えられるので、食中毒の正しい知識と二次感染予防について指導する。
- ・入院や欠席している児童については、担任等が病院や家庭を訪問し、見舞いをするとともに、児童の容態を確認する。

(4) 関係機関との連携

- ・管理職は直ちに教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医・学校薬剤師・保健所へ連絡し、当日及び翌日以降の学校運営（臨時休校・学校給食・プール使用）についての指示を求める。
- ・管理職は対策委員会等を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組むことができる体制づくりに努める。
- ・管理職は、保健所・教育委員会が行う検査や調査について全面的に協力し、特に立入検査がある場合は、担当責任者を定めて的確に対応する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

(5) 保護者との連携

- ・保護者に対しては、学校保健委員会・PTA役員会、保護者説明会等を設け、事実を説明し、児童の健康調査・喫食調査・検便等の各種調査への協力を依頼する。

(6) その他

- ・罹患児童が、そのことでいじめの対象にならないよう配慮するとともに、心のケアに努める。

3 未然防止のポイント

(1) 衛生管理体制の確立

- ア 校長は、衛生管理責任者（栄養教諭等、不在校については調理責任者等）に衛生管理を徹底させるとともに、作業工程表を作成させ、調理、配膳、配送を適正に実施させる。

イ 栄養教諭等、給食調理員の業務別研修を実施し、実践的衛生教育を積極的に指導し、衛生管理に関する具体的知識を身に付けさせる。

(2) 連絡網の整備

校長は、食中毒が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

(3) 日常の健康管理の充実

ア 担任、養護教諭は、日頃から欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、児童生徒に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。

イ 保護者には、早めの欠席連絡の徹底を図る。

4 法令・判例等

- ・学校保健安全法 第13条第2項（臨時健康診断の実施）、第19条（出席停止措置）、第20条（臨時休業）
- ・学校保健安全法施行令 第6条（出席停止の指示）
- ・学校保健安全法施行規則 第19条（出席停止の期間の基準）
第20条（出席停止の報告事項）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令
第5条（学校の管理下における災害の範囲）

○ 食中毒菌の特徴、症状、潜伏期間

細菌名	菌の特徴と汚染されやすい食品	症状	潜伏期間
サルモネラ菌	人や動物に広く分布している細菌群 卵、食肉、その他加工品	喫食数時間後に、激しい腹痛と下痢が起こる。吐気・嘔吐・発熱	8時間～72時間 (通常24時間)
病原性大腸菌	家畜・ペット・健康人や自然環境などに広く分布 水系による集団発生、食品としてはサラダ、魚介類、食肉等	病原大腸菌の種類により症状が異なる。腹痛・下痢(水溶性または粘性、粘血便) ・発熱・倦怠感・嘔吐	12時間～48時間 腸管出血性大腸菌0-157にあっては2～7日
カンピロバクター	家畜、家禽の腸管に住む細菌 鶏肉関連食品、牛生レバー、鶏肉からの二次汚染をしたサラダ、生水等	発熱・倦怠感・下痢・腹痛 ・頭痛・めまい・筋肉痛	2日～7日 (通常2日～3日)
ブドウ球菌	人や動物の化膿巣や鼻咽喉に広く分布にぎり飯などの穀類及びその加工品、弁当などの複合調理食品、卵加工品等	吐気・激しい嘔吐・下痢・腹痛(24時間以内で回復)	1～6時間(通常2～3時間)
ノロウイルス	人から人への感染や食品を通じての感染例がある。人の腸管でのみ増殖する。少量のウイルス量で発症する。 患者の便や吐物に汚染された水・食物生食用の二枚貝等	吐気・嘔吐・下痢・発熱・腹痛・咽頭痛(風邪の症状と似ている。)	12～48時間

「学校給食衛生管理基準の解説」独立行政法人日本スポーツ振興センターより一部抜粋

3 学校給食への異物混入

A小学校において、給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある児童が、「みそ汁」に金属製のネジが入っていたと担任に知らせた。

1 事例の分析と課題

- (1) 担任は、学級の児童に対して、日頃から給食の中に異物を発見した場合は、食べずに速やかに報告するように指導しておく必要がある。
- (2) 日頃から、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底と緊急時の連絡体制と対応の共通理解を図る必要がある。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況の把握とその対応

- ・各学級の給食への異物混入の有無を確認し、児童の健康状態を把握する。
- ・異物の状況に応じ、現場をそのままにしておく。
- ・学校全体の状況を取りまとめる。
- ・救急車の必要がある場合は出動を要請し、教職員が同乗する。
- ・児童の不安解消に努める。

(2) 危機管理体制の確立

- ・保健所等に報告し、その指導・助言に基づき、当日及び翌日からの対応を決定する。
- ・管理職は関係教職員に役割分担を指示する。
- ・関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

(3) 保護者への連絡

- ・保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明を行う。

(4) 関係機関等への連絡

- ・教育委員会へ第一報の報告をする。
- ・学校医、学校薬剤師に連絡し、対処の方法について指示を受け対応する。

3 未然防止のポイント

(1) 学校等における危機管理体制の確立

- ア 管理職は、学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。
- イ 調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、防止する方法を考える体制をつくっておく。
- ウ 栄養教諭等、給食調理員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、対策に関しての具体的知識を習得させる。

(2) 連絡網の整備

異物混入の判明時期としては、1. 配送前、2. 配送後調理場での検食時、3. 各校での検食時、4. 各学級での配食時、5. 喫食時が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

(3) 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（管理職等）が、原則児童生徒の給食時間30分前までに検食を行い、結果を記録する。

(4) 調理場での日常点検の徹底

- ア 食材の納入時の立ち会い及び検収を行った後、検収者が納品書に検印する。
- イ 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前の点検等を実施して結果を記録し、異物混入が起きないように最善を尽くす。また、日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入についても予防する。

ウ 調理後配送までの管理を徹底する。

(5) 学校における検収及び管理

ア 学校への直送納品物品については、検収を行った後、検収者が納品書に検印する。

イ 配膳室等保管場所の衛生について十分に配慮する。

ウ 配膳室等保管場所については、施錠できる構造とする。

エ 教室前に配前車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。

(6) 児童生徒への指導

安全確保のため、パンはちぎって一口大にして食べる、牛乳等が容器から漏れていないか確認する等の指導を行う。

(7) 不審者の侵入防止

給食施設内の各作業場所が無人になるような場合は、扉やシャッターを閉じ施錠するなど、外部からの侵入防止の措置を徹底する。

4 法令・判例等

(1) 法令等

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）、第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）

(2) 通知等

- ・学校給食衛生管理基準の施行について（21文科ス第6010号 平成21年4月1日）
- ・学校給食における食品の安全確保について（保健第27号 平成24年4月16日）
- ・食品製造における異物混入発生予防について（保健第287号 平成25年10月16日）

【危機終息後の対応】

(1) 原因究明

管理職は、関係機関、来校者、児童生徒等から情報を得て、原因の究明にあたる。

ア 当日の食材の検収時、調理時に異物や外観の異常の有無を確認する。

イ 混入した異物が食材の包材や調理機器、器具の素材と一致していないかを確認する。

ウ 調理工程を確認し、調理機器、器具の異常の有無を確認する。

エ 食材納入業者に確認し、製造、加工の工程における混入の可能性を調査する。

(2) 改善策の検討

ア 調理場や食材で考えられる原因に応じて、再発防止対策を講じる。

イ 食材納入業者、既製品の製造業者に指示した場合は、検査結果や再発防止策について報告書を提出させる。

ウ 学校等に原因があった場合は、学校内で必要な再発防止対策について協議する。

エ 原因が解明できず、効果的な改善策を講じることができない場合であっても、混入の可能性について調査し、異物混入リスクの軽減に努める。

4 食物アレルギー

A小学校において、給食時間中、児童Bが全身にじんましんがあり、腹痛・吐き気があると担任に訴えてきた。担任が様子を見ている間に児童Bはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。児童Bは食物アレルギーをもつ児童であり、ショック症状を呈していると思われる。

1 学校の体制の確立

- (1) この事例の場合、緊急性の高いアレルギー症状（皮膚症状、消化器症状、全身症状）があるため、緊急時の対応が必要になる。緊急性が高い場合、直ちに、アドレナリン自己注射薬（エピペン）を打つこととなる。
- (2) 教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識をもつことが大切である。
- (3) 児童が食物アレルギーについて正しい知識をもち、自らの食生活の改善や自己管理が可能になるよう留意する。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況の把握・応援の要請

- ・担任は、当該児童から目を離さず、状態を確認する。（意識状況・呼吸・心拍等の把握、症状・経過の把握）
- ・直ちに、他の教職員の協力を求める。
- ・養護教諭に連絡し、応急手当をするとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・内服薬またはアドレナリン自己注射薬（エピペン）を準備する。

(2) 児童への対応

- ・アナフィラキシー症状やショック症状の児童は、その場で安静にさせる。
ぐったり、意識もうろうの場合…血圧が低下している可能性があるため、仰向けで足を15～30cm高くする。
吐き気、おう吐がある場合…おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける。
呼吸が苦しく仰向けになれない場合…呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる。
- ・緊急性が高いアレルギー症状の場合は、直ちにアドレナリン自己注射薬（エピペン）を打つ。
- ・アナフィラキシーの兆候が見られる場合、アドレナリン自己注射薬（エピペン）を使用した場合等は、救急車を要請して教職員が同乗し、医療機関へ搬送する。
- ・意識のない場合は、気道を確保する姿勢を保つ。（頭部後屈あご先挙上法等）
- ・反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇生を行う。（AEDの準備）

(3) 保護者への対応

- ・保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職、担任等が病院に向かい、保護者に詳細を説明する。

(4) 関係機関との連携

- ・学校医及び主治医に連絡し、必要な指示を受け、対応する。

(5) その他

- ・管理職は、学級担任、養護教諭、栄養教諭等から情報を集め、事故に至った経緯や行った対応策を整理する。
- ・事故の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・管理職は、外部への情報提供や、マスコミの取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化し、複数の情報が交錯し、混乱しないよう配慮する。

3 未然防止のポイント

(1) 情報収集及び共通理解

- ア 担任は、年度当初に、食物アレルギーの有無、原因となる食物、運動との関連の有無、学校給食の対応、薬の携帯、課外活動の留意点等、児童生徒の実態について保護者から情報を得る。なお、食物アレルギーの有無については、医師の診断に基づくものであることを確認しておくことが大切である。(中学校、高等学校等では、担任は部活動顧問と情報共有しておく。)
- イ 保護者の同意を得た上で、児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、管理職、保健主事、学級担任、養護教諭、栄養教諭等が食物アレルギーの対応について協議し、個別の対応策を明確にする。
- ウ 教職員が研修等を通じて、食物アレルギーやアナフィラキシー、心肺蘇生(AEDの使用を含む)、応急手当等について知識や技能を習得する。
- エ アナフィラキシーが発生した場合の対応や手順について定め、教職員で共通理解する。(症状の確認、校内体制、応急手当、緊急連絡先の確認等)
- オ 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生(AEDの使用を含む)やアドレナリン自己注射薬(エピペン)、応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

(2) 学校給食における対応

- ア 学校給食の対応等について学校と保護者で合意した後、保護者よりアレルギー除去食等の依頼する文書の提出を依頼する。
- イ 当該児童生徒に食物アレルギーの代替食等を提供する場合は、代替食等を一般献立の給食と取り違えることがないように注意して管理する。

(3) 情報提供

各種通信(保健だより、給食だより等)を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーに関する情報を提供する。

4 資料等

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
(公益財団法人 日本学校保健会 平成20年3月31日発行)
- ・「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編」
(公益財団法人 日本学校保健会 平成17年4月11日発行)

アナフィラキシーについて

定義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼーする呼吸、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、生命にかかわる重篤な状態である。

原因

アナフィラキシーの原因のほとんどは食物だが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス(天然ゴム)などが問題となる。中にはまれに運動だけでも起きることがある。

治療

意識の障害などがみられる重症の場合には、適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ心肺蘇生を行い、医療機関へ搬送する。また、アドレナリン自己注射薬であるエピペンを携行している場合には、早期に注射することが効果的である。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より

5 学校給食での誤嚥による窒息事故

A小学校において、給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある児童がお代わりを早くしたいために、パンを一度にたくさん食べて、パンをのどに詰まらせたと担任から報告があった。

1 事例の分析と課題

- (1) 食物の誤嚥は重大事故につながる可能性があることを認識し、緊急時の連絡体制を整え、救急車の出動要請を視野に入れる必要がある。
- (2) 本事例では、早く食べ終えた児童がおかわりできることから、パンをのどに詰まらせたことが考えられる。児童があせって食べることがないような給食指導が必要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況の把握と処置

- ・指導に当たっている担任は、当該児童にのどが詰まったかどうか尋ね、声が出せず、うなずくようであれば窒息と判断し、応急手当をする。
- ・担任は他の児童に他学級の担任等呼びに行かせる。知らせを受けた他学級の担任等は直ちに管理職に報告し、救急車を要請する。また、養護教諭にも連絡する。
- ・当該児童に反応がない場合、あるいは最初は反応があっても応急手当を行っている途中にぐったりして反応がなくなった場合には、直ちに心肺蘇生を開始する。

(2) 危機管理体制の確立

- ・管理職は教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ・混乱を避けるために、関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

(3) 児童、保護者への連絡対応

- ・給食を食べることを中止させ、他学級の担任等が児童を他の教室に移動させるとともに、当該児童の状況を説明し、動揺が広がらないよう適切な言葉がけを行う。
- ・当該児童の保護者に、状況や経過など事故の詳細、搬送先を正確に連絡する。
- ・事故の原因や状況、今後の対応策を全校児童や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

(4) 教育委員会への連絡

- ・事故の概要について、速やかに教育委員会へ第一報を報告し、対応策について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ、適宜報告を行う。

3 未然防止のポイント

(1) 危機管理体制の確立

管理職は、万一の事故への対応については、教職員間で確認し共有する。給食の窒息事故を想定した応急手当や心肺蘇生（AED含む）等について校内研修を実施するなど教職員の対応能力を高める。

(2) 日常の給食指導の充実

ア 学級担任等は、日常の給食指導において、児童生徒に対しては、次のことを指導し、教員不在の時間をつくらず、食事中は児童生徒の様子に注意する。異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。

- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べること。
- ・口に食べ物を入れたままおしゃべりをしないこと。
- ・食事中にびっくりさせるようなことはしないこと。
- ・歩きながら飲食しないこと。
- ・食べ終わる速さを競わないこと。
- ・種のある果物を食べるときには、十分注意して種を除いて食べること。

イ 授業が給食時間に食い込むことがないように努めるとともに、おかわり開始の時間を設定するなど児童生徒がゆとりをもって食事ができるように配慮する。

(3) 嚥下障害のある児童生徒への配慮

ア 食物の誤嚥は重大事故につながる可能性があることを改めて認識し、特に嚥下障害等食べる機能に障害のある児童生徒の指導に当たっては、医師その他の専門家の診断や助言に基づき、食事の調理形態（ペースト食、刻み食、普通食等）や摂食指導の方法について、保護者と学校の関係者間で十分な検討を行うことが重要である。調理及び指導はこれに基づくとともに、嚥下障害のある児童生徒の指導に豊富な経験を有する教職員を含む複数の教職員で指導する等により安全確保を徹底することが重要である。

イ 児童生徒が安全に食べることができるよう、特に次の点に留意すること。

- ・ 個々の児童生徒が安全に食べることができるよう大きさ、固さ、とろみ、食材の選定等に留意し、食べやすい（誤嚥しにくい）献立と調理とすること。また、個々の児童生徒の食べる機能に応じて、一口の量や食事援助の仕方を工夫すること。
- ・ 個々の児童生徒の障害の状態に応じて、食べやすい（誤嚥しにくい）姿勢が保持されるようにすること。

ウ 嚥下障害のある児童生徒に種のある果物を提供する際には、種を除去して提供する。

4 通知等

- ・ 障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保について
（平成24年7月3日付け事務連絡 文部科学省スポーツ青少年局）
- ・ 子どもの窒息事故防止の徹底について
（平成24年8月28日付け事務連絡 文部科学省スポーツ青少年局）

【対処方法】

他教職員に119番通報を依頼し、直ちに以下の方法で詰まった物の除去を試みる。



図1 背部叩打法



図2 ハイムリッヒ法

【参考：食に関する指導の手引—第一次改訂版—（文部科学省）】

（背部叩打法）体の小さい子どもでは、立て膝の太ももがうつぶせにした子どものみぞおちを圧迫するようにし、子どもの頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減する。

（ハイムリッヒ法）体の大きい子どもや大人では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片手の手を握り拳にして、腹部を上の方に圧迫する。この方法が行えない場合、横向きに寝かせて、又は、座って前かがみにして、背部叩打法を試みる。

6 心肺蘇生法

原因は何であれ、突然に心肺機能が停止または低下した場合は、直ちに医師への連絡や、救急車の要請を行うとともに、その場で即刻心肺蘇生法を施さなければならない。

○ 心臓マッサージ

- (1) 呼吸の観察で心停止と判断したら、直ちに胸骨圧迫を開始する。
- (2) 胸の左右の真ん中の「胸骨」の下半分を圧迫する。
- (3) 垂直に体重が加わるよう両肘をまっすぐに伸ばし、肩が圧迫部位の真上になるような姿勢をとり、傷病者の胸が少なくとも5 cm沈み込むように強く速く圧迫を繰り返す。
小児では両手または片手で、胸の厚さの約1/3沈み込む程度に圧迫する。
- (4) 圧迫のテンポは1分間に少なくとも100回。可能な限り中断せずに、絶え間なく行う。

※胸骨圧迫を30回続けたら、その後気道確保をして、人工呼吸を2回行う。

○ 人工呼吸

- (1) 気道を確保し、前頭部を押さえていた手を鼻へ動かし、親指と人差し指とで鼻翼をつまんで鼻孔を塞ぐ。
- (2) 息は傷病者の胸が上がるのが見てわかる程度の量を約1秒間かけて吹き込む。吹き込んだら、いったん口を離し、傷病者の息が自然に出るのを待ち、もう一度、息を吹き込む。
- (3) 息を吹き込むにつれて傷病者の胸が持ち上がるのを確認する。息を吹き込んだときに（2回とも）胸が上がるのが目標。胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までにする。2回の吹き込みを行う間は胸骨圧迫が中断されるが、その中断は10秒以上にならないようにする。

※その後は胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせを絶え間なく続ける。

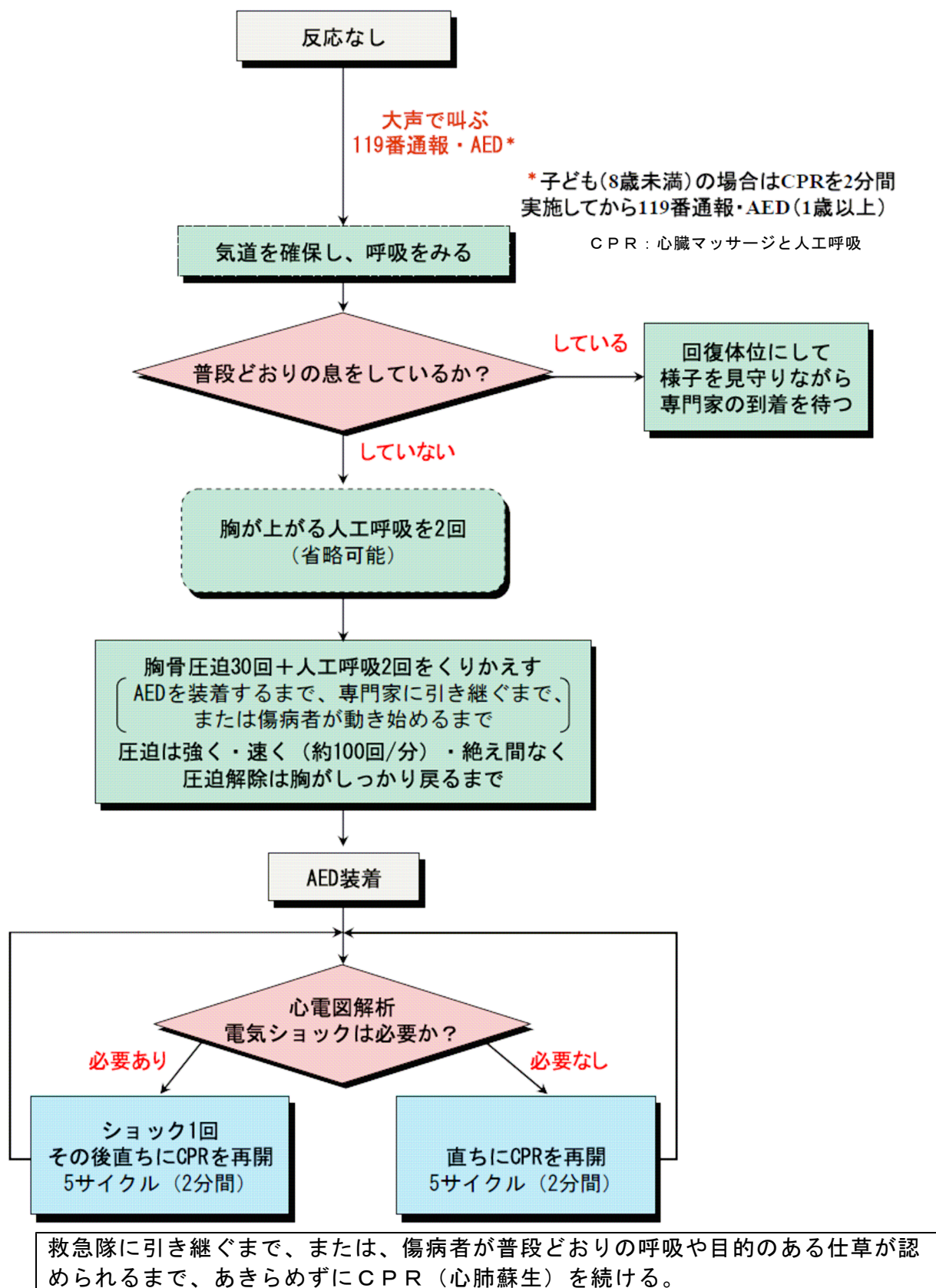
※傷病者が普段どおりの呼吸をしはじめる、あるいは目的のある仕草が認められるまで、あきらめずに心肺蘇生を続ける。

○ AED

- (1) 心肺蘇生を行っている途中でAEDが届いたら、すぐにAEDを使う準備に移る。
- (2) 電源を入れたら、以降は音声メッセージとランプに従って操作する。
- (3) AEDは心電図を自動的に解析し、電気ショックが必要である場合には、音声メッセージに従ってショックボタンを押し、電気ショックを行う。
- (4) 電気ショックのあとは、直ちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開する。
- (5) AEDは2分おきに自動的に心電図解析を始める。その都度、「体から離れてください」などの音声メッセージが流れる。傷病者から手を離すと同時に、周囲の人にも離れるよう声をかけ、離れていることを確認する。

※以後も同様に心肺蘇生とAEDの手順を繰り返す。

心肺蘇生法の手順



財団法人日本救急医療財団 日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会
ホームページアドレス

http://www.qqzaidan.jp/qqsosei/guideline/algorithm_c.pdf

1 地震災害

海岸沿いのA小学校で、3時間目の授業中に強い地震があり、大きな揺れとともに窓ガラスが割れ、教室からは児童の悲鳴が聞こえた。また、この時間、2年生は学校から離れ、校外学習を行っていた。

1 事例の分析と課題

- (1) 児童及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- (2) A小学校は海岸沿いにあり、地震による津波被害が予想されるため、津波等に関する正確な情報収集と避難場所の決定等の確かな判断が必要である。
- (3) この事例では、校外で活動している2年生への適切な対応が求められる。校外での活動を実施する場合は、活動の行程を教職員が共有しておく必要がある。また、引率教員は携帯電話を携帯するなど、緊急の連絡が取れるようにしておくことが求められるが、地震発生時は携帯電話が使えなくなる事態も想定しておく必要がある。

2 緊急対応のポイント

(1) 安全確保

- ・授業担当教員は、地震を感じたら、児童に窓やロッカー等から離れ机の下にもぐるよう指示する。身を隠すところがない場合は、本等で頭を保護し低い姿勢をとるよう指示する。揺れが小さくなくても再び強く揺れることがあるので、揺れが完全に収まるまで身の安全を確保させる。また、出入口を開放するなど避難口を確保する。
- ・野外においては窓ガラス・看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などに避難する。近くに空き地などのないときは、周囲の状況を冷静に判断して、両側の建物から離れた歩道の中央など、安全性の高い場所へ移動する。また、ブロック塀や自動販売機など倒れやすい物、液状化や陥没している場所には近づかない。

(2) 火気の始末

- ・特別教室等で火気を使用中の場合は、無理のない範囲で教職員が消火し、ガスの元栓を閉める。(大きな揺れの場合は、身を守ることを最優先させる)

(3) 情報収集

- ・揺れが収まったら、救護活動や避難の円滑な実施のため、迅速な情報収集を行う。
- 〔授業担当教員〕
- ・児童の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性（教室及び教室近辺の被害状況、転倒・落下の可能性のある物等）を確認する。
 - ・児童の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。
- 〔授業のない教職員〕
- ・分担して各教室に急行し、授業担当教員から児童の状況を聞き取る。また、避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。
 - ・必要な場合は、授業担当教員や養護教諭と連携して負傷児童の応急処置に当たる。
- 〔管理職（学校防災本部）〕
- ・テレビ、インターネット等で津波情報、地域全体の被害状況等を把握する。停電でテレビ等が使えない場合は、自動車のテレビ、ラジオを活用することもできる。
 - ・状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の実施方法等を決定する。
 - ・学校の被害状況を踏まえ、管理職の判断により「学校防災本部」を設置する。

(4) 避難の指示及び誘導

- 〔管理職（学校防災本部）〕
- ・津波警報が出るなど危険性が高まった場合、津波からの避難場所、避難経路を決定する。避難時間が確保できる場合は高台等へ、避難時間がない場合は、学校内の一番高い場所へ避難するよう、教職員や児童に校内放送等を通じて指示を行う。

- ・携帯電話等で校外学習引率教員に連絡し、現在地、負傷者の状況等を確認するとともに、避難場所等について指示する。また、可能な範囲で教職員を現地に向かわせる。

〔授業のない教職員〕

- ・避難経路、避難場所において避難の誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、各教室に避難指示を伝える。ハンドマイクを用いてグラウンド側から伝えることも有効であるが、確実に伝達できたか確認を行う。

〔授業担当教員〕

- ・指示により避難を開始する。その際、走らないこと、話をしないこと等落ち着いて行動するよう指導する。

〔校外学習引率教員〕

- ・避難を開始する。津波の危険性が高まった場合は、高台や近くの頑丈な建物の一番高い場所等へ避難する。

(5) 避難場所での対応

〔状況把握〕

- ・教職員は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。

〔救護活動〕

- ・管理職は、児童や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応に当たる。
- ・児童や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

(6) 教育委員会への報告

- ・管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。

(7) その他

管理職は、授業の継続や中止等を判断するに当たって次の点に留意する。

- ・施設設備の点検を行い、安全を確認する。
- ・テレビやインターネット、携帯ラジオ等での的確な状況把握を行う。
- ・校区内の被災状況等を教育委員会や関係機関、地域の情報等から正確に把握する。
- ・通学路の安全確認や交通機関の運行状況の確認を行う。
- ・児童を下校させる場合は、保護者と連絡がとれるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。(引き渡しの判断基準や手順等は、予め保護者に周知しておく。)

3 防災対応のポイント

(1) 管理・運営体制の確立

日頃から、教職員の危機管理意識を高めるとともに、マニュアルに基づく防災体制、施設・設備等の管理体制を確立しておく。

また、校舎の耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難基準・避難方法を定めておくとともに、平素から避難経路の安全確保に努める。

(2) 実践的な避難訓練の実施

児童生徒が、地震発生時に落ち着いた行動ができるよう、平素から緊急時の安全な行動について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災避難訓練を計画実施する。

(3) 非構造部材の点検の実施

学校で実施する安全点検においても、地震の際、人に甚大な被害を及ぼす可能性のある非構造部材の点検・対策を行い、被害を最小限に止める。外壁や内壁のひび割れの有無、家具などの変形・腐食・ガタつき・転倒防止対策の有無等を日頃から点検をしておき、こまめな対策をとることにより防災・減災につなげることが求められる。

4 資料等

- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省 平成24年3月）
- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成例」（県教育庁保健体育課 平成25年3月）
- ・「地震による落下物や転倒物から子どものたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(文部科学省 平成22年3月)

2 竜巻

B中学校で、3時間目の授業中、周囲が急に暗くなり、雷とともに激しい風が吹いてきた。外ではトタンや発泡スチロールなどいろいろなゴミが宙を舞っており、遠くには雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られた。

1 事例の分析と課題

- (1) 発達した積乱雲に伴い、竜巻が発生している。過去には時速約90kmで移動した竜巻もありスピードが非常に速い場合があるため、生徒及び教職員の安全確保を最優先に、迅速な対応が求められる。
- (2) この事例では、学校のどこにいるのかによって対応が異なるので、教職員は様々なケースを想定し、それぞれの身の守り方について、日頃から生徒を指導しておくことが重要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 身を守るための行動の指示

- ・校内放送等を通じて、竜巻が迫っていること、速やかにかつ落ち着いて身を守るための行動をとることを指示する。

〔教室にいる場合〕

- ・窓を閉め、カーテンを引き、窓ガラスからできるだけ離れるよう指示する。また、机の下にかくれる、しゃがんでカバン等で頭を守る等、身の回りにあるもので頭を守る姿勢をとるようにさせる。

〔教室以外の校舎内にいる場合〕

- ・ガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せ、壁に近いところでしゃがみ、頭を守る姿勢をとるよう指示する。
- ・体育館にいる場合は、ステージや更衣室、用具室など窓ガラスの少ない場所に移動し、頭を守る姿勢をとるよう指示する。

〔運動場などの屋外にいる場合〕

- ・校舎など頑丈な建物に避難するよう指示する。物置やプレハブなどの簡易な建物には避難しないようにする。
- ・屋内に避難できない場合は、頑丈な建物の物陰に入って身を小さくするか、土地のくぼみなどに身をふせ、頭を守る姿勢をとるよう指示する。

(2) 避難場所での対応

- ・風が収まり、避難経路と避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。

〔状況把握〕

- ・教職員は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。

〔救護活動〕

- ・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、養護教諭等による救護班を組織し対応に当たる。
- ・生徒や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

(3) 教育委員会への報告

- ・管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要に応じて支援要請を行う。

(4) その他

管理職は、授業の継続や中止等を判断するに当たって次の点に留意する。

- ・施設設備の点検を行い、安全を確認する。
- ・テレビやインターネット、携帯ラジオ等での的確な状況把握を行う。
- ・校区内の被災状況等を関係機関や地域等の情報から正確に把握する。

- ・通学路の安全確認や交通機関の運行状況の確認を行う。
- ・生徒を下校させる場合は、保護者と連絡がとれるまで学校に待機させるなど、状況に応じた対策をとる。(引き渡しの判断基準や手順等は、予め保護者に周知しておく)

3 防災対応のポイント

(1) 児童生徒への指導

児童生徒が竜巻から自らの身の安全を守るために、適切な知識や行動を身に付ける必要がある。そのため、日頃から、竜巻が接近してきたときのとるべき行動、竜巻の特性、安全な避難場所等について十分理解させるとともに、発達した積乱雲に伴う雷、急な大雨への対応についても指導する。

(2) 気象情報の把握等

竜巻が発生しやすい気象状況となっている場合、気象台から「竜巻注意情報」が発表される。また、気象庁HPのレーダー・ナウキャストで竜巻発生危険性がある地域と今後の予想を見ることが出来る。テレビ、インターネット等で最新の気象情報の把握に努めるとともに、「真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる」「ヒヤッとした冷たい風が吹き出す」「雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする」「大粒の雨やひょうが降り出す」など竜巻の予兆となる周囲の様子に注意を払うことが重要である。

4 参考等

- ・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」(文部科学省 平成25年3月)
- ・「竜巻から身を守る ～竜巻注意報～」(気象庁 平成25年5月)
- ・「特別警報が始まります。」(気象庁 平成25年6月)
- ・「急な大雨・竜巻・雷から身を守るために」(県教育庁保健体育課 平成25年9月)

雷への対応

- 雷鳴が遠くても雷雲はすぐ近づいてくるので、部活動など屋外活動をしている場合、速やかに屋内に避難する。
- 雷は短時間で収まることが多いので屋内の安全な場所で待機する。無理に帰宅しない。
- 雷は高い場所に落ちやすいため、立ち木から離れたところに避難する。木の下での雨宿りは厳禁。
- 近くに避難する場所がない場合は、低い場所を探してしゃがむなどできるだけ姿勢を低くする。
- 自転車に乗っていたら、すぐに降りて安全な場所に避難する。

急な大雨への対応

- 激しい雨の中を無理して歩かず、頑丈な建物など安全な場所へ避難する。
- 河川や用水は、ごく短時間のうちに水かさが増す危険性があるため、すぐに水辺から離れ、絶対に近づかない。
- 浸水・冠水している場所には、絶対近づかない。
- 激しい雨や浸水により、道路や用水の位置が確認できない場合は、無理な行動はしない。(外出が危険な場合は、2階以上のできるだけ高いところへ移動する。浸水・冠水しているにもかかわらず、自宅等から、無理に避難場所へ避難しようとして、流水に巻き込まれたり、用水に転落して被災した事例もある)
- 地下室や地下街は水が流れ込む恐れがあるため、すぐに地上へ移動する。

特別警報について(平成25年8月運用開始)

- 特別警報には、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、大津波、噴火(噴火警戒レベル4以上)、緊急地震速報(震度6弱以上)がある。
- 警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想されるため、直ちに安全な場所へ避難するなど、身を守るために最善を尽くす必要がある。
- 児童生徒が学校にいる場合は、帰宅させず、学校の中のより安全な場所にとどまるようにさせる。

3 学校施設に起因する事故

A小学校で清掃時間中、3階教室のベランダにいた児童が、ベランダ手すりにある直径5cm程度の穴に足を掛け、グラウンドにいた友人と身を乗り出して話をしていたところ、掛けていた足が外れ、転落した。

1 事例の分析と課題

- (1) 事故後の対応では、負傷している児童の救護を最優先に行う必要がある。
- (2) 転落事故は、他の事故と比較して特に死亡や障害につながる可能性が高い。事故を未然に防ぐために、日頃、児童に対し、ベランダや屋上、階段、天窓等の危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らない指導を徹底したり、必要に応じて立ち入りを制限する必要がある。
- (3) 施設の安全点検では、手すりに足掛かりとなるものがないか、付近に踏み台となる物が置かれていないか等、児童等の危険な行動を予測し適切な措置をすることが大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 負傷者の確認及び応急処置

- ・教職員は、児童の負傷の状況を確認し、応急処置を行うとともに管理職に連絡する。特に重傷の児童がいる場合は、救急車の要請を行うとともに保護者に連絡する。
- ・周囲の児童の動揺を鎮めるように配慮し、他の場所に移動させる。
- ・校内救急体制に基づき、他の教職員と協力して状況把握や連絡を適切に行う。

(2) 救急車への同乗・保護者への連絡

- ・負傷した児童の救急車による病院への搬送の際は教職員が付き添い、事故の状況説明を行う。児童名簿、連絡簿等を携帯する。
- ・比較的軽傷で、救急車の要請を行わない場合は、保護者に連絡し病院へ引率する。
- ・負傷した児童の保護者に状況を説明し、病院に搬送された場合は、病院名や付き添っている教職員の氏名等を伝える。

(3) 付近の立ち入り規制・情報収集

- ・現場付近及び、他の教室のベランダについて、事故の原因解明とその後の適切な措置があるまで児童の立ち入りを規制する等の措置を取る。
- ・周囲にいた児童から、動揺を鎮めながら可能な範囲で情報を収集する。
- ・収集した情報は一元化し、管理職に迅速に伝わるようにする。

(4) 関係機関等への連絡

〔警察〕

- ・管理職を通じて、警察に連絡し、事故の概要、負傷者に対する対応状況等を説明し、事故後の調査、検証のための注意事項等の指示を受ける。

〔教育委員会〕

- ・教育委員会に事故の第一報を入れ、助言を得る。

(5) その他

- ・安全施設上の問題で整備が必要であれば教育委員会と協議の上、適切な措置を行う。

3 未然防止と施設設備の安全点検のポイント

(1) 学校安全計画の作成

各学校において、安全教育と安全管理の観点から、年間を通じた安全に関する諸活動の基本計画として学校安全計画を立て、実施する。

(2) 安全教育

学級活動や教科指導等で計画的に次の安全教育を行う。

- ・施設、設備による負傷や危険性、正しい使い方
- ・遊びや運動の種類、場所によって起こる負傷と安全のきまり
- ・事故が発生したときの通報の仕方

(3) 安全点検

日頃から、教職員の安全管理意識を高め、施設設備の点検・管理体制を確立する。

ア 安全点検の種類

- ・定期点検—学期1回の点検を行い、全教職員により全校的規模で総合的に実施する。
- ・月例点検—毎月1回、年間計画に位置付けて重点的な点検を行い、安全確保を図る。
- ・日常点検—毎授業日の活動前後に実施する。
- ・臨時点検—学校行事（運動会等）の前後、火災・地震・風水害等の後、速やかに実施する。

イ 安全点検の実施方法

- ・全教職員が共通理解の上で、児童生徒と共に点検組織を確立するとともに、専門的な知見のある者による定期的な点検を適切に行うこと。
- ・点検では、学校の実態に即した点検カードを作成し、安全点検と事後措置の徹底を図るとともに、遊具、器具等は、腐食等による損傷で重大事故の発生が考えられることから、修理等が経年的に確認できる「器具・遊具管理簿」も作成する。
- ・点検では、目視だけでなく、打音（ハンマー等で叩く）、振動（揺れ動かす）、負荷（ぶら下がる、押す、引く、ねじる等）、作動（回転部分の油切れ、摩耗による作動の偏り）の方法により確実にを行うこと。

ウ 点検結果の事後措置

- ・点検結果の情報を教職員で共有し、児童生徒に周知するとともに、危険防止のための指導を行う。
- ・危険と判断される施設設備については、速やかにロープ、柵等による立入禁止や使用禁止の措置を講じ、早急に修理等を行う。

施設設備の安全点検では、日常の学校生活で起こりうる可能性のある事故（転落、転倒、衝突、挟まれ、落下物、遊具等）防止の観点から行うほか、防災上の観点から、非構造部材（天井、照明、窓ガラス、外壁、収納棚等）の点検、消火器、暖房器具、ガス器具等の点検も定期的に行う必要がある。

4 資料等

- ・「学校保健・安全・給食管理の手引き」（県教育庁保健体育課 平成21年3月）
- ・「学校安全点検要領（改訂版）」（県教育庁保健体育課 平成7年3月）
- ・「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成22年3月 HP掲載）
- ・「学校施設における事故防止の留意点について」（文部科学省 平成21年3月 HP掲載）
- ・「学校における転落事故防止の留意点について」（通知 文部科学省 平成20年8月29日 HP掲載）
- ・学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（文部科学省 平成21年3月、平成22年3月）
- ・「地震による落下物や転倒物から子どもを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」（文部科学省 平成22年3月 HP掲載）

4 校内への不審者侵入

A高校で、放課後17時30分頃、バレー部の女子生徒が練習終了後帰宅するため、校内の自転車駐輪場に行くと、一人の男が立っていた。辺りは薄暗かったため、女子生徒は先生かと思い、あいさつをして通り過ぎると、突然、男は女子生徒の後ろから襲いかかり、刃物を持って「殺すぞ」と脅してきた。女子生徒は、大声を出したため、男は慌ててその場から逃げ去った。女子生徒は職員室へ駆け込み、教員へ通報した。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、被害生徒や周辺生徒の安全確保と警察との連携を速やかに行うことが大切である。
- (2) 日頃の施設の管理状況を確認し、再発防止に努めるとともに、生徒に注意を喚起することが大切である。
- (3) 学校は近隣の学校等に情報を伝え、被害が他校に拡大しないようにすることが大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 不審者への対応・被害生徒の安全確保

- ・被害者から一報を受けた教職員は、近くにいる教職員に応援要請するとともに管理職に連絡をする。
- ・被害生徒の安全を確保するとともに必要に応じ応急処置をする。また、状況について可能な限り聞き取る。
- ・速やかに教職員は複数で現場及び校内、学校周辺を巡視し不審者がいるかどうか確認する。その際、手近にあるもの（モップ、いす、さすまた等）を持参し、不審者を発見したら不審者の動きや移動を阻止し、不審者を刺激しないようにしながら、できる限り一室に隔離する。

(2) 生徒の安全確保

- ・教職員は、管理職の指示に基づき事前に決めておいた暗号等による緊急放送等で不審者に知らせないように校内にいる生徒や教職員に知らせ避難させる。
- ・顧問は部活動を中止させ、生徒を避難させるとともに、教職員は分担して校内に残っている生徒の安否を把握し、安全を確保する。
- ・負傷者の有無などを確認し、負傷の状況に応じて応急手当を行う。

(3) 関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。また、必要に応じて救急車を要請する。
- ・警察の指示のもと、近隣の学校園や自治会等へ発生の事実を伝え、被害拡大を防ぐ。

(4) 情報収集・報告

- ・管理職は速やかに教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。その後、適宜報告する。
- ・管理職は全職員に事実を伝え、事件に関する情報収集をするとともに、今後の生徒や保護者への説明や対応等について決定し、教職員へ指示する。

(5) 生徒・保護者への対応

〔被害生徒に対して〕

- ・顧問や担任を中心に、速やかに被害を受けた生徒の保護者に連絡し、今回の事件の経過及び学校の取った措置を保護者に説明し、学校への理解を求める。
- ・場合によっては、顧問や担任と共に管理職が家庭に出向き対応する。

〔全生徒に対して〕

- ・校内に残っている生徒については、安全な下校を確保するため、保護者へ連絡し状況に応じて迎えにきてもらう。
- ・帰宅途中の生徒の安否を確認するため、保護者へ連絡する。

3 未然防止のポイント

(1) 施設設備等の安全管理の徹底

- ア 門扉の施錠や出入り口を限定し、誰でも自由に立ち入ることができないようにする。
- イ 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人の出入りの確認を行う。
- ウ 来校者への名札等の着用、来校目的と記名を義務化し、来校者の動線を限定することでできる限り教室に近づけないようにする。
- エ 必要に応じ、安全確認のための機器を整備する。(警報装置、通報装置、防犯カメラの整備等)

(2) 緊急時に備えた体制整備・校内研修

- ア 教職員は、普段から来校者に声掛けして不審者侵入を見逃さないようにするとともに、不審者侵入等に備え、通報や誘導などの体制をシミュレーションし、防犯訓練を実施する。
- イ 緊急時に備え、平常時に警察や病院、安全ボランティアなどの関係機関や団体と事件発生時の対応方法を確認しておく。また、連絡がすぐに取りれるよう電話番号などはよく見えるところに掲示する。
- ウ 全教職員が、AED等救急医療器具の扱いや応急処置・心肺蘇生法に慣れておき、AED機器等設置場所の把握をしておく。

(3) 児童生徒に対する指導

- ア 不審者侵入に備え、校内放送等による緊急連絡についての決まりを伝え、周知徹底するとともに防犯訓練を実施する。
- イ 日頃から来訪者に対してあいさつをするとともに、校内に不審な人物を見かけたら教職員へ連絡するよう指導する。

4 資料等

- ・「学校保健・安全・給食管理の手引き」(県教育庁保健体育課 平成21年3月)
- ・『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』(文部科学省 平成22年3月 HP掲載)
- ・「学校の危機管理マニュアル-子どもを犯罪から守るために-」
(文部科学省 平成19年11月 HP掲載)
- ・「子どもの心のケアのために-災害や事件・事故発生時を中心に-」
(文部科学省 平成22年7月 HP掲載)
- ・「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集
-学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に-」
(文部科学省 平成23年3月 HP掲載)
- ・学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」
(文部科学省 平成21年3月、平成22年3月)

5 シックハウス症候群

A中学校において、冬季の1時間目、司書職員は不在であったが、国語科担当教諭指導のもと、図書室を使用した。始業時、新しい書棚付近から発せられるにおいが強いと生徒らが発言していたが、新しいから仕方がないと説明して授業は続行した。やがて、生徒から「頭痛がする」、「目が痛い」、「のどが痛い」等の訴えがあったことから、図書室から教室へ移動した。異常を訴えた生徒に対しては、授業後に保健室へ行くよう指示した。

図書室では先週金曜日の午後、老朽化した書棚を新しいものに入れ替えていた。土日は学校休業日であり、月曜1時間目まで、図書室は閉め切られていた。土日の天気は晴れであり、暖かい陽気であった。空気がこもっている感があったが、被害発生時は寒かったので、窓を開けての換気は行わなかった。

被害発生を受けて、新たに設置した書棚に使用されている合板からの化学物質放散も考えられたため、業者に確認したところ、JASマーク等級「F☆☆」であり、ホルムアルデヒド放散量が多い集成材が使用されていたことが判明した。

また、図書室に窓は南北に5箇所ずつある。採光のため、南側の窓はいずれも確保されているが、北側はスペースの都合により、5箇所中4箇所は窓の前に書棚が置かれており、通常から換気状態はあまりよくなかった。

1 事例の分析と課題

- (1) 新規備品納入時は、使用されている材質など、シックハウス症候群の原因等の情報に留意し、納入後は換気を十分に行う必要がある。また、新規備品納入については養護教諭と連携及び学校薬剤師に相談しながら、状況に応じて必要な対策を講じ全教職員に周知する。
- (2) 平素から窓等の換気経路は十分に確保する必要がある。
- (3) 症状を訴えた生徒に対し、状況により、即座に対応する校内救急体制の確立と徹底が必要である。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況の把握・対応

- ・窓を開放し換気を行うとともに、指導担当教員は直ちに職員室に連絡し応援を要請する。
- ・全員を通風状態の良い安全な場所に移動させる。
- ・養護教諭と連携し、症状を訴えた生徒の状況を確認及び聞き取りをするとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・当該場所の使用を中断し、明らかな異臭、刺激臭等が持続している間は使用中止について検討する。
- ・生徒等から聞き取った情報等を基に、原因の特定に努め、換気等の対策を講じる。
- ・担任は、状況に応じて保護者に連絡する。
- ・当該生徒だけではなく、全生徒の健康観察を継続的に行う。
- ・管理職は、担任、養護教諭等関係者から情報を集めるとともに、記録者を決め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録させる。
- ・管理職は、外部への情報提供や、マスコミの取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化し、複数の情報が交錯し、混乱しないよう配慮する。

(2) 生徒への対応

- ・症状等の程度の確認と状況に応じて応急処置を行う。
- ・必要に応じ、保護者とともに専門医の受診をすすめる。
- ・全生徒の不安を取り除く。

(3) 保護者への対応

〔当該生徒の保護者〕

- ・症状や経過を説明する。

- ・状況に応じて家庭環境（自宅の新築・改築等）の聞き取りを行う。
- ・必要に応じて、保護者に独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。

〔全校の保護者〕

- ・当該場所の一時使用中止、学校環境衛生検査（臨時）の実施など、学校の対応について文書等で周知する。

(4) 関係機関との連携

- ・学校薬剤師、検査機関と連携し、学校環境衛生検査（臨時）を速やかに実施するとともに、必要な助言等を受け、対応する。

(5) 教育委員会への報告

- ・被害の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

3 未然防止のポイント

- ・全教職員の共通理解のもとで、日常的に換気を行う。特にワックス掛けを行う場合は、室内空気を汚染する化学物質の含有が少ない、またはその放散が少ないワックスを選定する。
- ・パソコン、机・椅子などの備品や、カーテン、壁紙等を更新した場合は、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を行う。
- ・化学物質過敏症の生徒を把握している場合は、適切な対応について全教職員で共通理解を図る。
- ・校長・保健主事・養護教諭は学校薬剤師の助言・協力を得ながら、学校環境衛生活動について学校保健委員会で検討し、学校環境衛生の維持・改善に務める。

4 関係法令等

(1) 法令等

- ・学校保健安全法第6条（学校環境衛生基準）
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）

(2) 通知等

- ・学校における環境衛生管理の徹底について（文体学第187号 平成4年6月23日）
別紙「学校環境衛生の基準」（文部省体育局長裁定）
- ・学校環境衛生の確保の徹底について（教ス健第2020号 平成15年6月9日）
- ・教室等における「学校環境衛生基準」に基づく空気環境の確保の徹底について（平成17年7月14日付け事務連絡 スポーツ健康教育課学校保健グループ主幹）
- ・学校環境衛生基準の施行について（21文科ス第6013号 平成21年4月1日）

(3) 資料等

- ・「学校環境衛生管理マニュアル」（文部科学省 平成16年3月）
- ・「健康的な学習環境を確保するために ー有害な化学物質の室内濃度低減に向けてー」（文部科学省 平成18年6月）
- ・「健康な日常生活を送るために シックハウス症候群の予防と対策」（厚生労働省 平成23年1月）

6 薬品の紛失・盗難

A教諭は3時間目の理科の授業終了後、始業前にはあった薬品庫の水酸化ナトリウムの瓶がなくなっていることに気付いた。しかし、他の教諭が授業のため持ち出したと思い、放置しておいたところ、休憩時間に中身のない水酸化ナトリウムの瓶を児童が見付けた。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、外部からの侵入者による盗難である可能性とともに、紛失した薬品が学校給食や水道水、児童が持参している水筒の湯茶に混入される恐れがあるため、速やかに対応することが必要となる。
- (2) 薬品の紛失が判明した後の対応として、生命に関わるような事件になりかねないことを考え、薬品の早期発見に努めることが大切である。
- (3) 薬品の紛失が学校の管理下で発生した場合、学校の責任が大きく問われることになるため、日常の安全指導及び安全管理が大切である。

2 緊急対応のポイント

(1) 確認・報告

- ・薬品の使用責任者は、全教職員に使用の有無を確認するとともに、薬品の数量や有無を薬品管理簿等により正確に確認する。
- ・紛失・盗難が確認された場合は、管理職に報告し、速やかに全教職員に連絡する。
- ・現場を保存し、直ちに教育委員会等に報告するとともに警察署に届け出る。

(2) 安全管理

- ・管理職は、直ちに児童に水道水等の飲用の禁止を指示する。
- ・担任は、児童に事情を説明し、安全が確認されるまで水道水等の飲用の禁止を徹底する。
- ・担任は、児童の体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、養護教諭による個別の指導・手当てを受けさせた後、学校医（専門医）に診せ、その判断を仰ぐ。

(3) 紛失物の発見

- ・担任は、児童へ薬品の危険性について説明し、所持の確認をしたり全教職員による校内点検を実施したりすることにより、紛失した薬品の早期発見に努める。

(4) 関係機関への報告

- ・管理職は、事件の概要や児童の状況等を教育委員会に報告する。
- ・学校給食や水道水等に薬品が混入された疑いのある場合は、管理職は直ちに保健所、消防署に届けるとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置をとる。

(5) その他

- ・管理職は、当日の給食、午後の授業の実施の可否について検討する。
- ・学校給食への混入防止として、担任は給食の準備に関して、また、担任以外の教師は給食運搬に関して安全管理を徹底し、給食に薬品が混入されることのないように注意する。
- ・保護者に事件の状況を文書で知らせ、学校の対応への理解と協力を求める。
- ・教育委員会との連絡を密にするとともに、事件発生の原因を究明し、再発防止の具体策や具体的な改善点等について全教職員の共通理解を図り、安全管理の体制をつくる。

3 未然防止のポイント

(1) 責任者の配置

- ア 薬品管理責任者は校長であり、購入した薬品（毒物、劇物、危険物等）について、使用及び保管、廃棄まで適切に管理、監督をする。
- イ 校長は、薬品使用責任者を定める。薬品使用責任者は、薬品の購入、管理、薬品管理

簿の整備や毒物及び劇物の定期的な確認等に当たる。

(2) 薬品の取扱いについての指導

教職員に対して研修を行い、安全意識を高めておく。また、薬品を扱う授業の際には、児童生徒に対してその危険性や適切な取扱いについて十分に指導する。

(3) 薬品の管理

ア 授業者が理科室を離れる場合には、薬品庫・準備室等の施錠を徹底し、施錠に際しては、児童生徒に任せるなど鍵を安易に教職員以外に使用させない。

イ 平素から、薬品を使用した教員は必ず薬品管理簿等に記入するように徹底する。

ウ 取扱要領等校内規程を整備し、保管状況の確認などの定期的な検査を行う。

エ 長期間保存されている薬品で、今後も使用の見込みがないものは、適正な方法により、速やかに廃棄する。

(4) 毒物及び劇物の管理

ア 施錠のできる専用保管庫に保管し、一般薬品等と区分して収納する。

イ 保管庫及び容器すべてに、毒物・劇物等の表示をし、名称を明示する。

ウ 保管庫の施錠の確認は責任ある者が行い、鍵の保管は責任者を定めて管理する。

エ 品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入されている管理簿等を備え、定期的に数量と薬品管理簿等の照合を行う。

(5) 異物混入の防止

日頃から、担任は児童生徒の交友関係等の把握に努めるとともに、給食の配膳時に立ち会い、安全管理に努める。

4 法令・判例等

(1) 法律等

- ・毒物及び劇物取締法 第11条(毒物又は劇物の取扱)、第12条(毒物又は劇物の表示)
第15条の2(廃棄)、第16条の2(事故の際の措置)

(2) 通知等

- ・学校における毒物及び劇物の適正な管理について(文初高第501号 平成12年1月11日)

○学校で扱われている主な毒物及び劇物、危険物

学校で扱う薬品には、毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物や劇物にあたるものも含まれる。学校で毒物及び劇物を扱う場合は、登録や届け出の義務はないが、「届出を要しない毒物又は劇物業務上取扱者」として、法令に従った保管・管理、廃棄処理を行わなければならない。

【毒物に指定されているもの】 黄リン・フッ化水素酸・水銀

【劇物に指定されているもの】

塩酸・アンモニア水・過酸化水素水・水酸化ナトリウム・メタノール・硫酸・ヨウ素
塩化バリウム・硫酸銅・塩化銅・酢酸鉛・硝酸銀・硝酸・水酸化カリウム・ナトリウム
ホルマリン・塩化亜鉛・カリウム・四塩化炭素・臭素・フェノール・クロム酸カリウム・
ニクロム酸カリウム・アニリン・トルエン

ほかに「消防法」による、「危険物」がある。危険物を保管する場合は、類の異なる物は同一の貯蔵所に保管しない。また、保管場所の周辺で火気を使用してはならない。

【危険物 第一類】 酸化性固体(塩素酸塩類、過マンガン酸塩類 等)

【危険物 第二類】 可燃性固体(赤リン、硫黄、マグネシウム、鉄粉 等)

【危険物 第三類】 自然発火性物質及び禁水性物質(黄リン、ナトリウム 等)

【危険物 第四類】 引火性液体(メタノール、エタノール、アセトン 等)

【危険物 第五類】 自己反応性物質(ピクリン酸、ニトロセルロース 等)

【危険物 第六類】 酸化性液体(過塩素酸、過酸化水素、硝酸 等)

1 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント

〔セクシュアル・ハラスメント〕

学年主任のA教諭（男性）は、同じ学年団のB教諭（女性）から、授業の相談を受けるうち、メールで連絡を取り合うようになった。はじめは、相談内容についてのやりとりだけであったが、次第にプライバシーに関わる内容のメールがA教諭から送られるようになった。B教諭が、管理職に相談し、この事実が明らかになった。

〔パワー・ハラスメント〕

A教諭は、新採用のB教諭の指導教員を務めていた。A教諭は、B教諭の授業を参観し、授業の進め方がうまくいかないと、些細な失敗であっても、授業を途中で止め、生徒の見ていない前で大声で叱責したり、B教諭の代わりにA教諭が授業を進めたりすることがあった。その様子を見ていた生徒はB教諭に対して、軽蔑した態度を取るようになった。

B教諭は、管理職にこのことについて相談したが、A教諭の言動は変わらず、B教諭は、次第に自信をなくし、体調不良を訴え、出勤できなくなった。

1 事例の分析と課題

- (1) いずれの事例においても被害者の救済方法を考え、早急に対応する必要がある。
- (2) A教諭は、自分の行為がハラスメントに該当すると自覚していないことも考えられる。加害者に対する事情聴取や指導が必要である。
- (3) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のためには、校内研修等による教職員の意識の向上や、被害を受けた本人だけでなく周囲の人も注意できるような教職員の環境づくりが必要である。

2 緊急対応のポイント

〔セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを受けたとき〕

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの被害に遭ったときは、相手に対して明確な意思表示をするとともに、（状況が改善しない場合は、）身近な信頼できる人に相談する。職場内で相談することが困難な場合には、その言動を具体的に記録しておき、セクハラ相談窓口、パワハラ相談窓口等を利用する。

〔セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの相談があったとき〕

(1) 相談体制の確立

- ・2人の教職員で対応し、セクシュアル・ハラスメントの場合は、同性の教職員が同席する。
- ・相談時間や相談場所等に配慮するとともに、関係者の人権やプライバシーを尊重し、秘密を厳守する。

(2) 相談者からの事実関係等の聴取

- ・相談者の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に話を聞き、次の事項を把握する。
 - ア 被害者と加害者とされる教職員の関係はどのようなものか。
 - イ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの言動がいつ、どこで、どのように行われたか。
 - ウ 相談者が加害者とされる教職員に対してどのような対応をとったか。
 - エ 他の同僚等に相談をしたか。
- ・聴取した事実関係等を相談者に確認し、記録しておく。

(3) 加害者とされる教職員からの事情聴取及び指導

- ・加害者とされる教職員の主張に真剣に耳を傾け、丁寧に話を聞く。
- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントとは何かを理解させる。
- ・事実確認の結果、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントと判明すれば、謝罪をさせるなどして、被害者との信頼関係の回復を図る。

(4) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントと判断できない場合

- ・両者から聴取した事実関係に不一致があり、事実確認が十分できない場合などは、人権やプライバシーに配慮しながら、周囲の教職員等の第三者から事実関係等を聴取する。

(5) 相談者に対する説明

- ・これまで確認した事実関係を伝え、今後の具体的な対応や方針について、相談者に説明する。

(6) 教育委員会への報告

- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの相談対応を行った場合は、その状況を教育委員会に報告する。

3 未然防止のポイント

(1) 人権意識高揚のための研修の充実

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントは、被害者の人格や尊厳を著しく傷付け、能力の発揮を妨げるだけでなく、職場全体の秩序を乱し、教職員の意欲の低下を招くなど、公務の円滑な運営を著しく阻害することを十分に理解し、互いの人格を尊重し合えるように、人権意識の高揚のための研修の充実を図る。

(2) 明るく風通しの良い職場づくりに向けた取組

教職員同士のつながりを大切にし、次のような取組を行い、組織の力を結集してチーム力で仕事を進められるようにする。

- ・挨拶の励行、情報の共有等による職場内のコミュニケーションの活性化
- ・当番的な業務の分担、ゆとり創造の取組などによる支え合う職場づくりの推進

4 資料等

- ・信頼される教職員であるために-不祥事防止研修資料-(県教育庁教職員課 平成24年3月)

〔セクシュアル・ハラスメント〕

Q 管理職に求められることは何か。

A 管理職は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

Q 教職員に求められることは何か。

A 一般に次のことが考えられる。

- ・セクシュアル・ハラスメントに当たるような言動が見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促す。
- ・被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ったり、上司や相談窓口等に相談したりすることをためらわないようにする。

〔パワー・ハラスメント〕

Q 管理職に求められることは何か。

A 管理職は、パワー・ハラスメントについて十分問題意識をもつとともに、自らパワー・ハラスメントを起こさないのはもちろんのこと、上司等の言動によっては、教職員は人格を傷付けられ、あるいは疎外感をもち、過度に心理的負担等を受け、ひいては心身の健康を損なうことがあり得ることを認識しておく必要がある。

Q 教職員に求められることは何か。

A 一般に次のことが考えられる。

- ・パワー・ハラスメントに当たるような言動が見受けられる場合は、注意を促す。
- ・パワー・ハラスメントを見聞きした場合には、周囲の教職員は、被害を受けた教職員が一人で悩みを抱え込むことがないよう積極的に声掛けをするとともに、必要な場合は、管理職や相談窓口等に相談する。

2 交通事故

A教諭は、PTAの話し合いに参加し、会が終了した午後8時過ぎに学校を出た。いつも通っている通勤路で、ふだんはほとんど歩行者が渡ることがない交差点を右折しようとしたところ、横断中の自転車と接触した。相手は転倒したが、自転車に損傷はなく、本人も怪我はないということだったので、A教諭は、そのまま帰宅した。翌日、警察から自転車に接触した事故の件で状況を聞きたいと連絡が入った。接触した自転車に乗っていた人が、帰宅後、様態が急変し、病院に搬送されたことを聞いた。

1 事例の分析と課題

- (1) 負傷者の救護を最優先し、運転者としての義務を果たさなければならない。軽微と思われる場合や相手も怪我がないと思われる場合であっても、被害者に誠意ある態度で対応するとともに警察等へ連絡する必要がある。
- (2) 通勤路等、よく通る道路で、「ここは人通りが少ないから」「対向車はいつも来ないから」等の経験から来る思い込みを排除して運転しなければならない。
- (3) 児童生徒に交通安全指導を行う立場である教育公務員としての自覚を常にもち、交通事故を起こさないよう、また事故を引き起こす交通違反をしないよう十分に気を付けなければならない。
- (4) 管理職は、全職員の通勤届と通勤状況の確認をしておくとともに、交通違反を犯したり、事故に遭ったりした際には、直ちに管理職へ報告するよう徹底を図っておかなければならない。

2 緊急対応のポイント

(1) 負傷者救護、警察等への連絡

〔勤務時間外の場合〕

- ・事故を起こした教職員は、次の対応を行う。
 - ア 負傷者救護、現場の保存と二次的な被害の防止
 - イ 警察への届け出、事実確認
 - ウ 相手の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先の確認
 - エ 負傷者の搬送先の病院名、負傷の部位・程度の把握
 - オ 学校又は管理職への連絡
 - カ 目撃者の確認（氏名、住所等）

〔勤務時間内の場合〕

- ・事故を起こした教職員は、上記の対応を行う。
- ・状況に応じて管理職等が現場に急行し、上記の対応の措置状況を確認の上、補足措置を行う。

(2) 教育委員会への連絡

- ・管理職から電話等により事故の第一報を入れ、今後の対応について協議する。
- ・その後、適宜、続報を入れ、事故処理完了時点で文書で報告する。

(3) 対応方針の決定

- ・事故の状況により、PTA役員への報告、児童生徒への対応等について協議する。
- ・外部への対応の窓口は一本化し、管理職が担当する。

(4) 本人への指導

- ・管理職から当該教職員へ、事後処理について相手方への謝罪、見舞い等、誠意ある対応を行うよう指導する。
- ・教育公務員としての自覚と服務規律の遵守を指導する。

(5) 保護者への対応

- ・事故の社会的影響が大きいと考えられる場合は、教育委員会と連携を図り、保護者会の開催等により、事実及び今後の再発防止に向けた取組について説明・謝罪等を行う。

(6) 記録

- ・確認した事実と学校としての対応を記録しておく。

3 未然防止のポイント

(1) 教育公務員としての自覚の高揚

勤務時間内外を問わず、教育公務員としての自覚をもち、交通法規の遵守と安全意識の高揚を図る。

(2) 安全運転の徹底

自動車等を運転する場合には、交通法規を遵守し、安全運転に徹するとともに、特に次の点を徹底する。

- ・自動車等は凶器になりうることを常に意識し、自らの運転を過信しない。
- ・高齢者や子どもの特性を認識し、譲り合いと思いやりの気持ちをもって運転を行う。
- ・交差点に進入し、右折や左折をしようとするときは、徐行し、周囲の安全を十分に確認する。特に死角になりやすい部分については、細心の注意を払う。
- ・雨天時や夜間は、特に安全に留意して慎重に運転を行う。(早めのライト点灯を行う。夜間はハイビームで走行し、対向車がいるときだけロービームにする。速度を控えめにする。)
- ・ゆとりをもった運転を心がけ、制限速度を守るとともに、適切な車間距離をとり、絶対に無理な追い越しや割り込みをしない。
- ・シートベルト、ヘルメット、チャイルドシートを必ず装着する。

(3) 飲酒・酒気帯び運転の根絶

教職員には、その職責から、より高い倫理性が求められていることを自覚し、飲酒・酒気帯び運転は、絶対にあってはならない行為であることを深く認識し、強い自覚と自制心をもって、飲酒・酒気帯び運転の根絶を期する必要がある。

- ・量の多少にかかわらず、飲酒した場合にはいかなる理由があっても絶対に自動車等の運転をしない。なお、自転車も車両であることを踏まえ、自転車の運転も行わない。
- ・飲酒量や飲酒時刻によっては、翌日までアルコール分が体内に残存する可能性があることを十分認識し、翌日、アルコール分が残存している危険性が少しでもある場合は、自動車等を運転しない。

4 資料等

- ・信頼される教職員であるために-不祥事防止研修資料-(県教育庁教職員課 平成24年3月)

3 個人情報流出

〔USBメモリの紛失〕

A教諭は、担任している児童の成績一覧表のデータが入ったUSBメモリを持ち帰り、自宅で成績処理をすることにした。

帰宅途中、書店に立ち寄った。本を選ぶ際、本棚の上にUSBメモリの入ったカバンを置き、そのまま店内に置き忘れてしまった。店を出て忘れたことに気づき、再び店内に戻った時には、カバンがなくなっていた。

〔ファイル交換ソフト等を介しての個人情報の流出〕

A教諭は、子どもの調子が悪く、早く自宅に帰らなければならなかったため、学校の規定に従い、管理職に届出をした後、USBメモリに業務に必要なデータを保存し、自宅に持ち帰った。

自宅のパソコンで作業をした数日後、保護者からインターネット上に児童の情報が流れているという連絡が入った。A教諭は、自宅のパソコンにファイル交換ソフトをインストールしていたことを思い出した。

1 事例の分析と課題

〔USBメモリの紛失〕

(1) 成績などのデータは、学校からの持ち出しは、原則禁止されている。ただし、やむを得ない場合のみ、学校長等の許可を得たり、持ち出し簿に記録したりするなどの具体的な手順やルールを守ることで許可する規定を整えておく必要がある。

また、学校から情報を持ち出す時には、自宅に直行することが望ましい。どうしても下車が必要な場合、常に携行しておかなければならない。

(2) 紛失した場合、学校長等に紛失した情報、パスワードの有無等を報告するとともに、警察、紛失場所（鉄道やバス会社、店舗等の窓口等）に早急に届ける等の対応をすることが求められる。

〔ファイル交換ソフト等を介しての個人情報の流出〕

(1) ファイル交換ソフトをインストールしている個人所有のパソコンが、ウイルスに感染し、パソコン内にある情報がインターネット上に送信されることにより、個人情報が流出してしまうことがある。

(2) 流出した情報を削除することはほぼ不可能である。このため、未然に防ぐことが重要である。

※ いずれの場合も、被害の拡大防止、再発防止に向けての対応、本人や保護者への通知、謝罪等の事後対応が求められる。

2 緊急対応のポイント

(1) 管理職や関係機関等への報告・連絡

・当該教職員は、管理職に速やかに報告し、その指示を受けながら、書店の管理者、警察

へ紛失届（場合によっては盗難届）を提出する。

(2) 事実関係の把握及び教育委員会への報告

- ・管理職は、事実関係等の状況を把握するため、当該教職員から詳細な事実関係を聞いた
り、教職員を現場に派遣したりする。また、第一報を教育委員会へ入れる。

(3) 報道機関等への対応

- ・場合によっては、報道機関等外部への対応も必要となるので、管理職は、そのための校
内の体制を確立し、窓口を一本化する。

(4) 児童・保護者への対応

- ・児童のプライバシーに属する内容が第三者へ渡っている（ことも考えられる）ことから、
児童、保護者への謝罪や事情説明等を誠意をもって行う。

(5) その他

- ・この事例は、当該教職員の服務上の問題、管理職の管理責任が問われる問題である。管
理職は、適切な処理が行われるよう、教育委員会と連携するとともに、連絡を密にする。

3 未然防止のポイント

(1) 個人情報の持ち出しについて

- ・学校から個人情報等を持ち出す場合には、情報管理者の許可を得るなどのルールを明
確化し、漏えい等への防止対策を徹底する。
- ・電子メールにより非公開の情報を学校外へ送信する場合、当該情報にパスワードを設
定した上で送信するなど、必要に応じて保護対策を行う。
- ・個人情報の持ち出しによる漏えい事案では、教職員の認識不足によって発生する例が
多いことから、漏えいの危険性について、教職員に周知を図るとともに、研修を実施
する。

(2) パソコンのセキュリティー対策について

- ・学校で利用するパソコンはもちろんのこと、学校外で業務に利用するパソコンについ
ても、ウイルス対策ソフトのインストール、OSやソフトウェアのアップデート（最
新の状態に更新）をしておくこと。
- ・秘密情報、個人情報等の関係者のみが閲覧すべき情報については、パスワードで保護
するなど、アクセス制限の措置を行うこと。

(3) ファイル交換ソフトについて

学校外で利用したパソコンにファイル交換ソフトがインストールされており、コンピュ
ータウイルスに感染したことにより、パソコンに保存されていたファイルの漏えい事案が
発生している。このため、学校外で業務に利用するパソコンにファイル交換ソフトがイン
ストールされていないことの確認を徹底する。特に、自宅で利用する個人用のパソコンに
ついては、次の点に留意する。

- ・ファイル交換ソフトは、安易にインストールしない。
- ・ファイル交換ソフトの有無を点検し、これがインストールされたパソコンでは、児童
生徒等の個人情報を扱わない。
- ・当該パソコンに、児童生徒等の個人情報等が保存されているか否かを点検し、保存さ
れている場合は、適切に削除する等の措置をとる。
- ・ウイルスに感染した場合には、直ちに情報流出を遮断する措置を講ずる。

4 資料等

- ・教職員の情報セキュリティ意識を高める校内研修パッケージ（県総合教育センター）
- ・信頼される教職員であるために-不祥事防止研修資料-（県教育庁教職員課 平成24年3月）

4 体罰事件

A小学校では、普段から指導に素直に従わない児童が数人いた。ある日、これらの児童が業間休みが終わっても階段付近で勝手に遊び、教室に入らなかったため、担任のB教諭が何度も教室に入るように注意したが、まったく指示を聞かなかった。やがて一人の児童が「うるせえ。」と反抗的な態度をとったためカッとなり、「いい加減にしろ。」と言って当該児童の頬を平手で数回叩き、押し倒した。その拍子に当該児童は壁で頭を強く打った。

1 事例の分析と課題

- (1) 児童の怪我の有無を確認し、負傷に対する措置及び継続的な心のケアが大切である。
- (2) 学校側の責任が問われる事例であり、体罰が行われた態様・程度・経過・原因等の事実確認が必要である。
- (3) 保護者への誠意ある対応とともに、信頼回復が求められる。
- (4) 教職員に対して、体罰は理由のいかんを問わず許されない行為であるという意識の徹底を図る必要がある。

2 緊急対応のポイント

(1) 当該児童への速やかな対応

- ・担任は当該児童を保健室に連れて行き、応急処置を行うとともに管理職に連絡する。病院の受診について適切に判断し、保護者へ連絡の上、適切な方法で病院に搬送する。

(2) 状況の把握

- ・管理職は、当該教員及び関係者（当該児童や目撃者）から態様・程度・経過・原因等、体罰の状況や内容について事実を詳細に聞き取る。

(3) 関係機関等への報告（第一報）

- ・教育委員会（必要に応じてPTA会長等）へ事実内容や対応状況について報告する。

(4) 当該児童及び保護者への説明・謝罪

- ・複数の教職員の立ち会いのもと、当該児童へ謝罪する。
- ・家庭訪問等により、当該児童・保護者に対して管理職や当該教員等の関係教員が体罰の状況等を正確に伝え、誠意ある謝罪をする。
- ・どういう指導の経緯の中で起きたのかを十分に説明して理解を得ることに努める。

(5) 当該児童・保護者への心のケア

- ・学校として今後の指導・支援方針を検討するとともに、当該児童への声かけや保護者に当該児童のその後の様子を確認しながら、信頼関係の回復に努める。
- ・必要に応じて教育相談やスクールカウンセラー等を活用し、心のケアに努める。

(6) 関係機関等への報告（途中経過～最終）

- ・教育委員会へ経過を説明する。必要に応じて、PTA会長や役員会等へ経過説明を行うとともに、再発防止の取組等への理解を求める。

3 未然防止のポイント

(1) 教職員の意識改革

教職員一人一人が体罰は絶対に許されない行為であると認識し、全教職員の共通理解のもと、意識改革を徹底していく。また、日頃から研修を通じて教職員の人権意識を高め、体罰によらない指導方法を確立しておく。

(2) 生徒指導体制の点検

児童生徒理解に基づく指導が行われているか、児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努めているか、組織的な指導体制が確立しているかなどを定期的に点検する。

(3) 部活動の指導体制の点検

体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識をもつ。勝利至上主義の指導や部活動の閉鎖性の問題を理解し、科学的根拠に基づいた生徒の意欲的な活動を引き出す指導に努めているかなどを定期的に点検する。

(4) 一人一人を伸ばす指導の充実

教育活動全体を通じて、児童生徒が意欲的に取り組み、成就感を味わえるような指導や支援の充実を図る。

(5) 保護者・地域との連携

保護者や地域に対して、平素から体罰否定の明確な生徒指導方針を積極的に示し、理解と協力を求めておく。

4 法令・判例等

(1) 法令等

- ・学校教育法 第11条（学生・生徒等の懲戒）
- ・刑法 第204条（傷害） 第208条（暴行）
- ・地方公務員法 第29条（懲戒）
- ・民法 第416条（損害賠償の範囲） 第709条、第710条（不法行為）

(2) 判例等

- ・体罰事件で都と東久留米市に50万円の賠償命令（東京地裁 平成8年9月17日判決）

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（抜粋）

（文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知 平成25年3月13日）

【体罰の禁止】

- ・体罰は法律で禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）はいかなる場合も体罰を行ってはならない。
- ・体罰は児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。
- ・体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。

【体罰の事例（通常、体罰と判断されると考えられる行為）】

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。

○児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

5 メンタルヘルス

A教諭は、50歳代前半で、今年度現中学校に着任し学年主任となった。真面目な性格であり、前任校でも学年主任として活躍し、丁寧な指導にも定評があった。A教諭も当初はあまり不安をもっていなかったが、次第に、問題行動への対処方法などの学年運営で、学年団の教諭と意志疎通が図られていないと感じられることが続き、また、学力向上に取り組む教科指導を展開したが、前任校と違い生徒の反応がなく空虚な授業展開となっていった。

A教諭は、6月頃には頭痛、不眠、下痢等の症状に悩まされるようになり、内科を受診したが、症状は改善されなかった。同僚は皆多忙であり、互いに支え合うという雰囲気は職場に感じられなかったため、同僚に相談できずに短い休暇を取得しながら勤務を継続していたが、しばらくして、心身とも疲れ切って出勤できない状態となった。

1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、転勤によって、職員間の人間関係が形成されない時期に問題が生じ、相談をする同僚もなく一人で問題を抱え込んでしまった状況がうかがえる。問題を深刻化させないために、校内外で相談体制をつくる必要がある。
- (2) この事例では、A教諭は内科を受診していたが、心の専門家の受診がなされていなかった。管理職は、A教諭の異変に気づき、人権やプライバシーに配慮しながら早めに専門の医療機関への受診を指示し、本人への支援が図られるような体制づくりを行う必要がある。
- (3) 精神性疾患の発生については、職場環境の変化、仕事上のストレス、本人の体調、家庭の問題等、複数の要因の複合が考えられることから、状況を的確に把握した上で、医療機関と連携して対応することが求められる。

2 緊急対応のポイント

(1) 状況把握及び問題発見

- ・管理職は、本人との面接により、心身の状態や学級の状況、保護者との関係等を詳細に把握する。また、本人の人権やプライバシーに配慮しながら、他の教職員から情報を収集する。

(2) 医療機関への受診の指示

- ・頭痛、不眠、下痢といった身体症状が長引く場合は、管理職は専門の医療機関での受診を指示する。受診の指示に応じない場合は、粘り強く説得する。

(3) 主治医や家族との連携

- ・管理職は、主治医や家族と情報交換を十分行い、連携を密にして今後の校務の取扱いなど対応方法を定める。
 - ア 本人の同意を得た上で主治医と連絡を取り、主治医に学校での様子を伝えるとともに、治療方針等を確認する。
 - イ 学校や家庭の状況について、家族と情報交換し、それぞれの役割を確認する。

(4) 教職員の理解と協力体制

- ・管理職は、本人の人権やプライバシーに十分配慮しながら、他の教職員に状況を説明し、理解と協力を求めた上で、次の支援体制づくりを行う。
 - ア 本人に対する相談体制
 - イ 学年経営や教科指導にかかわる支援体制

(5) 生徒・保護者への対応

- ・当該教職員は、他の教職員の協力を得ながら、学年機能・教科指導の回復を図る。
- ・管理職は、保護者会等の適切な機会を設け、学年の状況や今後の指導方針及び対応方法について十分説明した上で、保護者の協力を求める。

(6) 教育委員会への報告・相談

- ・管理職は、本人の様子や保護者への対応等について、教育委員会に対して適宜報告し、教育委員会と十分に相談しながら、校内人事等、学校の体制を整える。

3 未然防止のポイント

(1) 教職員の意識啓発と研修

- ア 学校では、教職員がメンタルヘルスに関して正しく理解し、ストレスへの対処行動を身に付けるための研修を行う。
- イ 管理職は、教職員に対してストレスチェックのツールを利用しながら自らの状況を把握することやセルフケアに努めることの重要性を周知する。

(2) 校内相談体制の確立と相談機関の活用

- ア 管理職は、学校内で気軽に相談できる風通しの良い職場づくりや、教職員が共に問題を解決する円満なコミュニケーションづくりを行う。
- イ 管理職は、教職員に対して相談機関の活用について周知するとともに、自らも相談に当たり、人事管理に生かす。

(3) 早期発見及び早期対応

- ア 管理職は、日頃から教職員の心身の健康状態の把握に努め、症状があるときは、詳しく話を聞いた上で、相談機関の活用や専門の医師の診察を受けるよう指示する。
- イ 管理職は、学級経営・授業中の様子や校務業務について把握し、必要な指導・助言による速やかな初期対応を行う。

4 法令・判例等

法令等

- ・地方公務員法 第28条第2項第1号、同条第3項（降任、免職、休職等）
- ・職員の分限に関する条例 第3条（降任、免職及び休職の手続）、第4条（休職の効果）

○ ストレスとは？

ストレスは適度であれば健康を維持する上で必要なものだが、過剰なストレスが続き、緊張が持続したまましていると、知らず知らずのうちに心身のバランスを失い、体の変調を感じるようになる。

○ 関連HP等

- ・ようこそ「福利課健康管理班」のホームページへ
<http://www.youkoso-kenkoukanri.jp/>
- ・こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト （厚生労働省）
～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～
<http://kokoro.mhlw.go.jp>
- ・みんなのメンタルヘルス 知ることからはじめよう （厚生労働省）
<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

第3部 緊急対応チェックリスト

緊急対応チェックリストは、第2部で示したそれぞれの事例における緊急対応のポイントを1ページにまとめたものです。緊急時に、迅速かつ的確に対応することができるように、大きな字で簡潔に対応のポイントを示しました。危機管理体制の充実に向け、各校で作成されているマニュアルに付加するなど、それぞれの実態に応じて活用してください。

いじめ

いじめられた児童生徒とその保護者への対応

- 共感的な受け止め、丁寧な事実確認
- 保護者の思いを聞き、不十分な点は謝罪
- 連絡を密にし、具体的な対応等を説明

いじめた児童生徒とその保護者への対応

- 人権への配慮、客観的で正確な事実把握
- 相手の気持ちを考えさせる指導
- 行為の重大性に気付かせる毅然とした指導
- 指導に対する保護者の理解と協力

周囲の児童生徒からの聞き取り

- 聞き取りの範囲や内容・方法等の工夫

指導の留意点

- 明確な指導方針、具体的な指導内容、役割分担
- スムーズに情報共有できる連絡体制の整備
- ネット上の書き込みへの対応の検討
- 学級・学年全体への指導内容や方法の検討
- 被害児童生徒への継続した支援と保護者への連絡
- 被害児童生徒への継続したカウンセリング
- 加害児童生徒への継続した指導
- 教員による継続した観察と情報共有
- 状況に応じたネット上の継続監視

関係機関との連携

- 重大な事案（生命や身体の危険、犯罪行為等）やその恐れのあるいじめは、早急に警察へ相談・通報する。

生徒間等の暴力事件

被害児童生徒の安全確保

- 複数教職員での現場対応
- 負傷した児童生徒の応急処置

関係機関への連絡

- 消防へ連絡し、救急車を要請
- 警察へ連絡し、事件の内容を連絡
- 教育委員会への第一報

保護者への連絡

- 被害児童生徒保護者に、負傷状況及び搬送先を連絡
- 加害児童生徒保護者に、把握している事実を連絡

現場の保存

- 周囲の児童生徒を移動させて、現場を立入禁止にする

周囲の児童生徒からの情報収集

- 児童生徒の動揺を鎮める
- 正確な事実関係の把握

搜索

- 行方の分からない加害児童生徒保護のための捜査場所の分担
- 関係機関や地域への協力要請

役割分担の確認

- 事件概要についての共通理解
- 役割分担・対応方針を確認し、組織的に対応

他の児童生徒への指導

- 当該児童生徒の人権やプライバシーへの配慮
- 憶測による噂話をしないように指導

保護者への対応

- P T A 役員、教育委員会等との連携
- 緊急保護者会を開催し、事件概要や対応方針等を説明

その他

- 加害児童生徒の保護後も警察や教育委員会と連携
- 事件発生状況や指導の経過等の記録

自殺

対応方針の決定

- 状況把握、遺族への対応、在校生・PTAへの対応、教育委員会や警察との連携等、対応方針の決定
- 対応方針に基づいた役割分担

校内の体制づくり

- 弔問及び遺族の意向確認（今後の対応、葬儀への参列等）
- 連絡体制の整備と外部対応の一本化
- プライバシー等に考慮して在校生へ伝える
- PTA会長への連絡と保護者への対応

背景調査と心のケア

- すべての教職員からの聴き取り
- 関わりの深い児童生徒からの聴き取り
- 関係児童生徒等のケア

遺族への継続的な関わり

- 背景調査の経過や内容の説明
- 詳しい調査の実施についての提案・協議

詳しい調査の実施

- 遺族へ調査目的や方法など調査計画の説明
- 遺族へ調査経過及び最終結果の説明

再発防止

- 調査結果をもとにした再発防止策の検討と実施

不登校に関するトラブル

情報収集及び事実確認

- 関係教職員の召集
- 支援の経過や児童生徒の状況等の事実確認
- 複数の教職員による家庭訪問での保護者との話し合い

児童生徒・保護者への支援

- 保護者の気持ちをしっかりと受け止める
- 背景・要因にも着目した誠意ある対応
- 児童生徒の思いや願いをしっかりと受け止める

支援の方針の決定

- 教育委員会や相談機関から助言を得ながら、今後の具体的な支援策の決定
- 当該児童生徒に関わりをもつすべての教職員が参加した「誰が、どんな援助を、いつ（いつまでに）行うか」等の具体的な支援内容の検討

支援の継続

- 役割分担を明確にし、校内チームとした取組
- 適宜、取組成果を検証
- スクールカウンセラー、相談機関、適応指導教室等の連携
- 状態を見立てながら個に応じた働きかけ
- 保護者に不安や不信感を与えない配慮
- 就学義務違反への教育委員会と連携した督促

行方不明

情報収集

- 情報収集の方法や今後の対応についての確認
- 捜索に有力な情報を保護者に確認
- 関係機関等対応窓口及び指示系統の一本化

保護者への対応

- 行方不明者届の提出を勧める
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校から警察へ状況を伝える

対応方針の決定

- 管理職への連絡体制の整理
- 友人からの聞き取りの実施及び捜索に関する事項の決定
- 教育委員会への連絡

捜索

- 立ち寄り場所の特定化や地域割
- 複数人での捜索
- 定期的な学校への連絡
- 警察や育成センター等との連携
- 捜索終了時刻の決定
- 保護者・教育委員会等への報告

事後の本人への指導

- 生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー等との協力
- 警察、関係機関等との連携

学級がうまく機能しない状況

担任への支援体制の確立

- 関係教職員から情報収集
- 今後の対応方針、役割分担等の決定
- 交換授業、教科分担、チーム・ティーチング等の授業形態の工夫
- 指導計画や指導案を作成する等の取組を通して、担任に助言をする

保護者への対応

- 学級保護者会を開催し、現状を正確に知らせるとともに、指導方針・対応策を説明する
- 問題行動を起こす児童生徒の保護者に、本人の行動を伝え、指導方針を説明するとともに、学校への協力を依頼する
- 保護者の思いや心配を共感的に聞き、子どもへの接し方等について助言する

児童生徒への対応

- 一人一人と向き合う機会を多くもち、解決に向けて共に考える
- 担任との信頼関係づくりや落ち着いた学級づくりのため、全教職員で連携する
- 分かる授業づくり
- 学級でのルールづくり
- 保護者に現状確認や見守りを依頼するなど、学校と家庭の連携を進める

殺傷予告

電話での対応

- 電話内容等の正確な把握
- 周囲の教職員との連携

管理職への報告・関係機関への緊急連絡

- 管理職への迅速な報告
- 警察、消防への通報
- 教育委員会への状況報告

教職員の緊急招集・緊急職員会議

- 児童生徒を動揺させない
- 招集する教職員と児童生徒の対応をする教職員の役割分担
- 速やかな情報の共有

児童生徒・教職員の緊急避難

- 安全な場所への避難
- 人員点呼の徹底
- 児童生徒名簿、校舎配置図の携行
- 残留者がいないことの確認

緊急対策会議

- 関係機関からの指示等の集約
- 児童生徒への指示内容、保護者への説明内容・説明方法の確認
- 以後の対応や役割分担の決定

児童生徒・保護者への対応

- 不安の払拭
- 情報提供の呼びかけ
- 以後の日程及び注意点の確認
- 児童生徒の安全確保、以後の予定等について保護者へ連絡

関係機関との連携

- 警察や消防への情報提供
- 以後の対応についての相談

その他

- 関係機関と連携した個別の指導・援助
- 学校安全管理体制や指導体制の見直し
- 警察へのパトロール依頼

保護者からの苦情、要求

保護者への対応①

- 保護者の話を十分聞いてから、学校の立場や事実を説明する
- 事実や要求を明確に捉える
- 感情や態度に巻き込まれない
- あいまいな回答や安易な謝罪をしない

管理職への報告・事実確認

- 管理職・生徒指導主事等へ迅速に報告する
- 保護者の主訴・思い・不安等を踏まえて、事実確認をできるだけ早く、正確に行う

対応方針・方法の決定

- 管理職・生徒指導主事等でサポート体制を組み、情報共有、対応方針の決定を行う
- 直接対応する人を決め、その人をバックアップする体制をつくる
- 対応する時間や場所に注意する

保護者への対応②

- メモをとったり、録音したりすることの了解を得て、正確な記録を残す
- 確かな記録と事実に基づいて説明する
- 明らかに改善すべき点があれば、率直に謝罪する
- 理不尽な要求には応じず、毅然とした態度で対応する
- 暴力的な行為が行われた場合は、警察へ通報

授業中の事故

(理科の実験中の事故)

安全確保

- 実験中止を指示、児童生徒の不安の取り除き

応援の要請及び応急処置

- 負傷の有無・程度、教室や器具の被害の程度の確認
- 職員室に連絡、応援要請
- 負傷した児童生徒の応急処置
- 二次災害の可能性の確認、避難指示
- 救急車の要請

現場保存

- 現場保存、写真や対応等の記録を残す

保護者への対応

- 保護者に児童生徒の容態や搬送先等について連絡・説明
- 負傷した児童生徒への見舞い、誠意ある対応

事後指導

- 他の児童生徒が平静に授業を受けられるように事後指導

教育委員会への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報

対外的な窓口の一本化

- 関係機関や報道機関との対応を管理職に窓口一本化

部活動中の事故

応急処置及び安全確保

- 負傷の程度の確認、応急処置（心肺蘇生とAEDの使用）
- 救急車の出動を要請
- 周囲にいた部員から事故状況の聞き取り
- 救急車には、状況が説明できる教職員が同乗
- 練習中断を指示、生徒の不安を取り除く
- 現場保存

危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、事故の経緯を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

保護者への対応

- 保護者に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明
- 負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機する等誠意ある対応

関係機関への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 必要に応じて警察へ連絡、マスコミへのプレス発表

その他

- 学校は事故原因や状況について生徒や教職員、保護者に説明
- 教育委員会への事故報告
- 再発防止への取組

学校行事中の事故

(修学旅行中の交通事故)

安全確保及び関係機関への連絡

- 現場の状況を把握し、事故の続発を防止
- 児童生徒の人員点呼
- 救急車の要請、警察への通報

応急処置

- 負傷の程度の確認、応急処置
- 他の児童生徒へ声をかけ、安心感をもたせる
- 引率教員が救急車に同乗、病院へ付き添い

情報収集

- 警察、病院、旅行代理店等の関係諸機関と連絡をとり、情報を集約

保護者・学校への連絡

- 引率責任者は、事故の内容を学校へ急報
- 窓口を一本に絞って、警察・マスコミ関係等へ対応
- 学校の責任者は、保護者・教育委員会へ連絡・報告

日程の計画変更

- 引率責任者は、事故後の日程の計画変更または中止等の措置をとる

登下校中の交通重大事故

状況把握・応急処置、情報収集

- 第一報を受けた教職員は状況把握と管理職への報告
(被害児童生徒氏名、発生場所、119番通報有無、通報者の氏名、連絡先)
- 複数の教職員で現場へ急行
(児童生徒名簿、携帯電話、記録用紙等持参)
- 被害児童生徒の負傷程度の把握、事故状況等の情報収集

<救急車が到着していない場合>

- ・被害児童生徒への応急手当、心肺蘇生

<救急車が到着していた場合>

- ・教職員1名は、救急車への同乗と負傷程度等の把握、管理職、保護者への報告。もう1名は、現場での情報収集

<救急車が出発していた場合>

- ・消防署への搬送先の確認、教職員の医療機関への派遣、保護者への連絡

教育委員会への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報

被害児童生徒、事故目撃児童生徒等への対応

- 被害児童生徒への見舞い、保護者への誠意ある対応
- 事故目撃児童生徒等への心のケア

その他

- 保護者に安全指導等の協力依頼
- 事故現場の安全施設上の点検及び関係機関との改善検討

下校途中の事件（連れ去り未遂）

状況把握・関係機関への通報・連絡

- 管理職・教職員への緊急連絡
- 110番通報
- 被害児童生徒の負傷の程度、状況等の確認、家庭訪問

児童生徒の安全確保

- 校内にいる児童生徒の安全な下校
(保護者へ連絡、集団下校、引き渡し)
- 下校中及び帰宅している児童生徒の安否確認
(保護者への連絡)
- 帰宅後、戸外へ出ないように指導

関係機関との連携

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 警察の指示のもと近隣学校園や自治会等へ連絡し被害拡大を防ぐ

その他

- PTA、見守りボランティア団体等へ見守り活動、同伴登下校等の協力依頼

熱中症の事故

応急処置及び安全確保

- 容態の確認、応急処置（心肺蘇生とAEDの使用）
- 救急車の出動を要請、管理職へ報告

危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、事故の経緯を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

養護教諭の対応

- 救急救命士に児童生徒の容態と経過報告
- 救急車には、状況が説明できる教職員の同乗を指示

担任等の対応

- 活動の中断を指示、他の児童生徒の不安を取り除く

保護者への対応

- 保護者に、児童生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明
- 児童生徒を見舞い、交代で病院に待機する等誠意ある対応
- スポーツ振興センターの手続き説明

関係機関への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 必要に応じて警察に連絡、マスコミへのプレス発表

ストーカー被害

情報収集及び情報共有

- 当該児童生徒へのこれまでの経緯や被害状況の聞き取り
- 警察への相談することの指導
- 全教職員で情報の共有
- 安全確保のための対応等について協議

警察等との連携と迅速な相談

- 警察に情報提供、学校の対応について助言を受ける
- 教育委員会に状況を報告
- 保護者、警察、教育委員会への窓口の一本化

該当児童生徒等への指導

- 該当児童生徒への指導と心のケア
 - ・ 行為者へ拒否の意思を伝える
 - ・ 夜間の一人歩きはしないなど、外出時の注意
 - ・ 電話番号、メールアドレスの変更
 - ・ 危険を感じたら、大声を出す、付近の人に助けを求める
 - ・ 迷わず110番通報 等
- 関係する児童生徒に行為者からの問い合わせに応じないよう指導

器物損壊

情報収集及び初期の対応

- 破損状況の記録
- 教育委員会・警察への連絡
- 現場への立入禁止措置
- 破損箇所の補修

加害児童生徒への指導

- 毅然とした指導
- 共感的姿勢
- 問題行動の要因・背景の分析及び改善

他の児童生徒への指導

- 当該児童生徒の人権・プライバシーへの配慮

保護者への対応

- 今後の学校の指導方針を説明
- 今後の対応（弁償等）についての協議

関係諸機関との連携

- 教育委員会への報告
- 警察等の関係機関からの支援活用

性非行

情報収集

- 警察との連携による事実把握
- 要因・背景等の分析
- 指導方針の決定
- 教員の役割分担

児童生徒への個別指導

- 同性教員による指導等の配慮
- 行為の重大性を認識させる指導

保護者への対応

- 児童生徒への関わり方についての助言
- 医療機関への受診を勧める

他の児童生徒への指導

- 噂話の有無の確認、指導

指導の継続

- 養護教諭・スクールカウンセラー等の協力
- 警察等の関係機関からの支援活用

万引き

情報収集

- 警察との連携による事実把握
- 店舗での謝罪及び状況の聞き取り

児童生徒への個別指導

- 行為の重大性を認識させる指導
- 共感的姿勢

保護者への対応

- 店舗への対応についての助言
- 児童生徒への関わり方についての助言
- 学校と連携した指導・支援の確認

他の児童生徒への指導

- 噂話の有無の確認、指導

薬物乱用

情報収集及び関係機関との連携

- 警察、保健所、精神医療センター等からの情報収集
- 校長は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、経緯を記録
- 他の生徒や交友関係者等の関与等の情報収集
- 当該児童生徒及び他の児童生徒等からの聞き取り
- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報と助言を求める
- 把握した事実や状況の変化に応じ、教育委員会に適宜連絡

本人への個別指導

- 警察・医療機関等に指導助言を求める
- 専門医を受診させる
- 違法性・重大性を身体・精神・社会的な側面から指導
- 二次予防の指導徹底

保護者への対応

- 家庭内での支援について助言
- 医療機関の受診・通院を勧める

指導の継続

- 警察の指導助言を受け、学校の指導・対応を検討する
- 診断による医療機関の専門的助言を求める
- 児童相談所の助言により心のケア等を丁寧に行う
- 継続指導により、フラッシュバックを防止する

人権に関する問題（差別落書き等）

事実の正確な把握

- 管理職へ報告
- 事実関係の正確な把握
- 写真等による記録
- 落書きの消去

対応方針等の決定

- 対策委員会等の開催、対応方針等の決定
 - 管理職は役割分担等を決定し、対応を指示
 - 報道機関等への窓口の一本化
 - 時系列による詳細な記録
- 〔留意事項〕
- ・ 被害者の人権回復を最優先、二次被害の防止
 - ・ 迅速かつ組織的な対応
 - ・ 学校の主体性において解決
 - ・ 人権教育の内容や方法の見直し（指導の充実）

関係機関等との連携

- 教育委員会へ連絡
- 必要に応じて関係機関等との連携

児童生徒への指導

- 関係児童生徒への個別指導・家庭訪問
 - 関係児童生徒の心のケア
 - 学級指導、学年指導
- 〔留意事項〕
- ・ 教職員の共通理解のもとでの指導
 - ・ 指導に際して児童生徒の人権に配慮
 - ・ 計画的、継続的な指導

P T A と の 連 携

- 必要に応じて緊急保護者会の開催
- 保護者研修の見直し

児童虐待

虐待の気付き・発見

- 「子どもが心配」チェックリスト^{*}の活用
- 時系列で具体的に記録（傷やあざは絵などで記録）

報告と相談

- 管理職へ報告・相談

校内組織会議の開催

- 情報の収集、共有、分析
- 初期対応について検討
- 通告について検討
- 役割分担（必要に応じて支援チームの結成）

初期対応、通告・相談等

- 児童生徒の身の安全の確認・確保
- 家庭訪問・保護者面接は複数で対応
- 性的虐待は、詳しい話を聞き出そうとせず、早期に専門機関へ相談
- 外部機関との対応窓口の決定
- 原則として市町村の相談窓口へ通告
- 緊急性が高い場合は児童相談所へ通告
- 生命の危険を感じた場合は警察へ通報

通告後の対応

- 一時保護等で通学困難な児童生徒の学習機会の保障
- 関係機関との積極的な情報交換
（定期的に、又は状況の変化等に応じて）
- * 関係機関への情報提供は概ね1か月に1回

家庭から分離された児童生徒への対応

- 施設との日常的な連絡・定期的な情報交換
- 施設との機会を捉えた相互訪問や行事への参加

^{*}「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」（岡山県教育委員会 平成23年3月）に掲載

D V（ドメスティック・バイオレンス）

状況把握及び支援情報の提供

確認事項

- ・ 児童生徒への加害の有無
- ・ 関係機関等への相談状況
- ・ 保護命令の発令等の有無
- ・ 連絡先、連絡方法等

（注）児童生徒に対する暴力等が疑われる場合は、児童虐待として対応

被害者へ支援情報の提供

- ・ 配偶者暴力相談支援センター等の紹介

管理職へ報告

対応方針等の決定

対策委員会等の開催

被害者の居所等に関する情報管理の徹底

〔対応のポイント〕

- ・ 対応窓口の一本化（問い合わせ等への対応）
- ・ 校内での安全確保（校内への立ち入り等への対応）
- ・ 登下校時の安全確保（待ち伏せ等への対応）

関係機関等との連携

教育委員会へ連絡

配偶者暴力相談支援センター等との連携

警察への協力要請

児童生徒、保護者（被害者）への対応

緊急時の対応等について確認

関係児童生徒の心のケア

一時保護等で通学困難な児童生徒の学習機会の保障

保護者（加害者）への対応

被害者の意向を踏まえ、関係機関等と連携して対応

開示請求等に対しては、個人情報保護条例等に則り、適切に対応

転学手続き等に係る配慮事項

関係者間での情報共有

転学先の学校名等に関する情報管理の徹底

感染症の発生

(結核)

関係機関等への連絡

- 校長は教育委員会へ報告
- 学校医及び所轄の保健所へ連絡
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

情報収集

- 結核と診断された児童生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握
- 結核と診断された児童生徒の交友関係、学校活動等の調査
- 他の児童生徒や教職員の健康状態の把握

保健所との連携

- 保健所が設置する「結核対策委員会」に加わる
- 臨時の健康診断実施の場合、保健所に協力する
- 他の児童生徒の「BCG接種歴」「健康観察記録」「既往病歴」「健康診断結果」を整理
- 教職員の「定期健康診断結果受診状況」等の整理

保護者への対応

- 学校は臨時の健康診断について、保護者に説明
- 該当児童生徒のプライバシーの保護

学校給食による食中毒

早期発見

- 児童生徒の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見

情報収集

- 出席者の様子や異常の訴え、欠席者等の状況を把握

児童生徒への対応

- 食中毒の正しい知識、手洗いの励行等保健指導の実施
- 症状のある児童生徒は、速やかに医療機関で受診
- 保護者に、診断結果の報告を依頼
- 罹患児童生徒の見舞い及び状況確認

関係機関との連携

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報を
- 学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応
- 管理職は対策委員会等を設置
- 管理職は、保健所・教育委員会が行う検査や調査について全面的に協力
- 立入検査がある場合は担当責任者を定めて的確に対応
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

保護者との連携

- 保護者に、連絡及び健康調査、検便検査等への協力依頼、対応について連絡・説明

その他

- 罹患児童生徒への心のケア

学校給食への異物混入

状況の把握とその対応

- 他学級における異物混入の有無の確認
- 児童生徒の健康状態を把握
- 現場保存
- 学校全体の状況の取りまとめ
- 救急車の必要がある場合は出動を要請
- 救急車には、教職員が同乗
- 児童生徒の不安の取り除き

危機管理体制の確立

- 保健所等に報告し、その指導・助言を受ける
- 管理職は、当日及び翌日からの対応を決定する
- 管理職は、関係教職員に対応を指示し、経過を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

保護者への対応

- 保護者に、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明

関係機関等への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 混入した物によっては、学校医、学校薬剤師に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応

食物アレルギー

状況の把握・応援の要請

- 児童生徒の状態確認（意識状況・呼吸・心拍等の把握、症状・経過の把握）
- 他の教職員の協力を求める
- 養護教諭は応急処置
- 管理職へ連絡
- 内服薬、エピペンを準備

児童生徒への対応

- アナフィラキシー症状、ショック症状の場合はその場で安静に
- 緊急性が高いアレルギー症状の場合は直ちにエピペンを打つ
- アナフィラキシーの兆候が見られる場合、エピペンを打った場合は救急車を要請
- 意識がない場合は、気道確保
- 呼吸がない場合は、心肺蘇生（AEDの準備）

保護者への対応

- 保護者に、児童生徒の症状や経過、搬送先等を連絡
- 管理職、担任等が病院に向かい、詳細を説明

関係機関との連携

- 学校医及び主治医に連絡

その他

- 管理職は、情報収集し、詳細に記録する
- 管理職は、教育委員会へ報告
- 窓口の一本化

学校給食での誤嚥による窒息事故

状況の把握と処置

- 一刻も早く気道異物を除去するよう努める
- 周囲にいた児童生徒からの事故状況の聞き取り
- 救急車の出動を要請（救急車には、教職員が同乗）
- 当該児童生徒に反応がない場合、直ちに心肺蘇生を開始

危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

児童生徒、保護者への対応

- 児童生徒の不安を取り除く
- 保護者に、児童生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明

教育委員会への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報

地震災害

安全確保及び火気の始末

- 窓から離れ机の下にもぐるよう指示
- 野外では、落下物から頭を守り、空き地などに避難
- 無理のない範囲で消火、ガスの元栓を閉める

情報収集

- 授業担当教員は、負傷の有無、程度を確認
- 授業のない教職員は、各教室に急行。被害状況を確認
- 管理職は、テレビ等で津波情報等を把握
- 管理職は、救護や避難の実施方法等を決定

避難の指示及び誘導

- 管理職は、津波にそなえ、避難場所、避難経路を決定
- 校内放送等を通じて避難指示
- 校外活動引率教員に、携帯電話等で避難場所等を指示
- 授業のない教職員は、避難の誘導と安全確保
- 授業担当教員は、指示により避難開始

避難場所での対応

- 人員確認、負傷者の状況確認
- 必要に応じ救急車の要請
- 養護教諭等による救護班を組織し対応
- 負傷者の保護者や家庭に連絡

教育委員会への報告

- 学校の状況を報告し、必要があれば支援要請を

その他

- 授業の継続や中止等を判断する際、次の点に留意
 - ・ 施設設備点検、安全確認
 - ・ テレビ等で状況把握
 - ・ 校区内の被災状況等を把握
 - ・ 通学路の安全確認
 - ・ 下校の際は保護者と連絡がとれるまで学校に待機

竜巻

身を守るための行動の指示

校内放送等で身を守るための行動をとるよう指示

〔教室にいる場合〕

- ・窓を閉める
- ・カーテンを引く
- ・窓ガラスから離れる
- ・低い姿勢
- ・頭を守る 等

〔教室以外の校舎内にいる場合〕

- ・ガラスを避けられる場所へ
- ・壁に近いところでしゃがむ
- ・頭を守る 等

〔運動場などの屋外にいる場合〕

- ・頑丈な建物に避難 等

避難場所での対応

- 風が収まり、安全確認後、校内放送等で避難の指示
- 人員確認、負傷者の状況確認
- 必要に応じ救急車の要請
- 養護教諭等による救護班を組織し対応
- 負傷者の保護者や家庭に連絡

教育委員会への報告

- 学校の状況を報告し、必要があれば支援要請を

その他

- 授業の継続や中止等を判断する際、次の点に留意
 - ・施設設備点検、安全確認
 - ・テレビ等で状況把握
 - ・校区内の被災状況等を把握
 - ・通学路の安全確認
 - ・下校の際は保護者と連絡がとれるまで学校に待機

学校施設に起因する事故 (ベランダからの転落)

負傷者の確認及び応急処置

- 負傷者への応急処置及び管理職への連絡
- 救急車の要請・保護者への連絡
- 周囲の児童生徒への動揺等への配慮

救急車への同乗・保護者への連絡

- 教職員の救急車への同乗
- 保護者への連絡（医療機関先、負傷状況等）

付近の立ち入り規制・情報収集

- 事故現場等の立ち入り規制
- 児童生徒の目撃情報等、情報収集
- 情報・記録の一元化

関係機関等への連絡

- 警察への連絡（事故状況、負傷状況等）
- 教育委員会への一報

その他

- 事故現場の安全施設上の改善検討及び措置

校内への不審者侵入

不審者への対応・被害児童生徒の安全確保

- 教職員への緊急連絡（応援要請）
- 負傷の程度の確認、応急処置（救急車の要請）
- 複数教職員の不審者捜査及び不審者対応
（不審者発見時には防衛・隔離）

児童生徒の安全確保

- 緊急放送等による指示
- 部活動等の中断および避難誘導
- 校内にいる全児童生徒の安否確認

関係機関との連携

- 110番通報
- 警察の指示のもと近隣学校園や自治会等へ連絡し被害拡大を防ぐ

情報収集・報告

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 事件に関する情報収集

児童生徒・保護者への対応

- 被害児童生徒の保護者に連絡及び説明（状況により家庭訪問）
- 校内にいる児童生徒の安全な下校（保護者への迎え）
- 下校中の児童生徒の安否確認（保護者への連絡）

シックハウス症候群

状況の把握・対応

- 換気と安全な場所への移動
- 当該場所の使用中止
- 校長は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、事故の経緯を記録
- 当該児童生徒及び周囲にいた児童生徒等から状況の聞き取り
- 当該児童生徒と全児童生徒の健康観察及び経過観察
- 外部への情報提供等、管理職による窓口一本化

児童生徒への対応

- 症状等の程度の確認、応急処置
- 必要に応じ専門医を受診
- 全児童生徒の不安の払拭

保護者への対応

- 当該児童生徒の保護者に、児童生徒の症状や経過、学校の対応について連絡・説明
- 全校児童生徒の保護者に、状況と学校の対応についての周知

関係機関との連携

- 学校薬剤師に相談し、状況に応じて学校環境衛生検査（臨時）

教育委員会への報告

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 状況の変化に応じ適宜連絡

薬品の紛失・盗難

確認・報告

- 全教職員に薬品の使用の有無を確認
- 薬品管理簿等により、残量や数量を確認
- 紛失・盗難を管理職に報告し、速やかに全教職員に連絡
- 管理職は教育委員会に報告し、直ちに警察署に届出
- 現場保存

安全管理

- 管理職は、直ちに水道水等の飲用の禁止を指示
- 担任は、児童生徒に事情を説明するとともに、体調異常の有無を把握し、異常がある場合は養護教諭に連絡
- 養護教諭の対応後、必要があれば医療機関を受診
- 担任は、体調異常があった児童生徒の保護者に連絡

紛失物の発見

- 児童生徒に薬品の危険性を説明し、所持を確認
- 全教職員による校内点検

関係機関への報告

- 必要があれば、保健所、消防署に届出

その他

- 給食、授業の実施の可否について検討
- 学校は事件の状況について保護者に説明
- 教育委員会との連携を密にし、再発防止へ取り組む

セクシュアル・ハラスメント、 パワー・ハラスメント

相談体制の確立

- 2人の教職員で対応（セクシュアル・ハラスメントの場合は、同性の教職員が同席）
- 相談時間、相談場所を配慮
- 関係者のプライバシー、人権を尊重
- 秘密厳守

相談者からの事実関係等の聴取

- 相談者から状況を確認
 - ・被害者と加害者とされる教職員の関係について
 - ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントがいつ、どこで、どのように行われたか
 - ・相談者が加害者とされる教職員にどのような対応をとったか
 - ・他の同僚等に相談したか
- 聴取した内容を相談者に確認し、記録

加害者とされる教職員からの事情聴取及び指導

- 加害者とされる教職員から状況を確認
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについて説明
- 被害者との信頼関係を回復
- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントと判断できない場合、第三者から事実関係を聴取

相談者に対する説明

- 確認した事実関係を伝達
- 今後の対応について説明

教育委員会への報告

- 教育委員会へ報告

交通事故

負傷者救護、警察等への連絡

〔勤務時間外の場合〕

- 事故を起こした教職員は、次の対応を行う
 - ・ 負傷者救護、現場の保存及び二次被害の防止
 - ・ 警察への届出、事実確認
 - ・ 相手の住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先の確認
 - ・ 負傷者の搬送先の病院名、負傷の部位・程度の把握
 - ・ 学校への連絡
 - ・ 目撃者の確認（氏名、住所等）

〔勤務時間内の場合〕

- 事故を起こした教職員は、上記の対応を行う
- 状況に応じて、管理職等が現場に急行し、上記の対応の措置状況を確認の上、補足措置を行う。

教育委員会への連絡

- 管理職から第一報を入れる
- 適宜、続報を入れる
- 処理完了時点で文書報告

対応方針の決定

- 事故の状況によって、PTA役員への報告、児童生徒への対応について協議
- 外部対応の窓口の一本化

本人への指導

- 相手方への謝罪、見舞い等誠意ある対応について指導
- 教育公務員としての自覚、服務規律の遵守について指導

保護者への対応

- 事故の状況によって、保護者会の開催による説明、謝罪

記録

- 学校としての対応の記録

個人情報流出

管理職や関係機関等への報告・連絡

- 管理職への報告
- 紛失場所の管理者への連絡
- 警察への紛失届（盗難届）の提出

事実関係の把握及び教育委員会への報告

- 当該教職員から事実関係の確認
- 教職員を現場に派遣
- 教育委員会へ第一報

報道機関への対応

- 校内体制の確立
- 窓口を一本化

児童生徒・保護者への対応

- 児童生徒・保護者への謝罪、説明

その他

- 教育委員会との連携

体罰事件

当該児童生徒への速やかな対応

- 怪我の有無の確認
- 保健室での処置
- 保護者への連絡と病院での受診

状況の把握・管理職等への報告

- 当該教職員からの聞き取り
- 関係者（当該児童生徒・目撃者）からの聞き取り

関係機関等への報告（第一報）

- 教育委員会（必要に応じてPTA会長等）へ報告

当該児童生徒及び保護者への説明・謝罪

- 当該児童生徒への謝罪
- 家庭訪問による状況説明・謝罪

当該児童生徒・保護者への心のケア

- 今後の指導・支援方針の検討
- 当該児童生徒への声かけ
- その後の本人の様子を保護者に確認
- 教育相談やスクールカウンセラー等の活用

関係機関等への報告（途中経過～最終）

- 教育委員会へ報告
- PTA会長等へ経過及び再発防止の取組を説明

メンタルヘルス

状況把握及び問題発見

- 面接により、心身の状態や学級の状況等を把握
- 他の教職員から情報を収集
- 本人の人権やプライバシーに配慮

医療機関への受診の指示

- 専門の医療機関での受診指示

主治医や家族との連携

- 本人の同意を得た上で主治医と連絡を取り、治療方針等を確認
- 家族と情報交換し、役割の確認
- 今後の校務の取扱いなど対応方法の決定

教職員の理解と協力体制

- 本人に対する相談体制整備
- 学級経営や教科指導に関わる支援体制

児童生徒・保護者への対応

- 他の教職員の協力を得て、学級機能の回復を図る
- 管理職は学級の状況や今後の指導方針等、保護者に説明し、協力を求める

教育委員会への報告・相談

- 管理職は教育委員会に適宜報告及び相談